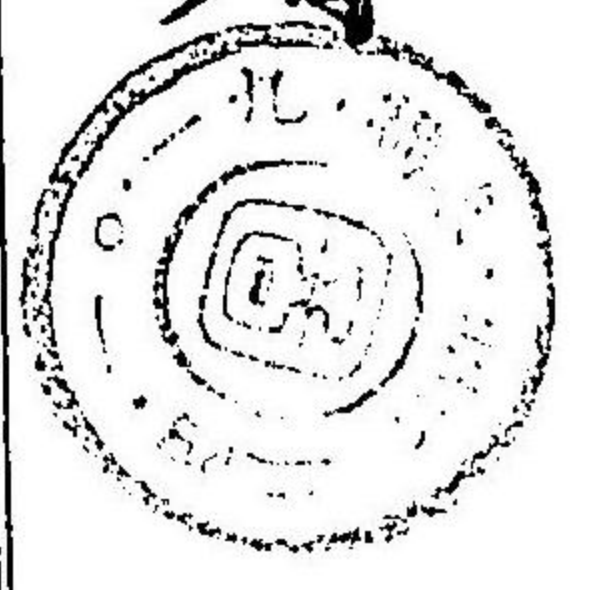


2100/24

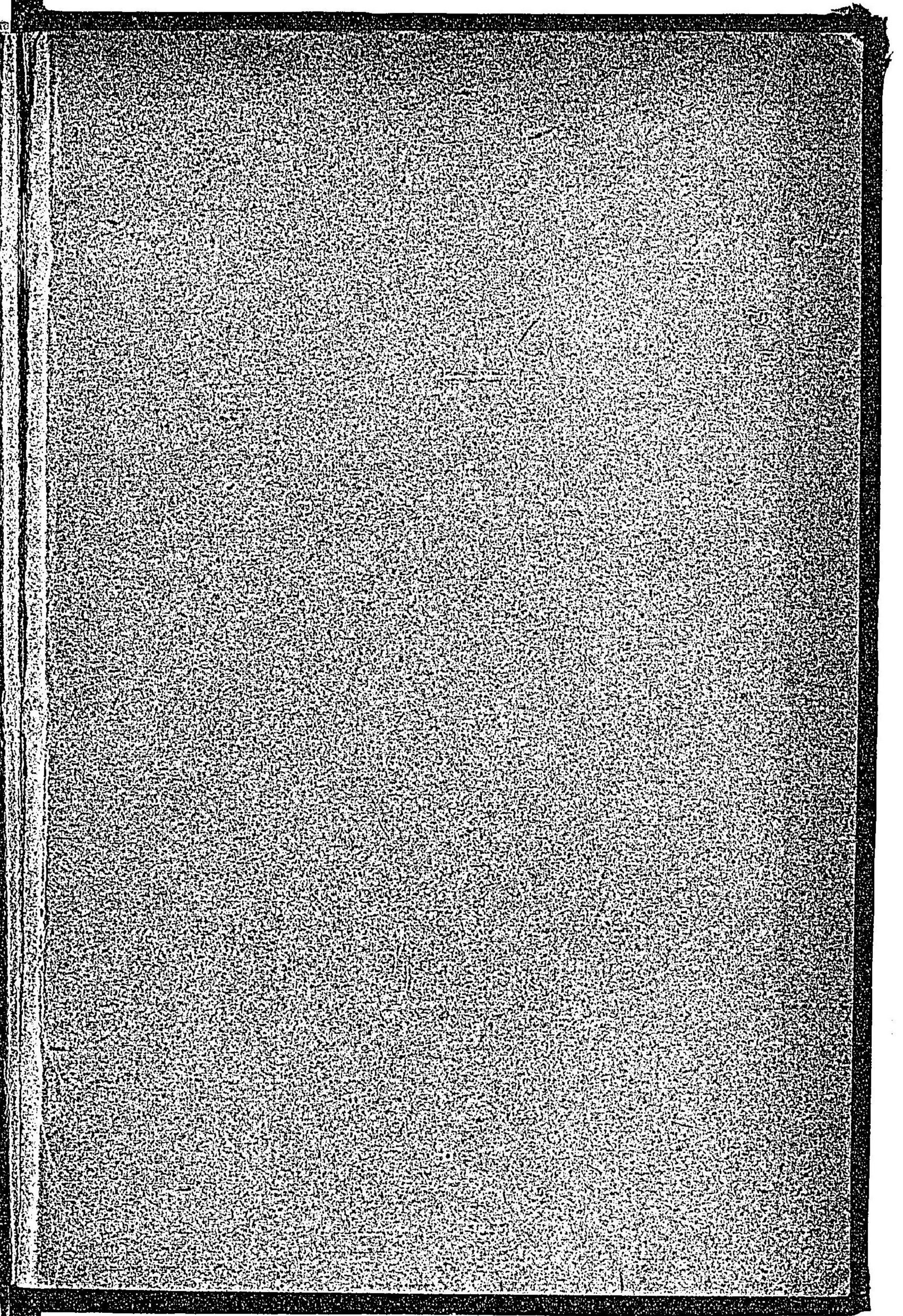
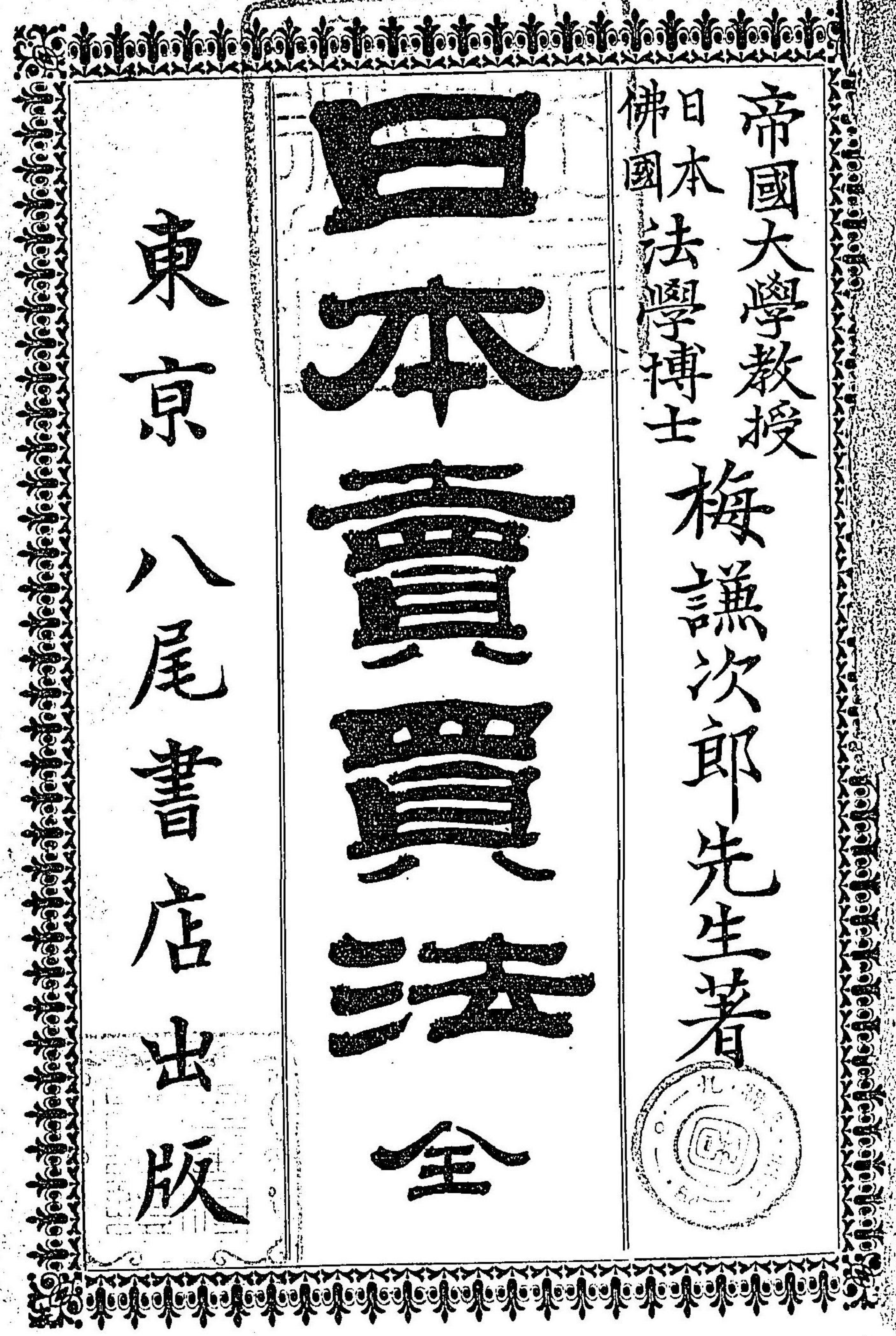
帝國大學教授  
日本法學博士

梅謙次郎先生著



# 日本實買法全

東京八尾書店出版





日本賣買法目次

第一章	總論(自二至二十)	二
第二章	賣買ノ必要條件(自廿一至六七)	四十五
第一節	承諾(自廿二至卅八)	四十七
第一款	賣買ノ双務豫約(自廿五至卅二補)	五十
第二款	賣渡ノ片務豫約(自卅三至卅六補)	六十五
第三款	買受ノ片務豫約(卅七)	七十二
第四款	手附アル賣買豫約(卅八)	七十五
第二節	物件(自卅九至五七補)	七十七
第三節	代價(自五八至六一)	百四
第四節	能力(自六二至六七)	百十三

目次

一



第三章 賣買ノ効果(自六八至百七八)

第一節 賣主ノ義務(自六九至百六三)

第一款 引渡ノ義務(自七二至九二)

第二款 擔保ノ義務(自九三至百六三)

第一 追奪擔保(自九四至百五四)

一 追奪擔保ノ性質(自九五至百〇一)

二 追奪擔保ノ要件(自百〇二至百〇九)

甲 賣買ノ種類ニ關スル要件(自百〇三至百〇五)

乙 追奪ノ性質ニ關スル要件(百〇六)

丙 追奪ノ原因ニ關スル要件(自百〇七至百〇八)

丁 追奪ヲ受ケタル人ニ關スル要件(百〇九) 二百頁

三 追奪擔保ノ効果(自百十至百五一) 二百二頁

甲 賣主自ラ追奪ヲ行フヘカラス(百十一) 二百三頁

乙 賣主ハ他人ノ追奪ヲ卻ケサルヘカラス

(百十二) 二百四頁

丙 買主追奪ヲ受クルルハ賣主其損害ヲ賠

償セサルヘカラス(自百十三至百五一) 二百六頁

イ 法律上ノ擔保(自百十四至百五十補) 二百七頁

ロ 合意上ノ擔保(百五一) 二百七十七頁

附 追奪擔保ニ關スル二三ノ問題(自百五二至百五四) 二百八十一頁

第二 瑕疵擔保(自百五五至百六三) 二百八十九頁

第二節 買主ノ義務(自百六四至百七八) 三百十八頁

第一款 物件ヲ引取ルノ義務(自百六五至百六六) 三百十九頁

第二款 代價ヲ拂フノ義務(自百六七至百七八) 三百二十二頁



第一 代價ヲ拂フヘキ場所及ヒ時日(自頁七至頁七) 同

第二 代價ノ利子(自頁七一至頁七七) 三百三十五頁

第三 買主ヲシテ代價ヲ拂ハシムルノ方法(頁八) 三百四十五頁

第四章 賣買ノ解除(自頁七九至二六七)

第一節 義務ノ不履行ニ因ル解除(自頁八二至二一五) 三百五十二頁

第一款 解除權ノ性質(自頁八三至頁八五) 三百五十四頁

第二款 解除權ヲ行ヒ得ヘキ場合(自頁八六至頁八九) 三百五十七頁

第三款 解除シ得ヘキ賣買(自頁九十至頁九二) 三百六十一頁

第四款 解除ノ方法(自頁九三至二〇二) 三百六十三頁

第五款 解除ノ効果(自二〇二至二一一) 三百七十五頁

第六款 解除權ノ消滅(自二一二至二一五) 三百九十三頁

第二節 受戻ノ權能(自二一六至二六七) 三百九十八頁

第一款 受戻ノ期限(自二二一至二三一) 四百七頁

第二款 受戻期限内賣主買主ノ權利(自二三一至二四〇) 四百二十五頁

第三款 受戻ヲ請フニ必要ナル條件(自二四一至二四七) 四百三十九頁

第四款 賣主又ハ買主數人アル場合(自二四八至二五八) 四百五十頁

第五款 受戻ノ効果(自二五九至二六四) 四百六十九頁

附 受戻約束附賣買ヲ以テ行ヒ得ヘキ詐偽(自二六五至二六七) 四百八十頁

第五章 特別ノ賣買(自二六八至三〇三)

第一節 不分物ノ競賣(自二六八至二八一) 同

第一款 不分物競賣ノ場合(二六九) 四百八十四頁

第二款 不分物競賣ノ手續(自二七〇至二七一) 四百八十六頁

第三款 不分物競賣ノ効果(自二七二至二八二) 四百八十九頁



第二節 權利ノ讓渡(自二八二至三〇三)	五百二頁
第一款 法律上ノ擔保(自二八五至二九二)	五百六頁
第二款 合意上ノ擔保(自二九三至三〇三)	五百二十四頁
附 交換(自三〇四至三一六)	五百三十九頁
第一節 賣買交換通則(自三〇七至三一三)	五百四十三頁
第二節 賣買交換差異(自三一三至三一六)	五百四十七頁

本日賣買法目次終

本日賣買法伊呂波索引

(イ)ノ部

一部追奪 其何物タルコト(百十四)	二百七頁
之レニ分チタル一部追奪、分タサル一部追奪、負擔ノ露顯	
及ヒ地役ノ追奪ノ四類アルコト(百三十七)	二百四十八頁
交換ニ關スル其結果(三一三)	五百五十一頁
用方ニ因ル不動産 賣却セル不動産ノ附屬物ナルコト(八二)	百五十三頁
不動産變シテ之レトナルトキハ賣主尙ホ解除權ヲ行フコ	
トヲ得ルコト(二一三)	三百九十六頁
用益權 買主物件ノ上ニ之レアルコトヲ發見スルトキハ賣	



主ニ擔保ノ義務アルコト(百〇六、百〇七、百〇八、百五十)

百九十二、百九十六、百九十九、二百六十八頁以下

所有權ト同一ノ規則ニ從ヒ讓渡スヘキコト(二八三) 五百四頁

有益費 其何物タルコト(百二十三、二〇二) 二百十八、三百七十七頁

追奪ノ場合ニ於テ賣主買主ニ其全額又ハ増價額ヲ償還

スヘキコト(百二十五以下) 二百二十一頁以下

賣買解除ノ場合ニ於テモ亦タ同シキコト(二〇二) 三百七十七頁

賣主受戻權能ヲ行使スルトキモ亦タ同シキコト(二四六) 四百四十七頁

移權稅 賣買ノ双務豫約ニ於テ双方協議ノ上之レヲ取消サ

ント欲スルトキ佛國ニ於テ之レヲ拂フヘキヤ否ヤ(廿

六以下) 五十二頁以下

賣渡ノ片務豫約ニ於テハ如何(卅五) 六十九頁

受戻期限ヲ延長セシ場合ニ於テハ如何(二二六) 四百十七頁

委棄 買主之レヲ爲スコトヲ得ルコト(百五十) 二百七十五頁

……後ノ公賣アリタル後ハ佛國ニ於テハ解除權ヲ行フ

コト能ハサルコト(二〇七) 三百八十五頁

(ロ)ノ部

羅馬法 賣買ヲ以テ既ニ諾成契約トセシコト(三) 八頁

賣買ハ賣主ノ權利ヲ買主ニ移スノ効果アラサリシコト 十二、百七十五頁

(五、九五) 十三頁

賣買ト交換トヲ區別セシヤ否ヤ(六) 二十三頁

所有權移轉ノ方法ト其原因トヲ區別セシコト(九) 二十三頁

代價ヲ拂ヒタル後ニ非サレハ所有權買主ニ移轉セサリ

シコト(九) 同



危険所有者ノ負擔ニ在リトセシコト及ヒ賣買契約ノ後

直チニ危険買主ノ負擔ニ歸スルモノトセシコト(十)二十四頁  
手附ヲ二種ニ分チシコト(卅八) 七十六頁

他人ノ物ノ賣買有效ナリシコト(四五) 八十五頁

其末世ニ十年乃至二十年ノ時効ニ善意ト正權原トヲ要

セシコト(五三) 九十六頁

引渡ノ效果重要ナリシコト(七二) 百四十頁

賣主自ラ追奪ヲ行フコト能ハサリシコト(九六) 百七十七頁

追奪擔保ニ倍額要約ヨリ生スルモノト賣買契約ヨリ生

スルモノト二種アリシコト(百、百四五) 百八十三、二百五十九頁

擔保ノ償金佛國民法ト異ナリシコト(百十九) 二百十二頁

不動産賣買ニモ瑕疵擔保アリシコト(百五八) 二百九十七頁

物件果實ヲ生スルト生セサルトニ論ナク都テ引渡ノ日

ヨリ買主代價ノ利子ヲ拂ヒシコト(百七五) 三百四十頁

其末世ニ缺損ニ基キ賣買ヲ銷除スルコトヲ許シ、コト

(百八十) 三百四十七頁

賣主一タヒ買主ニ代價ヲ請求スルトキハ解除權ヲ失ヒ

シコト(二一四) 三百九十六頁

「リシタシヨ」ハ競賣ノ總稱ナリシコト(二六八) 四百八十四頁

分割ノ效果認定的ナラサリシコト(二七二) 四百九十二頁

交換ハ無名契約ナリシコト(三〇四) 五百四十一頁

交換ノ解除第三者ニ對シテ效ナカリシコト(三一) 五百四十六頁

(ハ)ノ部

賣買 其實用及ヒ定義(二) 二頁



其性質(三以下)

六

七頁以下

其諾成契約ナルコト(三三〇七)

七、五百四十三頁

其双務契約ナルコト(四)

十頁

之レト交換トノ差異(六、三一三以下)

十四、五百四十七頁以下

之レト代物辨濟トノ差異(七、八)

十六頁以下

其效果大要(九以下)

二十二頁以下

体様ヲ具フルモノ(十二以下)

二十七頁以下

停止條件ヲ具フルモノ(十三)

二十七頁

解除條件ヲ具フルモノ(十四)

二十九頁

衡數度量ヲ以テセルモノ(十五以下)

三十四頁以下

其物件一括商品ナルトキ(十八)

三十九頁

試験ヲ要スル場合(十九)

四十頁

其物件試味スヘキ物品ナルトキ(二十)

四十二頁

其必要條件(廿一以下)

四十五頁以下

其效果(六八以下)

百三十一頁以下

其解除(百七九以下)

三百四十六頁以下

特別ノ……(二六八以下)

四百八十三頁以下

補足金アル交換ハ之レナルカ(三〇五)

五百四十二頁

其規則ハ交換ニモ適用スヘキヲ常トスルコト(三〇七)五百四十三頁

賣買法 其何物タルコト(一)

一頁

賣買ノ豫約 賣買ニ等シキヤ否ヤ(廿二以下)

四十七頁以下

其種類(廿三)

四十八頁

其双務ナルトキ(廿五以下)

五十頁以下

其片務ナルトキ(卅三以下)

六十五頁以下



其手附アルトキ(卅八)

七十五頁

賣買ノ双務像約 其何物タルコト(廿三、廿五)

四十八、五十頁

其效果(廿六以下)

五十一頁以下

倍額要約 其何物タルコト(百)

百八十三頁

…ノ訴權ハ一部追奪ヲ受ケタルモノ之レヲ行フコト

能ハサリシコト(百四五)

二百五十九頁

發明特許 其讓渡ハ特許局ノ帳簿ニ登録スヘキコト(二八三) 五百四頁

法律上ノ代理人 債權者ハ債務者ノ…後見人ハ未成年者

ノ…ナルコト(百〇四)

百八十八頁

法律上ノ擔保 又當然ノ擔保ト曰フコト(百〇三、百十三、二八

五)

百八十六、二百六、五百六頁

之レニ關スル規則(百十四以下、二八五以下)二百七頁以下、五百六頁以下

法曹 其管轄内ノ係争權利ヲ買フコト能ハサルコト(六五)百二十三頁

拋棄 解除權ノ…(二一四)

三百九十六頁

破産 買主之レヲ爲ストキハ賣主必ス留置權ヲ有スルコト

(七九)

百四十八頁

債務者之レヲ爲ストキハ債權ノ讓渡人ニ擔保ノ義務ア

ルカ(二九二)

五百二十二頁

判事 其管轄内ノ係争權利ヲ買フコト能ハサルコト(六五)百二十三頁

(二)ノ部

任意賣買後再競賣 佛國ニ於テ之レアリタル後ハ解除權ヲ

行フコト能ハサルコト(二〇七)

三百八十五頁

任意義務 之レヲ以テスル賣買(十二)

二十七頁

(ホ)ノ部



補足金 之レアルトキハ交換變シテ賣買トナルカ(三〇五)五百四十二頁

其不濟ニ依リテ交換ヲ解除スルコトヲ得ルコト(三二一)五百四十五頁

之レニ關シ交換者先取特權ヲ有スルコト(三一二) 五百四十七頁

封建稅 之レヲ免カレンカ爲メニ分割ノ效果ヲ認定的ナリ

ト曰ヒシコト(二七二) 四百九十二頁

保證人 代物辨濟アルトキハ其義務ヲ免カル、コト(八) 二十一頁

本質ノ錯誤 瑕疵擔保ノ場合(百五六、百五七) 二百九十二頁以下

(へ)ノ部

表見 地役ノ……ナルト不……ナルトニ因リテ擔保ノ義務

ニ差異アルカ(百〇六) 百九十二頁

片務契約 其何物タルコト(四) 十頁

辨濟 其何物タルコト及ヒ代物辨濟ノ之レニ異ナルコト(七) 十七頁

(ト)ノ部

土地抵當紙幣 非常ニ下落シテ物價ノ標準トナラサリシコ

ト(百八十) 三百四十八頁

取消ノ約束(受<sup>○</sup>戻<sup>○</sup>權<sup>○</sup>能<sup>○</sup>ヲ見ヨ)

動産 其賣買ニ於テハ引渡ノ時第三者ニ對シテ所有權ノ移

轉アルモノトスルコト(七三) 百四十一頁

其賣買ニ於テ物件ノ數量(九一) 百七十頁

其賣買ニ於テ買主引取ヲ爲サ、ルトキハ賣買ヲ解除ス

ルコトヲ得ヘキカ(百六六) 三百二十頁

其賣買モ亦タ義務不履行ニ基イテ之レヲ解除スルコト

ヲ得ヘキコト(百九十) 三百六十二頁

登記 第三者ニ對シテハ不動産ノ賣買ヲ……スヘキコト及



ヒ之レヲ爲スニ證書ヲ要スルヤ否ヤ(三) 九 頁

賣買ノ双務豫約ハ之レヲ……スヘキヤ否ヤ(廿六以下)五十二頁以下

賣渡ノ片務豫約ハ如何(卅五、卅六補) 六十七、七十二頁

買受ノ片務豫約ハ如何(卅七) 七十三頁

地役ヲ……スヘキ場合及ヒ其唯第三者ニ對シテノミ要

用ナルコト(百〇六) 百九十三頁

……セル契約ノ解除ヲ申渡セル裁判ハ之レヲ前……ニ

附記スヘキコト(二〇八以下) 三百八十七頁以下

共有者ノ一人競落人トナルトキハ……ヲ爲スニ及ハサ

ルコト(二七三) 四百九十三頁

外人競落人トナルトキハ……ヲ爲スヘキコト(二七八)五 百 頁

不動産ノ交換ヲ……スヘキコト(三〇七) 五百四十四頁

特定物 其何物タルコト(十一) 二十六頁

其賣買ニ於テノミ所謂他人ノ物ノ賣買アルコト(四三)八十三頁

其賣買ニ於テ引渡ノ效果(七三) 百四十一頁

財産取得編第四十七條第一項ハ唯……ノ賣買ニ關スル

コト(八一) 百五十一頁

(チ)ノ部

地役 之レニ關スル追奪(九九、百〇六、百〇七、百〇八、百五十、百

五十補、百五一) 百八十九、百九十二、百九十六、百九十九、二百六十八、二百七十六、二百七十九頁

所有權ト同一ノ規則ニ從ヒ讓渡スヘキコト(二八三) 五百四頁

賃貸契約 之レニ於テハ賃貸人常ニ良好ノ形狀ニテ物件ヲ

渡スヘキコト(八一) 百五十二頁

之レニ關スル追奪(百五十) 二百六十八頁



之レニ關スル解除ノ效果(二〇四)

三百八十一頁

受戻ノ約束アル買主必ス之レヲ繼續セサルヘカラサル

カ(二三九)

四百三十六頁

受戻ノ約束アル買主カ取結ヒタル……ハ有效ナルカ(二

六一)

四百七十三頁

(リ)ノ部

留置權 其何物タルコト及ヒ賣主之レヲ有スルコト(七八、百

七八)

百四十六、三百四十五頁

受戻ノ約束アル買主之レヲ有スルコト(二四三)

四百四十二頁

利子 代價ノ……ヲ拂フヘキ場合(三、八四、五二以下)

五、四頁以下、三、三十五頁以下

賣主受戻ノ約束ヲ實行スルトキ特約ナキ以上ハ代價ノ

……ヲ拂フニ及ハサルコト(二四七)

四百四十九頁

(ワ)ノ部

分チタル一部追奪 其何物タルコト(百三十七)

二百四十八頁

之レニ關スル規則(百四一以下)

二百五十三頁以下

分タサル一部追奪 其何物タルコト(百三十七)

二百四十九頁

之レニ關スル規則(百四五以下)

二百五十九頁以下

(カ)ノ部

海港 之レヲ賣買スルコト能ハサルコト(四一)

八十二頁

解除權 賣主之レヲ有スルコト(百七八、百八二、三一一)

三、四十五、三、五十三、五、四十五頁

其性質(百八三以下)

三百五十四頁以下

如何ナル場合ニ於テ之レヲ行フコトヲ得ルカ(百八六以

下)

三百五十七頁以下

如何ナル賣買ニ於テ之レヲ行フコトヲ得ルカ(百九十以



下)

- 之レヲ行フノ方法(百九三以下) 三百六十二頁以下
- 其効果(二〇二以下) 三百六十三頁以下
- 其消滅(二一二以下) 三百七十五頁以下
- 共同分割人互ニ之レヲ有スルヤ否ヤ(二七六) 四百九十五頁
- 外人競落人トナルトキハ共同分割人之レヲ有スルコト (三八一) 五百二頁
- 交換者之レヲ有スルコト(三一) 五百四十五頁
- 解除條件 其何物タルコト(十三) 二十八頁
- 之レヲ具フル賣買(十四) 二十九頁
- 之レヲ具フル買主必スシモ停止條件ヲ具フル債務者ナラサルコト(十四) 三十二頁

- 受戻約款附賣買ハ之レヲ具フルコト(二三〇、二五九) 四百一十九頁
- 家畜獸 其賣買ニ於ケル瑕疵擔保(百六三) 三百十七頁
- 合意上ノ擔保 又事實ノ擔保ト曰フコト(百〇三、百十三、二九三) 百八十六、二百六、五百二十四頁
- 之レニ關スル規則(百五一、二九三以下) 二百七十七、五百二十四頁以下
- 抗辯 其定義(九六) 百七十七頁
- 擔保ノ……(九六) 同

- 更改 其何物タルコト及ヒ代物辨濟ハ之レヲ包含スルコト (七) 十八頁

- 之レニ追奪擔保アルコト(百五二) 二百八十三頁
- 之レニ因リテ解除權消滅スルコト(二一五) 三百九十七頁
- 交換 之レト賣買トノ差異(六、三一三以下) 十四、五百四十七頁以下



配偶者間之レヲ爲スコトヲ得ルコト(六三二五) 十五、五百五十五頁  
 其定義(三〇四) 五百三十九頁  
 其諾成契約ナルコト(三〇四、三〇七) 五百四十一、五百四十三頁  
 之レニ補足金アルトキハ賣買ナルカ(三〇五) 五百四十二頁  
 賣買ノ規則ハ通常之レニ適用スヘキコト(三〇七) 五百四十三頁  
 之レニ瑕疵擔保アルコト(三一〇) 五百四十五頁  
 補足金ノ不濟ニ據リテ之レヲ解除スルコトヲ得ルコト  
 (三一一) 同  
 補足金ニ就イテ之レニ先取特權アルコト(三一二) 五百四十七頁  
 他人ノ物ノ…ハ解除シ得ヘキコト(三一三) 五百四十八頁  
 損害賠償ニ就イテモ之レニ先取特權アルカ(三一四) 五百五十三頁  
 之レニ受戻權能ヲ附スルコトヲ得サルコト(三一六) 五百五十六頁

株(商)店ノ株ヲ見ヨ

株券 記名…ノ讓渡ハ其…ト會社ノ帳簿トニ之レヲ記  
 載スヘキコト(二八三) 五百五頁  
 瑕疵擔保 之レト負擔ノ露顯トノ差異(百五十) 二百七十二頁  
 其何物タルコト及ヒ其要件(百五五) 二百八十九頁  
 其理由(百五六、百五七) 二百九十二頁以下  
 如何ナル賣買ニ之レアルカ(百五八) 二百九十七頁  
 賣主ノ善意ナルト惡意ナルトニ因リ其差異(百五九) 二百九十九頁  
 買主瑕疵ヲ知レルトキハ之レナキコト(百六十) 三百二頁  
 物件滅失シタル場合ニ之レアルカ(百六一) 三百三頁  
 其期限(百六二) 三百十一頁  
 家畜獸ノ…(百六三) 三百十七頁



債權ノ賣買ニ於テ債務者ノ無資力ニ因リテハ之レナキ

コト(二八六) 五百十二頁

交換ニモ之レアルコト(三一〇) 五百四十五頁

家資分散 買主之レヲ爲ストキハ賣主必ス留置權ヲ有スル

コト(七九) 百四十八頁

被囑託人之レヲ爲ストキハ受囑託人求償權ヲ有スルコ

ト(二九二) 五百二十一頁

買戻ノ約束(受戻權能ヲ見ヨ)

買主 其義務(百六四以下) 三百十八頁以下

買主ノ訴權 追奪擔保ニ關スルモノ(百、百四五) 百八十三、二百五十九頁

買受ノ片務豫約 其何物タルコト(廿三、卅七) 四十九、七十三頁

其效果(卅七) 七十三頁

買受ノ豫約(同上)

(ヨ)ノ部

預金局 之レニ預ケタル代價ト雖トモ買主之レヲ取戻スコ

トヲ得サルコト(百六九) 三百三十一頁

(タ)ノ部

代理人 其賣却ヲ委任セラレタル財産ヲ買フコト能ハサル

コト(六四) 百十八頁

法律上ノ……(六四、百〇四) 百二十、百八十八頁

代價 金額タルヘキコト(二補、六) 六、十三頁

五十圓ヲ超過スルトキハ證人ヲ以テ賣買ヲ證明スルコ

トヲ許サ、ルコト(三) 九 頁

賣主ノ過失ニ因リテ物件ニ損傷ヲ生スルトキハ其減額



ヲ要ムルコトヲ得ヘキコト(十三) 二十九頁  
 其必要性質(五八以下) 百五頁 以下  
 買主之レヲ拂ハサルトキハ賣主留置權ヲ有スルコト(七八)  
 其利子(八三、八四、百七一以下) 百五十四頁以下、三百三十五頁以下  
 之レヲ拂フノ義務(百六七以下) 三百二十二頁以下  
 賣主受戻ノ約束ヲ實行スルトキハ之レヲ還サ、ルヘカ  
 ラサルコト(二四四) 四百四十三頁  
 右ノ場合ニ於テ特約ナキ以上ハ其利子ヲ拂フニ及ハサルコト(二四七) 四百四十九頁  
 休様 其何物タルコト(十一) 二十六頁  
 之レヲ具フル賣買(十二以下) 二十七頁以下

代物辨濟 其何物タルコト及ヒ其性質(七)

之レト賣買トノ差異(七八) 十六頁 以下  
 夫婦間之レヲ許スヤ否ヤ(六三) 百十四頁  
 之レニ追奪擔保アリヤ否ヤ(百五二) 二百八十一頁  
 代替物 其何物タルコト及ヒ其賣買(十一) 二十六頁  
 其賣買ハ所謂他人ノ物ノ賣買ニ非サルコト(四三) 八十三頁  
 其賣買ニ於テハ引渡ノ時所有權移轉スルヲ常トスルコト(七三) 百四十一頁

第三者 之レニ對シテハ不動産ノ賣買ヲ登記スヘキコト(三) 十頁

動産ノ賣買ニ於テハ之レニ對シテハ引渡ノ時所有權ノ移轉アルコト(七三) 百四十一頁  
 之レニ對シテノミ地役ヲ登記スヘキコト(百〇六) 百九十三頁



之レニ對スル解除ノ効果(二〇三以下) 三百七十九頁以下  
 之レニ對シテハ不動産ノ交換ヲ登記スヘキコト(三〇七)五百四十四頁  
 交換ノ解除ハ之レニ對シテ効力アリヤ否ヤ(三一) 五百四十六頁  
 大修繕 所有者ノ負擔ニ屬スルコト(百二十四、二四六) 二百四十七頁  
 貸借 羅馬ニ於テ所有權移轉ノ原因トセシコト(九) 二十三頁  
 他人ノ物 其賣買ハ無効ナルコト(五八四以下、三三) 十三、十八頁以下、五十六頁  
 其交換ハ解除シ得ヘキコト(三一三) 五百四十八頁  
 道路 之レヲ賣買スルコト能ハサルコト(四一) 八十一頁  
 當然ノ擔保 又法律上ノ擔保ト曰フコト(百〇三、百十三、二八) 百八十六、二百六、五百六頁  
 五) 之レニ關スル規則(百十四以下、二八五以下) 二七頁以下、五頁以下  
 諾成契約 賣買ノ之レナルコト及ヒ其何物タルコト(三三〇)

七)

七、五百四十三頁

交換ノ之レナルコト(三〇四、三〇七) 五百四十一、五百四十三頁  
 擔保 他人ノ物ノ賣買ニ關スルモノ(五二) 九十二頁  
 之レニ追奪擔保ト瑕疵擔保トノ二種アルコト(九三) 百七十三頁  
 ……ノ抗辯(九六) 百七十七頁  
 買主全ク追奪ヲ受ケ了ラサレハ賣主ニ……ノ義務ナキ 百八十二頁  
 カ(百) 之レニ合意上即チ事實ノ……ト法律上即チ當然ノ……  
 トノ二種アルコト(百〇三、百十三、二八四) 百八十六、二百六、五百六頁  
 公賣ニ於テモ之レアルコト(百〇四) 百八十六頁  
 權利ノ賣買ニ關スルモノ(二八四以下) 五百五頁以下  
 單約 其賣買ニ關スルモノ(廿三) 四十八頁



其賣渡ノ片務豫約ト異ナル所以(卅三) 六十六頁  
 短期時效 之レニモ停止アルコト(二二八) 四百十九頁  
 單純ノ賣買 其何物タルコト(十一) 二十六頁

(レ)ノ部

連帶義務 之レヲ生スル賣買(十二) 二十七頁

(ソ)ノ部

訴訟入費 追奪ノ場合ニ關スルモノ(百三十四) 二百三十六頁  
 贈與 羅馬法ニ於テ所有權移轉ノ原因トセシコト(九) 二十三頁  
 眞個ノ代價ナキ賣買ハ……ナルコト(五八) 百五頁  
 之レニ擔保ナキコト(百〇九) 二百二頁  
 囑託 之レト債權讓渡トノ差異(二九二) 五百二十一頁  
 損害賠償 追奪ニ由リテ生スルモノ(五一、五二、九八、百〇四、百〇) 五百二十一頁

五百十、百十一、百十三以下、百四一以下、百四五以下、百五十、百五十補、百五一、百五二、百五三、百六八、二七四、二七九、三三三、三三四

九十一頁以下、百八十、百八十八頁以下、二百三、二百六頁以下、二百五十三頁以下、二百五十九頁以下、二百六十八頁以下、三百二十七、四百九十四、五百一、五百四十八、五百五十三頁

數量不足ニ由リテ生スルモノ(九〇) 百六十六頁  
 瑕疵ニ由リテ生スルモノ(百五九) 二百九十九頁  
 買主物件ヲ引取ラサルニ由リテ生スルモノ(百六五) 三百十九頁  
 賣買ノ解除ニ由リテ生スルモノ(百八三、二〇二) 三百十九頁、三百四十四、三百七十五頁  
 權利ノ讓渡ノ擔保ニ關スルモノ(二八五、二八九、二九〇、二九六、三〇一、三〇三、三百八、五百十八、五百二十九、五百三十四、五百三十九頁)

(ツ)ノ部



追奪 其定義(九五)

百七十四頁

其場合(九九)

百八十頁

買主全ク之レヲ受ケ了ラサレハ賣主ニ擔保ノ義務ナキ

カ(百)

百八十二頁

全体……ト一部……トノ二種アルコト(百十四)

二百七頁

其恐レアルトキハ代價ヲ拂フニ及ハサルコト(百六八、三

〇九)

三百二十五、五百四十四頁

其恐レアルトキハ交換者己レノ物件ヲ渡スニ及ハサル

コト(三〇九)

五百四十五頁

其結果賣買ト交換トニ於テ異ナルコト(三一三)

五百四十八頁

追奪擔保 他人ノ物ノ賣買ニ關スルモノ(五二)

九十二頁

其性質(九五以下)

百七十四頁以下

其要件(百〇二以下)

百八十五頁以下

其効果(百十以下)

二百二頁以下

代物辨濟ニ之レアリヤ否ヤ(百五二)

二百八十一頁以下

不分物ノ競賣ニ之レアルコト(二七四、二七九)二百九十四、五百一頁

交換ノ……(三〇八、三一三)

五百四十四、五百四十八頁

追及 抵當債權者ノ……(六一)

百十三頁

(子)ノ部

年金 以テ代價ト爲スヘキコト(六十)

百十一頁

之レヲ以テ代價ト爲ストキ賣買ノ解除ヲ請フコトヲ得

ルヤ否ヤ(百八七、百八八)

三百五十八頁以下

(ム)ノ部

無謀競賣 其何物タルコト(二七六)

四百九十八頁



無擔保ノ約定 其效果(百五一、百六十、二九三)

二百七、三、五、五頁以下

無能力(能カヲ見ヨ)

無能力者 共有者中之レアルトキハ必ス裁判上ノ分割ヲ爲

スヘキコト(二七一)

四百八十八頁

無期年金 之レヲ以テ代價ト爲スコトヲ得ヘキコト(六十)百十一頁

之レヲ以テ代價ト爲ストキ尙ホ賣買ノ解除ヲ請フコト

ヲ得ヘキコト(百八七)

三百五十八頁

無記名手形 有体動産ノ如ク之レヲ讓渡スコト(二八三)

五百五頁

無名契約 賣渡ノ片務豫約ノ……ナルコト(卅五)

六十七頁

他人ノ物ノ賣買ノ……ナル場合(四九)

八十九頁

羅馬法ニ於テ交換ハ……ナリシコト(三〇四)

五百四十一頁

無資力 佛國ニ於テハ……ト知レ渡リタルモノハ競買人タ

ルコトヲ得サルコト(六七)

百三十頁

買主……トナリタルトキハ賣主必ス留置權ヲ有スルコ

ト(七九)

百四十八頁

債務者ノ……ハ債權賣買ノ瑕疵ニ非サルコト(二八六)五百十二頁

被囑託人……ナリシトキハ受囑託人ニ求償權アルコト

(三九二)

五百二十一頁

(ウ)ノ部

賣渡ノ片務豫約 其何物タルコト(廿三、卅三)

四十八、六十五頁

其效果(卅三以下)

六十五頁以下

眞ノ買戻ノ約束ハ之レナルコト(二一七、二二四)

四百一、四百十三頁

之レト受戻ノ約束トノ差異(二二六)

四百十六頁

賣主 其義務(六九以下)

百三十二頁以下



留置權ヲ有スルコト(七八、百七八)

百四十六、三百四十五頁

先取特權ヲ有スルコト(卅六、五十、百七八、三一、三二、三一、四)六十九、九十

一、三百四十五、五百四十七、五百五十三頁

解除權ヲ有スルコト(百七八、百八二以下)三百四十六、三百五十二頁以下

裏書 商証券ハ通例之レヲ以テ讓渡スコト(二八三) 五百五頁

受戻權能 其何物タルコト(二一六) 三百九十九頁

其名稱ノ辯(二一七) 四百頁

其定義(二一八) 四百三頁

其期限(二二一以下) 四百七頁以下

其期限内賣主買主ノ權利(二三二以下) 四百二十五頁以下

之レヲ行使スルニ必要ナル條件(二四一以下) 四百三十九頁以下

賣主又ハ買主ノ數人アル場合(二四八以下) 四百五十頁以下

之レヲ行使セシ結果(二五九以下) 四百六十九頁以下

之レヲ以テ行ヒ得ヘキ詐僞(二六五以下) 四百八十頁以下

(ノ)ノ部

能力 賣買ヲ爲スノ……(六二以下) 百十三頁以下

(ク)ノ部

クローズ、ド、フールニール、エー、フェール、ゾロワール 其意義(二

九九) 五百三十二頁

會社 其株券(二八三) 五百五頁

貨幣 代價ハ之レヲ以テスヘキコト(六、六十) 十三、百十頁

米麥、株式等ハ之レト同一視スヘカラサルコト(六十) 百十頁

果實 物件ト與ニ引渡スヘキヤ否ヤ(八三、八四) 百五十四頁以下

追奪ノ時賣主カ之レヲ買主ニ償還スヘキ場合(百三十三、二百三十三頁



物件之レヲ生スルトキハ引渡ノ日ヨリ買主代價ノ利子

ヲ拂フヘキコト(百七三) 三百三十七頁

賣買解除ノ場合ニ於テ買主之レヲ賣主ニ返スヘキヤ否

ヤ(二〇二) 三百七十八頁

受戻權能ヲ行使シタル場合ニ於テ買主之レヲ還スニ及

ハサルカ(二六二) 四百七十五頁

(ヤ)ノ部

約束手形 買主之レヲ作りテ代價ニ代フルモ解除權消滅セ

サルコト(二一五) 三百九十八頁

(ケ)ノ部

契約 之レニ諾成、要式、要物ノ別アルコト(三) 七頁

契約法 賣買法ヲ了解スルニ必要ナルコト(一) 一頁

物件保存ノ義務ニ關シテハ專ラ之レヲ適用スヘキコト

(七一、八一) 百三十九、百五十二頁

買主ノ義務ニ之レヲ適用スヘキコト(百六四) 三百十八頁

係爭權 法曹ハ其管轄内ノ……ヲ買フコト能ハサルコト(六

五) 百二十二頁

其受戻(六六) 百二十九頁

其讓渡(二九五以下) 五百二十六頁以下

飲損ニ因ル銷除 佛國ニ於テハ之レヲ許スコト(百七九) 三百四十六頁

其沿革(百八十) 三百四十七頁

之レヲ許スヘカラサル理由(百八一) 三百四十九頁

限定相續人 賣主ノ……ハ自ラ追奪ヲ行フコトヲ得ルコト

(百十一) 二百三頁



限定受諾 其何物タルコト(百十一)

同

檢索ノ利益 受戻約款附買主之レヲ有スルコト(二三五) 四百二十八頁

右ノ……ノ性質(二三六以下) 四百二十八頁以下

(フ)ノ部

不表見(表見ヲ見ヨ)

不動産 其賣買ヲ登記スヘキコト(三) 十 頁

其賣買ニ於テ物件ノ面積(八六以下) 百五十九頁以下

其賣買ニ瑕疵擔保アルカ(百五八) 二百九十七頁

佛國ニ於テ其公用徵收ノ後ハ解除權ヲ行フコトヲ得サ

ルコト(二〇六) 三百八十四頁

佛國ニ於テ其賣主先取特權ヲ失フトキハ復タ解除權ヲ

行フコトヲ得サルコト(二〇八) 三百八十六頁

之レニ性質ニ因ル不動産ト用方ニ因ル不動産トノ二種

アルコト(二一三) 三百九十五頁

其交換ヲ登記スヘキコト(三〇七) 五百四十四頁

負擔ノ露顯 其何物タルコト(百三十七、百五十二、百四十九、二百六十八頁

之レニ關スル規則(百五十) 二百六十八頁

附屬物 物件ノ……(八二、八三) 百五十三頁以下

物件 其讓渡及ヒ引渡(九) 二十三頁

其危險(十以下) 二十四頁以下

特定物ト代替物トノ差異(十一) 二十六頁

賣買ノ……(卅九以下) 七十七頁以下

之レヲ保存スルノ義務(七一、八一) 百三十七、百五十二頁

之レヲ引渡スノ義務(七二以下) 百四十頁以下



之レヲ引取ルノ義務(百六五、百六六)

三百十九頁以下

夫婦 互ニ賣買ヲ爲スコトヲ得サルコト(六三)

百十四頁

其間ニハ常ニ時効ノ停止アルコト(二二八)

四百十九頁

互ニ交換ヲ爲スコトヲ得ルコト(三一五)

五百五十五頁

瘋癲 無能力ナルコト(六二)

百十四頁

不分物 其競賣(二五三以下、二六八) 四百五十五頁以下、四百八十三頁以下

其分割ノ効果ハ認定的ナルコト(二七二)

四百九十頁

其分割ニ於テ追奪擔保アルコト(二七四)

四百九十四頁

其分割ニ於テ債權ニ就キ資力擔保アルコト(二九一) 五百二十頁

不融通物 其何物タルコト及ヒ之レヲ賣買スルコトヲ得サ

ルコト(四一)

八十一頁

分割 共有物ノ競賣ニ於テ共有者ノ一人競落人トナリタル

トキハ……ノ効果アルコト(二七二)

四百八十九頁

其效果ハ認定的ナルコト(二七二)

四百九十頁

之レニ追奪擔保アルコト(二七四)

四百九十四頁

共同分割者ノ一人其義務ヲ盡サ、ルトキ之レヲ解除ス

ルコトヲ得ルヤ否ヤ(二七六)

四百九十五頁

債權ニ就イテハ債務者ノ資力アルコトヲ擔保セサルハ

カラサルコト(二九一)

五百二十頁

(コ)ノ部

公用徵収 其場合ニ於テハ賣主ニ擔保ナキコト(百〇八) 百九十八頁

佛國ニ於テ解除權之レヲ妨ケサルコト(二〇六)

三百八十四頁

公有物 之レヲ賣買スルコトヲ得サルコト(四一)

八十二頁

公賣 之レニ於テモ亦タ追奪擔保アルコト(百〇四)

百八十六頁



差押後…：委棄後…：差押變性…：(二〇七) 三百八十四頁

後見人 被後見人ノ財産ヲ買フコトヲ得サルコト(六四) 百二十頁

公債 記名…：ノ讓渡ハ之レヲ證書及ヒ地方廳ノ帳簿ニ記  
載スヘキコト(二八三) 五百五頁

公證人 其管轄内ノ係争權利ヲ買フコトヲ得サルコト(六五)百二十三頁  
之レニ預ケタル代價ト雖トモ買主之レヲ取戻スコトヲ  
得サルコト(百六九) 三百三十一頁

公正證書 賣買ニハ之レヲ要セサルコト(三) 七頁

(エ)ノ部

要約ノ訴權 倍額要約ヨリ生セシモノ(百) 百八十三頁

要物契約 其何物タルコト(三) 七頁

要式契約 其何物タルコト(三) 七頁

(テ)ノ部

停止條件 其何物タルコト及ヒ之レヲ具フル賣買(十三) 二十七頁

受戻ノ約束ヲ爲セル賣主ハ之レヲ具フル權利ヲ有スル  
コト(二三二、二四〇、二五九) 四百二十五、四百三十七、四百六十九頁

手形 之レヲ以テ代價ヲ拂フトキハ解除權消滅スルコト(二  
一五) 三百九十七頁

手附 其効果(卅八) 七十五頁

條件 停止、解除ノ別及ヒ停止…：ヲ具フル賣買(十三) 二十七頁

解除…：ヲ具フル賣買(十四) 二十九頁

賣買ノ豫約ハ之レヲ具フルヤ否ヤ(廿七、廿八、卅四、卅五、卅  
七、二一七) 五十三頁以下、六十七、七十三、四百二頁

受戻ノ約束ハ之レヲ具フルコト(二三〇、二三二、二五九)



條件附賣買 未來ノ物件ノ賣買ニ之レアルコト(四二) 八十二頁  
 條件附契約 賣渡片務豫約ノ……ナルコト(卅五) 六十七頁  
 滌除 其費用(六一) 百十三頁  
 買主之レヲ行フコトヲ得ルコト(百五十) 二百七十五頁

(サ)ノ部

裁判官 其管轄内ノ係争權利ヲ買フコトヲ得サルコト(六五)百二十三頁  
 債務者 差押後ノ公賣ニ於テ擔保ノ義務ヲ負ヘルコト(百〇) 百八十六頁以下  
 四、百〇五) 五百五頁以下  
 債權ノ讓渡 之レニ關スル規則(二八四以下) 百八十八頁  
 債權者 債務者ノ法律上ノ代理人ナルコト(百〇四) 三百四十三頁  
 催告 其日ヨリ代價利息ヲ生スヘキコト(百七七)

賣買當然解除ノ場合ニ於テ之レヲ要スルカ(百九九以下) 三十三頁以下  
 財産檢索ノ利益(檢索ノ利益ヲ見ヨ)  
 相續權 未開ノモノハ之レヲ賣買スルコトヲ得サルコト(四)

一

双務契約 賣買ノ之レナルコト及ヒ其何物タルコト(四) 十頁  
 之レニ於テ結約者ノ一人契約ヲ履行セサレハ他ノ一人  
 契約ノ解除ヲ請フコトヲ得ルコト(五七、百十九、百五二、  
 百八二) 百二、二百十二、二百八十三、三百五十二頁  
 先取特權 賣渡ノ片務豫約ニ之レアルヤ否ヤ(卅六) 六十九頁  
 他人ノ物ノ賣買ニ之レアルヤ否ヤ(五十) 九十一頁  
 賣主之レヲ有スルコト(百七八、三一、三一四) 三十五、五十七、五十三頁  
 佛國ニ於テ不動産ノ賣主之レヲ失フトキハ復タ解除權



ヲ行フコトヲ得サルコト(二〇八)

三百八十六頁

共同分割者之レヲ有スルコト(二七五、二八〇)四百九十四、五百二頁

交換者之レヲ有スルコト(三一三、三一四)五百四十七、五百五十三頁

差押 ……後ノ公賣ニ於テモ追奪擔保アルコト(百〇四、百〇

五)

百八十六頁以下

……後ノ公賣ニ於テハ瑕疵擔保ナキコト(百五八) 二百九十七頁

佛國ニ於テ……後ノ公賣アリタル後ハ解除權ヲ行フコ

トヲ得サルコト(二〇七)

三百八十四頁

差押變性公賣 佛國ニ於テ之レアリタル後ハ解除權ヲ行フ

コトヲ得サルコト(二〇七)

同

(キ)ノ部

共有物(不<sup>〇</sup>分<sup>〇</sup>物<sup>〇</sup>ヲ見<sup>〇</sup>ヨ)

強制賣却 之レニ瑕疵擔保ナキコト及ヒ其何物タルコト(百

五八)

二百九十七頁

危險 其何物タルコト及ヒ其買主ノ負擔ニ在ルコト(十) 二十四頁

停止條件アル賣買ニ於テハ賣主ノ負擔ニ在ルコト(十三) 二十八頁

解除條件アル賣買ニ於テハ如何(十四) 二十九頁

衡數度量ヲ以テセル賣買ニ於テハ賣主ノ負擔ニ在ルコ

ト(十五)

三十四頁

一括商品ノ賣買ニ於テハ賣主ノ負擔ニ在ルコト(十八)三十九頁

賣買ノ双務豫約ニ於テハ如何(廿六以下) 五十一頁以下

賣渡ノ片務豫約ニ於テハ如何(卅五) 六十八頁

買受ノ片務豫約ニ於テハ如何(卅七) 七十四頁

期限 之レヲ具フル賣買(十二)

二十七頁



記名株券 其讓渡ハ株券及ヒ會社ノ帳簿ニ記載スヘキコト  
(二八三) 五百五頁

記名公債 其讓渡ハ其證書及ヒ地方廳ノ帳簿ニ記載スヘキ  
コト(二八三) 同

(ユ)ノ部

讓渡 權利ノ……(二八二以下) 五百二頁以下

(メ)ノ部

面積 賣却セル不動産ノ……(八六以下) 百五十九頁以下

免責時効 解除權ニ關スルモノ(一一二) 三百九十三頁

(ミ)ノ部

未來ノ物件 其賣買(四二) 八十二頁

未成年者 無能力ナルコト(六二) 百十四頁

之レニ對シテモ短期時効ノ停止ナキコト(二二八) 四百十九頁

(シ)ノ部

使用權 買主物件ノ上ニ之レアルコトヲ發見スルトキハ賣

主ニ擔保ノ義務アルコト(百五十) 二百六十八頁

紙幣 之レモ亦タ貨幣ナルコト(六十) 百十一頁

質入 受戻ノ約束ヲ以テ之レニ關スル詐偽ヲ行フコトヲ得

ルコト(二六五) 四百八十頁

資力擔保 賣主唯代價ヲ返還スレハ可ナルコト(二九〇、三〇

一) 五百十九、五百三十四頁

佛國ニ於テハ分割ニハ當然之レアルコト(二九一) 五百二十頁

唯擔保ヲ約スルハ資力擔保ニ非サルコト(二九八) 五百三十頁

其効果(二九九以下) 五百三十一頁以下



時効 他人ノ物ノ賣買ニ關スルモノ(五十、五五、五七) 九十、九十九、百二頁  
 十五年ノ……ニ善意ト正權原トヲ要スルコト(五三) 九十五頁  
 其發端(七三) 百四十二頁  
 解除權ニ關スルモノ(二一、二) 三百九十三頁  
 所有權 其移轉ノ方法及ヒ原因(九) 二十三頁  
 其移轉ト危險ノ移轉ト必スシモ同時ナラサルコト(十) 二十四頁  
 其移轉ハ引渡ノ有無ニ關セサルヲ常トスルコト(七二) 百四十頁  
 代替物ノ賣買ニ於テハ引渡ノ時其移轉アルヲ常トスル  
 コト(七三) 百四十一頁  
 動産ノ賣買ニ於テハ第三者ニ對シテハ引渡ノ時其移轉  
 アルコト(七三) 同  
 今日ノ追奪擔保ハ……ノ移轉ヲ目的トスルコト(九五) 百七十五頁

所有者 危險ヲ負擔スヘキコト(十) 二十四頁  
 證人 代價五十圓ヲ超過スルトキハ之レヲ以テ賣買ヲ證明  
 スルコトヲ得サルコト(三) 九 頁  
 承諾 其賣買ニ必要ナルコト(廿一、廿二) 四十五頁以下  
 承繼人 相續人及ヒ尋常債權者ノ之レナルコト又抵當債權  
 者ハ之レナルヤ否ヤ(二〇三) 三百八十頁  
 證書 賣買ニハ之レヲ要セサルヲ常トスルコト及ヒ實際之  
 レヲ作ラサルヘカラサル場合(三) 七 頁  
 失踪者 共有者中之レアルトキハ必ス裁判上ノ分割ヲ爲ス  
 ヘキコト(二七二) 四百八十八頁  
 住居權 買主物件ノ上ニ之レアルコトヲ發見スルトキハ賣  
 主ニ擔保ノ義務アルコト(百五十) 二百六十八頁



終身年金 之レヲ以テ代價ト爲スコトヲ得ルコト(六十) 百十一頁  
之レヲ以テ代價ト爲ストキハ賣主賣買ノ解除ヲ請フコ

トヲ得サルコト(百八八)

三百五十九頁

修繕費 必要費、有益費、奢侈費ノ三種アルコト(二四六)

四百四十六頁

射伴契約 未來ノ物件ノ賣買ニ之レアルコト(四二)

八十二頁

終身年金ヲ以テ代價ト爲ストキハ之レナルコト(百八八)三百六十頁

商店ノ株 尋常ノ賣買ノ規則ニ從ヒ讓渡スヘキコト(二八三)五百四頁

商證券 裏書ヲ以テ之レヲ讓渡スコト(二八三)

五百五頁

奢侈費 其何物タルコト(百二十三、二〇二)

二百十八、三百七十八頁

追奪ノ場合ニ於テ惡意ノ賣主ニ對シテノミ之レヲ請求

スルコトヲ得ルコト(百三十)

二百二十九頁

賣買解除ノ場合ニ於テ賣主之レヲ買主ニ償還セスシテ

可ナルコト(二〇二)

三百七十八頁

賣主受戻權能ヲ行使スルトキ之レヲ償還セスシテ可ナ

ルコト(二四六)

四百四十九頁

支分 所有權ノ…(百十四)

二百七頁

私署證書 賣買ニ之レヲ用フルコトヲ得ルコト(三)

七頁

取得時効 解除權ニ關スルモノ(二一二)

三百九十三頁

(ヒ)ノ部

費用 賣買ノ…(六一)

百十二頁

必要費 其何物タルコト(百二十三、二〇三)

二百十八、三百七十六頁

之レニ小修繕、大修繕ノ二類アルコト(百二十四、二四六)

二百十八、四百七頁

賣買解除ノ場合ニ於テ賣主之レヲ買主ニ償還スヘキコ

ト(三〇二)

三百七十六頁



被後見人 其財産ハ後見人之レヲ買フコトヲ得サルコト(六)

四)

百二十頁

非債取戻 競落人ノ差押債權者ニ對スルモノ(百〇四) 百八十九頁

引渡 羅馬法ニ於テ所有權移轉ノ方法トセシコト及ヒ今日

ハ之レナキモ所有權移轉スルコト(九、七二) 二十二、百四十頁

其有無ニ因リテ物件ノ危險ヲ負擔スルモノヲ異ニセサ

ルコト(十四) 三十三頁

其效果(七二、七三) 百四十頁

其日時(七四) 百四十三頁

其費用(七五) 百四十四頁

其場所及ヒ時日(七六) 同

之レヲ怠ルノ結果(七七) 百四十五頁

如何ナル有様ニ於テ之レヲ爲スヘキカ(八一) 百五十一頁

……スヘキ物件(八二) 百五十三頁

其日ヨリ果實買主ノ有ニ歸スヘキコト(八三、八四) 百五十四頁以下

……スヘキ數量(八五以下) 百五十八頁以下

之レヲ爲スヘキ場所及ヒ時日ニ於テ代價ヲ拂フヘキコ

ト(百六七) 三百二十二頁

物件果實ヲ生スルトキハ……ノ日ヨリ買主代價ノ利子

ヲ拂フヘキコト(百七三) 三百三十七頁

(七)ノ部

正本 賣主買主各一通ヲ所持セサルヘカラサルコト(四) 十 頁

正權原 十五年ノ時効ニ之レヲ要スルコト又果實ヲ取ルニ

之レヲ要スルヤ否ヤ(五三) 九十五頁



性質ニ因ル不動産 動産變シテ之レトナルトキハ賣主復タ

解除權ヲ行フコトヲ得サルコト(二一三) 三百九十六頁

生者間 佛國ニ於テハ……ノ取得ニ非サレハ之レヲ登記ス

ルニ及ハサルコト(百〇六) 百九十四頁

消滅時效(免責時效ヲ見ヨ)

銷除 缺損ニ基キ之レヲ請フコトヲ得ルカ(百七九以下三百四十六頁以下

小修繕 果實ヲ獲ルモノ、負擔ニ屬スルコト(百二十四、二四

六) 二百十八、四百四十七頁

善意 十五年ノ時效ヲ援用シ及ヒ果實ヲ取ルニハ……ノ占

有ヲ要スルコト(五三) 九十五頁

賣主……ナルモ尙ホ追奪擔保ノ義務アルコト(百〇七) 百九十六頁

賣主……ナルモ尙ホ瑕疵擔保ノ義務アルコト(百五九)二百九十九頁

全体追奪 其何物タルコト(百十四) 二百七頁

之レニ關スル規則(百十五以下三一三) 二百七、五百四十八頁

撰擇義務 之レヲ以テスル賣買(十二) 二十七頁

踐成契約(要物契約ヲ見ヨ)

(ス)ノ部

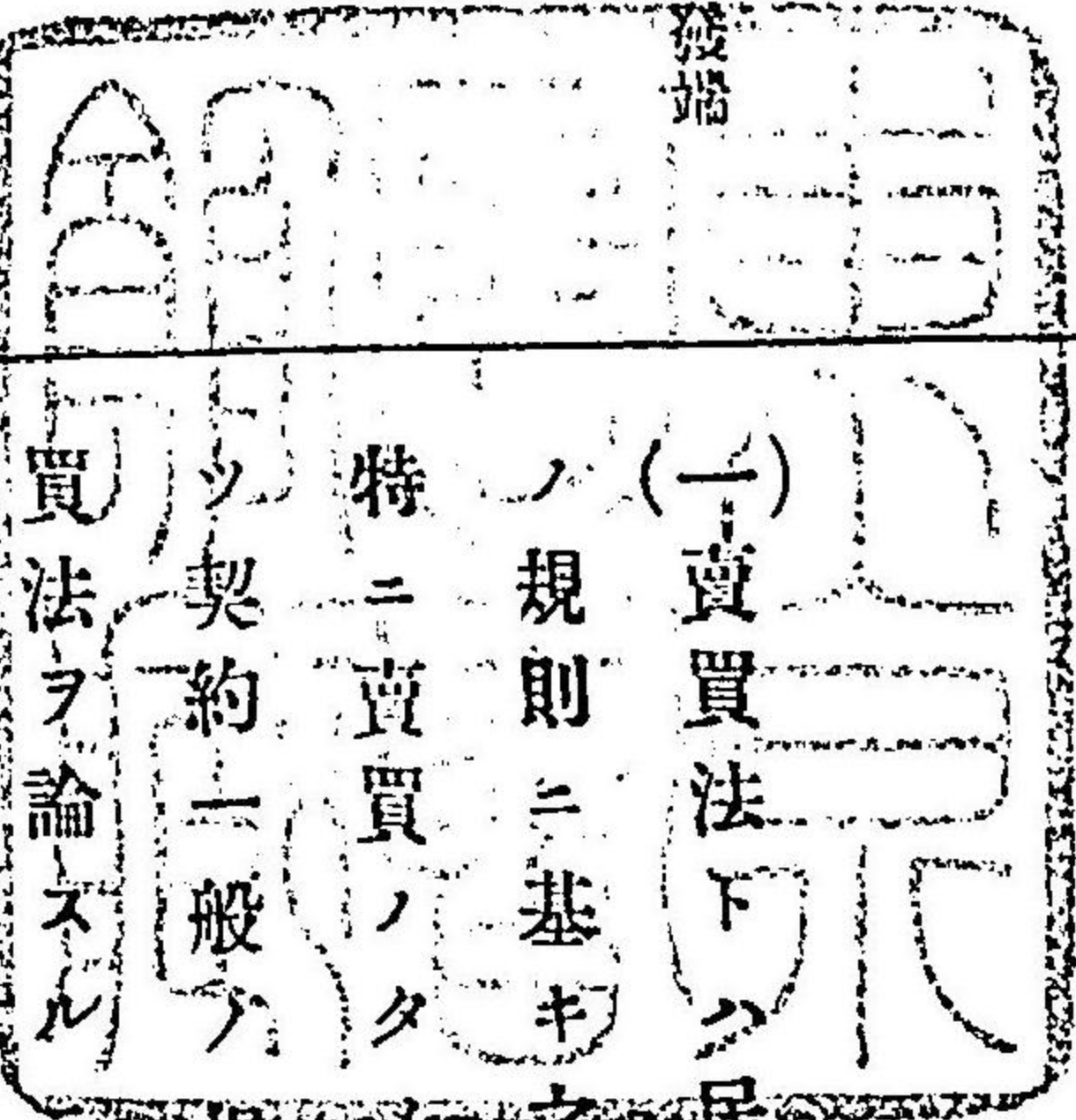
數量 物件ノ……(八五以下) 百五十八頁以下



# 日 本 賣 買 法

附 交 換 法

法 科 大 學 教 授 梅 謙 次 郎 著



（一）賣買法下ノ民法中賣買ニ關係スル規則ヲ謂フモノニシテ契約一般ノ規則ニ基キ之レヲ敷衍シタルモノアリ又契約一般ノ規則ニ依ラス特ニ賣買ノタメニ設ケタルモノアリ故ニ能ク之レヲ了解センニハ先ツ契約一般ノ規則ヲ熟知セスンハアルヘカラス然リト雖トモ今賣買法ヲ論スルニ當リ併セテ契約法ヲ説クコト能ハス故ニ讀者諸君ハ皆ナ契約法ヲ熟知スルモノト看做シ唯賣買ニ關スル規則ノミヲ述ヘン

本 篇 ヲ 分 チ テ 左 ノ 五 章 ト ナ ス

第 一 章 總 論



第一章 總論

第二章 賣買ノ必要條件

第三章 賣買ノ効果

第四章 賣買ノ解除

第五章 特別ノ賣買

第一章 總論

賣買ノ定義

著者ノ定義

(二) 賣買ハ諸契約中尤モ實際ニ多キ所ニシテ世界ノ開化進歩スルニ從ヒ益、其數ヲ増加スヘシ蓋シ今日内外ノ交易有無相通スルニハ大概此賣買ニ依ラサルハナキナリ以テ本法ノ忽ニスヘカラサルヲ知ルヘシ

賣買トハ何ソ曰ク之レニ由リテ結約者ノ一方ハ一ノ權利ヲ他ノ一方ニ移シ他ノ一方ハ之レカ代金ヲ拂フヲ約スルノ契約ナレナリ民法

我々民法ノ定義  
第二十四條ノ第一項

財產取得編第二十四條モ亦タ賣買ノ定義ヲ示セリト雖モ是レ未タ妥當ナラサルモノアリ同條第一項ニ曰ク

賣買ハ當事者ノ一方カ物ノ所有權又ハ其支分權ヲ移轉シ又ハ移轉スル義務ヲ負擔シ他ノ一方又ハ第三者カ其定マリタル代金ノ辨濟ヲ負擔スル契約ナリ

右ノ定義ニハ不可ナル點四アリ第一賣買ノ目的物ハ常ニ物ノ所有權又ハ其支分權ナルカ如シ是レ聊カ狹隘ニ失スルノ譏ヲ免レ難キカ如シ何トナレハ債權ヲ賣買スルコトヲ得レハナリ蓋シ草案編纂者ハ之レヲ思ハサリシニ非スト雖トモ債權ヲ賣買スルハ即チ債權ノ所有權ヲ賣買スルナリト云フ俗説ヲ取リテ敢テ之レヲ定義中ニ示サ、リシモノ、如シ然リト雖トモ是レ甚タ其當ヲ得サルモノニシテ若シ債權ノ所有權ナル者アラハ所有權ヲ物權トシテ債權ヲ人權トスルコト能



ハサルヘシ

四

第二賣買ニ由リテ權利ヲ移轉スルコト、唯之レヲ移轉スル義務ヲ生  
スルコト、アルカ如シ蓋シ財産編第三百三十一條ニ因リ特定物ヲ授  
與スル合意ハ引渡ヲ要セスシテ直チニ其所有權ヲ移轉スルヲ原則ト  
スト雖トモ直チニ權利ヲ移轉セサル賣買モ亦タ尠ナカラス代替物ノ  
賣買ノ如キ即チ是レナリ是レ右ノ定義ノ由リテ起コル所ナランカ然  
リト雖トモ余ヲ以テ之レヲ觀ルトキハ如何ナル賣買ニ於テモ先ツ權  
利ヲ移轉スルノ義務生シ然ル后チ即時又ハ若干時日ヲ經テ其移轉實  
行セラル、ナリ敢テ義務生スルコトナク直チニ權利ノ移轉アルコト  
アラサルナリ

第三代價ヲ拂フハ當事者ノ一方又ハ第三者ナリト曰ヘリ是レ洵ニ然  
リト謂ハサルコトヲ得ス然リト雖トモ第三者カ代價ヲ拂フ場合ニ於  
テハ則チ當事者ノ代理トシテ之レヲ拂フモノニシテ例ヘハ甲カ乙ニ  
一ノ權利ヲ移轉スルコトヲ約シ乙ハ毫モ義務ヲ負フコトナク唯丙カ  
同時ニ甲ニ若干ノ金額ヲ拂フコトヲ約スルカ如キハ決シテ賣買ニ非  
サルナリ故ニ又ハ第三者ノ五字ハ全ク蛇足ナリト謂ハサルコトヲ得  
ス

第四買主ハ定マリタル代金ノ辨濟ヲ負擔スヘキコトヲ曰ヘリ之レヲ  
一讀スル者ハ必ス疑ハン然ラハ則チ代金ハ常ニ初メヨリ幾百幾十幾  
圓ト確定スヘキカト然ルニ後ノ第三十三條ヲ見レハ其然ラサルコト  
瞭然タリ然ラハ則チ是レ何ノ意ゾ曰ク代價ハ後ニ當事者ニ於テ勝手  
ニ左右シ得ヘキ程不確定ナルモノニテハ義務成立スルコト能ハス義  
務成立セサレハ賣買亦タ隨テ成立スルコトヲ得スト曰フニ過キス然  
リト雖トモ是レ財産編第三百四條第二ニ因リテ明白ナル所ニシテ賣



買ニ就イテ更ニ之レヲ言フノ要ナシ却テ人ヲシテ不當ノ解釋ヲ爲サ  
シムルノ虞アリ余ハ故ニ之レヲ取ラス

(二)補佛國民法第千五百八十二條第一項ニハ曰ク賣買トハ之レニ由リ  
テ一人ハ物件ヲ引渡シテ他ノ一人ハ其代價ヲ拂フコトヲ約スルノ約定  
ヲ謂フト此定義ニモ亦タ不可ナル所ニアリ一ハ物件ヲ引渡スト曰ヒ  
テ權利ヲ移スト曰ハス一ハ物件ニ易フルモノ必ス金額ナルヘキコトヲ  
明言セズ譯文ニハ代價ヲ拂フトセシカ故ニ或ハ必スシモ金額ナルヘ  
キコトヲ示スニ足ランカ然リト雖田原文ハ一層漠然トシテ他ノ物件ヲ  
以テ之レニ易フルモノ可ナルヤヲ疑ハシムルナリ唯的中ノ譯語ヲ發見  
セサルカタメニ姑ク代價ヲ拂フトセシノミ  
之レヲ要スルニ和佛民法ノ定義ハ皆ナ妥當ナラサルモノアリテ獨リ  
章首ニ掲ケタル定義ニソ實ニ賣買ノ何物タルヲ明カニスルモノナレ

今此定義ニ基キ賣買ノ性質ヲ分析スルキハ左ノ如シ

(三)第一ノ性質 賣買ハ諾成契約ナリ○凡ソ契約ニ三種アリ結約者双  
方承諾ヲ爲スルハ契約直チニ成ルモノアリ之レヲ諾成契約ト謂フ  
結約者双方承諾ヲ爲スモ成規ノ手續ヲ踐マサレハ契約成ラサルモ  
ノアリ之レヲ要式契約ト謂フ結約者双方承諾ヲ爲シテ後一方ニ於  
テ之レヲ實施スルニ非サレハ契約成ラサルモノアリ之レヲ要物契  
約(要物契約ノ文字穩ナラサルモノアルカ如シ或ハ踐成契約ト曰ハ  
ンコト可ナランカ)ト謂フ賣買ハ則チ諾成契約ナリ故ニ賣主買主ノ  
意思合同一致スルルハ別ニ手續ノ踐ムヘキモノナク又賣主物品ヲ  
買主ニ渡シ買主代價ヲ賣主ニ拂フコトヲ須タスシテ賣買ノ契約直チ  
ニ成立スルモノトス然ルニ佛國民法第千五百八十二條第二項ニハ  
賣買ハ公正證書又ハ私署證書ヲ以テ之レヲ爲スコトヲ得ト曰ヘルヲ



以テ或ハ公正又ハ私署ノ證書ヲ造ラサレハ賣買ヲ爲ス可ト能ハサル  
カラ疑フヘシト雖モ是レ法文ノ妥當ナラサルモノニシテ其意唯証  
書ヲ造リテ後日ノ證據トナサント欲スルモノ必スシモ公正證書ヲ  
造ル可ト要セス私署證書ニテモ可ナリト曰フニ過キサリシナリ是  
レ次ノ第一千五百八十三條ニ由リテ明白ナル所ナリシカ我カ民法財  
産取得編第二十五條第一項ニモ此意ヲ述ヘテ曰ク

第二十五條  
第一項

且ツ古ヨリ未タ嘗テ賣買ヲ爲スニ證書ヲ要スル可ト主張スルモノ  
アルヲ聞カス蓋シ羅馬ニ於テハ動モスレハ定式ヲ設ケ之ニ依ルニ  
非サレハ契約ヲ爲ス可ト得ストスルモノ多カリシト雖モ賣買ハ既  
ニ諾成契約ノ首ニ列シ嘗テ證書ヲ造ルニ非サレハ賣買成立セスト  
セシコアラヌ況ンヤ佛國ノ舊法ニ於テヤ然リト雖モ實際證書ヲ

造ラサル可ト得サル場合亦タ尠シトセス請フ之レヲ略陳セン

第二十五條  
第二項

第一賣買ノ契約ヲ爲スニ方リテ双方躊躇シ即決ヲ爲サス證書ヲ造  
ルノ日之レヲ確定センコトヲ欲スルコトアリ此場合ニ於テハ證書ヲ造  
ルノ日マテ未タ双方ノ承諾アラサルモノニシテ證書ヲ造ルノ日賣  
買始メテ成立スルモノトス財産取得編第二十五條第二項ニ曰ク  
然レトモ當事者ハ賣買ノ成立ヲ各自ノ證據ニ供スル公正證書又  
ハ私署證書ノ調製ノ條件ニ繫ラシムルコトヲ得

第二物件ノ代價五十圓ヲ超過スルハ証人ヲ以テ契約ノ證據ヲ出  
タス可ト能ハサルカ故ニ(證據編第六十條)必ス證書ヲ造ラサルヘカラ  
サルヲ常トス然リト雖モ是レ唯證據ニ供スル爲メニシテ毫モ契約  
ノ成立ニ關係ナキモノナリ

其他佛國ニ於テハ登記ヲ爲スニハ必ス證書ヲ持參セサルヘカラス



故ニ不動産ノ賣買ヲ第三者ニ對シテ効アラシメント欲セハ必ス先  
ツ證書ヲ造リ之レヲ登記セサルヘカラス我邦ニ於テハ登記ヲ爲ス  
ニ證書ヲ要セサルカ故ニ賣買ニ證書ナキモ之レヲ登記スルコトヲ  
得ルナリ

第二

(四) 第二ノ性質 賣買ハ双務契約ナリ ○契約ニ片務双務ノ二種アリ片

コントラクトシナラズマキーク

ユニララル

務契約トハ結約者ノ一方ノミ權利ヲ得他ノ一方ノミ義務ヲ負フモ  
ノヲ謂フ双務契約トハ結約者互ニ權利ト義務トヲ得ルモノヲ謂フ  
賣買ハ則チ双務契約ナリ之レヲ詳論スレハ賣主ハ物件ヲ與フルノ  
義務ヲ負ヒ買主ハ代價ヲ拂フノ義務ヲ負フナリ

賣買ノ性質双務契約ナルニ由リテ生スル結果一アリ曰ク證書ヲ以  
テ賣買ヲ証セント欲スルハ賣主買主各一通ノ正本ヲ所持セサル  
ヘカラス何トナレハ證據編第二十一條ニ双務契約ノ證書ハ双方正

オリジナル

本各一通ヲ造クルヘキコトヲ曰ヘハナリ

右ハ賣買契約ヲ結フノ始ニ方リ證書ヲ造ラント欲スル場合ニ就イ  
テ曰ヘルモノナリ若シ買主既ニ代價ヲ拂ヒタル後證書ヲ造ルハ  
如何是レ佛國ニ於テ學者間説ノ一定セサル所ナリト雖モ多數説ハ  
一通ニテ可ナリト曰フカ如シ其故如何トナレハ買主既ニ代價ヲ拂  
ヒタルハ義務ヲ負フモノ唯賣主ノ一方ニ在リテ賣買ノ契約モ殆  
ト片務契約ノ姿ヲ爲スヲ以テナリ是レ我邦民法ニ於テモ同シカラ  
サルコトヲ得スト信スルナリ

若シ買主未タ代價ヲ拂ハスト雖モ賣主既ニ其物件ヲ渡シタルハ  
如何是亦佛國學者間議論アル問題ナレモ多數説ハ前ニ反シ双方各  
一通ヲ造ラサルヘカラスト曰ヘリ其故如何トナレハ賣主ハ物件ヲ  
渡スト雖モ未タ盡ク其義務ヲ了ヘタルモノニ非ス物件賣主ノ物ニ



第三

非サリシトテ他ヨリ其返還ヲ請求スルモノアルハ賣主之レカ責ニ任セサルヘカラス物件ニ瑕疵アリテ用ヲ爲サ、ルハ賣主之レカ損害ヲ償ハサルヘカラス故ニ賣買契約依然双務契約ノ本性ヲ失ハス乃チ双方各一通ノ証書ヲ造ラサルヘカラサルナリ

(五) 第三ノ性質 賣買ハ賣主ノ權利ヲ買主ニ移スノ効アルモノトス○

故ニ所有權(其權利必スシモ所有權ナラスト雖モ所有權ヲ賣買スルヲ尤モ多キカ故ニ今後ハ常ニ所有權ヲ賣買スルモノト假定シテ論スヘシ)ヲ賣却スルハ買主ヲシテ所有者タラシメサルヘカラス是レ定義中ニモ明示スル所ニシテ我邦及ヒ佛國ノ法律ニ於テハ殆ト疑ヲ容レサル所ナリト雖モ羅馬法ニ於テハ然ラス賣主ハ物件ノ自由ナル占有ポッセッシンヲ與フレハ足レリトセリ故ニ賣主物件ノ所有者ナラサルモ眞ノ所有者買主ニ對シ返還ヲ請求スルマテハ買主ヨリ賣主ヲ

第四

賣ムルヲ能ハサリシナリ今日ニ至リテモ猶ホ佛國ニ於テ賣主物件ノ所有權ヲ移スヲ要セスト曰フモノナキニ非サレモ是レ大ニ民法ノ精神ニ戻ルモノト謂フヘシ何トナレハ其第一千五百九十九條ニ他人ノ物ノ賣買ハ無効ナリト曰フヲ以テナリ我邦ニ於テモ財產取得編第二十四條ノ定義ノ外猶ホ同第四十二條ノ明文アリテ毫モ疑ヲ容ルヘキニ非サルナリ但シ其詳細ニ至リテハ第四十二條ヲ説クニ及ヒテ之レヲ論セン

(六) 第四ノ性質 買主ハ代價トシテ金額ヲ出タサ、ルヘカラス○金額

以外ノモノヲ以テ一物件ニ易フルノ契約ハ賣買ナリヤ否ヤノ問題ハ遠ク源ヲ羅馬法ニ取レリ而シテ羅馬法ニ於テハ「サビニヤニ」プロクリヤニ「兩學派(羅馬ニ於テハ法學者ニ大學派ニ分レ甲乙動モスレハ其說ヲ同シウセサリシカ甲ハ同派法學者中有名ナル一人)サビヌ



スノ名ニ取り「サビニヤニ」ト号シ乙モ亦同派中ノ一人「プロクルス」ノ名ニ取り「プロクリヤニ」ト号セリ各其説ヲ異ニシ「サビニヤニ」ハ金額以外ノモノト他ノ物件ト相易フルノ契約即チ交換モ亦賣買ナリト云ヒ「プロクリヤニ」ハ之レニ反シ交換ハ賣買ニ非ス唯金額ヲ以テ他ノ物件ニ易フルモノ之レヲ賣買ト謂フト主張セシカ「プロクリヤニ」ノ説終ニ勝ヲ制シテ一般ニ行ハル、トナレリ蓋シ羅馬法ニ於テ斯ク議論アリシ所以ノモノハ賣買ハ古代ヨリ諾成契約ニシテ特別ノ法式ヲ要ヒスシテ契約成立セシモ交換ハ敢テ有名契約ノ中ニ數ヘラレス久シキ間如何ナル効力ヲモ生スルコト能ハサリシカハ「サビニヤニ」ハ實際ノ便利ヲ考ヘ交換ト賣買トノ間ニ差異ナシ交換ハ即チ賣買ナリト云フ説ヲ案出セシカ「プロクリヤニ」ハ他ニ交換ニ制裁ヲ與フルノ方法ヲ案出シ敢テ「サビニヤニ」ノ説ヲ取ラサリキ其後羅

馬ノ末世ニ至リテハ「サビニヤニ」ノ説ハ全ク行ハレスナレリ故ニ羅馬末世ノ法律ニ於テハ既ニ明ニ賣買ト交換トヲ區別セシカ佛國舊法ニ於テモ亦タ之レヲ區別セリ而シテ民法ヲ編纂スルニ至リテモ賣買ト交換トノ二卷ヲ置キ明カニ之レヲ辨別セリ我邦民法ニ於テモ賣買ト交換ト其章ヲ異ニセリ故ニ此二者ノ混同スヘカラサルハ論ヲ待タサルナリ既ニ之レヲ混同スヘカラストスレハ唯金額ヲ以テ物件ニ易フルモノ賣買ニシテ其他物件ト物件トヲ交易スルモノハ皆ナ交換ナリト謂ハサルコトヲ得サルナリ  
我カ民法ニ於テモ佛國民法ニ於ケル如ク交換ハ賣買ノ規則ニ從フヲ常トスト雖モ亦タ兩者ノ間ニ差異ナシトセス例ヘハ夫婦間ハ賣買ヲ爲スコトヲ得スト雖トモ「財產取得編第三十五條」交換ハ之レヲ爲スコトヲ得「同第九條第二項」猶ホ詳細ニ至リテハ請フ交換ヲ論



スルニ當リテ之レヲ説カン(佛國ニ於テハ其差異我邦ヨリモ多シ)  
 (七) 賣買ノ性質大略其レ此クノ如シ請フ是レヨリ賣買ト代物辨濟トノ  
 差異ヲ述ヘン夫レ代物辨濟トハ辨濟スヘキ物件ヲ辨濟セスシテ他ノ  
 物件ヲ以テ之レニ易フルヲ謂フ蓋シ代物辨濟ノ性質ニ就イテハ諸説  
 紛々初學ノ人ヲシテ殆ント適從スル所ヲ知ラサラシム第一説ニ曰ク  
 代物辨濟ハ賣買ト相殺ト相連接シタルモノナリ例ヲ設ケテ之レヲ詳  
 論センニ甲乙ニ對シ金百圓ノ負債アリ期ニ臨ミテ返濟スルヲ能ハス  
 甲ニ時計アリ乙之レヲ獲ンコトヲ欲ス是ニ於テ兩人協議シテ甲ハ乙ニ  
 其時計ヲ與ヘ以テ其負債ノ辨濟ヲ了ヘタリトセン是レ固トヨリ代物辨  
 濟ナリ然リト雖也今之レヲ分析スルハ乙ハ甲ヨリ百圓ノ價ヲ以テ  
 其時計ヲ購ヒ甲ニ對シ金百圓ノ債務者トナレリ而シテ甲モ亦タ乙ニ對  
 シ同金額ノ負債アルカ故ニ彼是相殺却シテ互ニ其金額ノ授受ヲ爲サ

サルニ過キササルノミ(財産編第五百二十條故ニ代物辨濟ハ賣買ト相殺  
 ト相連接シタルモノナリト夫レ代物辨濟ハ稍々賣買ニ肖ル所アリテ  
 往々此二者ヲ甄別シ難キコトアリト雖也二者全ク同一物ナリト曰フニ  
 至リテハ亦タ大ニ誤レリト謂ハサルヲ得ス蓋シ賣買ハ買主ニ於テ其  
 物件ヲ獲ント欲スルニ由リテ成ル代物辨濟ハ然ラス唯債務者ニ於テ  
 其負債ヲ辨償スルヲ能ハサルヲ以テ止ムコトヲ得ス債權者ハ他ノ物件  
 ヲ獲テ以テ其負債ノ辨償ヲ了フルコトヲ諾スルモノナリ故ニ凡ソ代物  
 辨濟ヲ爲スモノハ皆ナ其意賣買ヲ爲サント欲スルモノナリト曰フコ  
 能ハサルナリ是レニ由リテ之レヲ觀レハ代物辨濟ト賣買トハ結約者  
 ノ意思同シカラサルニ由リテ自カラ其別アリ而シテ其結約者ノ意思  
 ナ探求スルハ是レニ裁判官ノ權内ニ在ルナリ  
 第二説ニ曰ク代物辨濟モ亦ターノ辨濟ニ過キス何トナレハ其目的常



ニ負債ヲ消滅スルニ在レハナリト是レ亦々其一ヲ知リテ未々其二ヲ知ラサルモノナリ夫レ辨濟トハ義務ヲ履行スルノ謂ヒナリ故ニ金百圓ノ義務ヲ負ヘルモノハ金百圓ヲ拂フニ非サレハ辨濟ヲ爲シタリト曰フコト能ハス今金百圓ノ義務ヲ負ヘルモノ一個ノ時計ヲ其債權者ニ與ヘ以テ其義務ヲ消滅セシメント欲ス然リ而シテ是レ尙ホ義務ノ履行ナリ辨濟ナリト曰フコト得ヘキカ知者ヲ待タスシテ其理ナキヲ知ルナリ

第三說ニ曰ク代物辨濟ハ更改ヲ包含スルモノナリ更改トハ一債ヲ消滅セシメンカ爲メニ他ノ一債ヲ作り以テ之レニ易フルノ謂ヒナリ(財産編第四百八十九條)夫レ代物辨濟ヲ爲ス者ハ其意辨濟ヲ爲スニ在ルコト洵ニ第二說ニ曰ヘル如シ然リト雖モ金百圓ノ負債ヲ辨濟スルニ一個ノ時計ヲ以テスルコト能ハス故ニ金百圓ノ負債ニ易フルニ時計ノ負

買賣ト代物  
辨濟トノ差  
異

債ヲ以テシ然ル后時計ヲ債權者ニ與ヘテ以テ其負債ヲ辨濟スルナリ是レ即チ更改アルモノニ非スシテ何ソヤト余ハ此說ヲ以テ最モ妥當ナルモノト爲スナリ而シテ我カ民法財産編第四百六十一條ニハ之レヲ明言セリ唯其行爲ハ場合ニ因リテ賣買又ハ交換ノ規則ニ從フト曰ヘルヲ以テ幾分カ困難ナル問題ヲ惹起スヘシト雖トモ之レヲ契約法ニ讓リ敢テ茲ニ說カス

(八)之レヲ要スルニ代物辨濟ハ賣買ニ非ス是レニ由リテ生スル結果概略左ノ如シ

第一 甲カ乙ニ對シテ義務ヲ負ヘリト思ヘルハ全ク誤謬ナリシコトヲ發見セリトセン若シ時計ノ賣買アリタリトセハ甲ハ乙ニ對シ時計ノ代價百圓ヲ請求スルコトヲ得ヘシ若シ代物辨濟アリタリトセハ我民法ニ從ヘハ是レ更改アリタルナリ然ルニ更改ヲ爲シタル後結約



者カ消滅セシメント欲シタル前債管テ有ラサリシモノナルヲ發見スルキハ後債モ亦タ成立スルヲ能ハス更改全ク其効力ヲ生セス故ニ甲ハ乙ニ對シテ唯時計ヲ取還ヘスヲ得ルノミ

第二 甲カ乙ニ與ヘタル時計ハ全ク甲ノ所有物ニ非スシテ盜贓品又ハ遺失物ナリシヲ以テ(若シ盜贓品又ハ遺失物ナラサルキハ乙苟モ善意ナラハ甲ヨリ之レヲ受取ルト同時ニ其所有者トナルカ故ニ本文ノ場合ヲ生セス猶ホ委曲ハ證據編第四百十四條ニ就イテ看ルヘシ)眞ノ所有者來リテ之レヲ取還シタリトセン若シ賣買アリタリトセハ他人ノ物ノ賣買ハ無効ナルカ故ニ(財産取得編第四十二條)余カ信スル所ニ據レハ乙ハ甲ニ對シ依然百圓ノ債權ヲ有シ猶ホ財産取得編第五十八條ニ基キ損害ノ賠償ヲ求ムルヲ得ヘシ若シ代物辨濟アリタリトセハ甲ハ乙ニ時計ノ所有權ヲ移スヲ約シタルモノ

ナルニ此義務ヲ盡サ、ルカ故ニ乙ハ財産編第四百二十一條ニ據リ契約ノ解除ヲ請ヒ其前債權ヲ回復シ猶ホ損害賠償ヲ求ムルヲ得ルハ恰モ賣買ニ於ケルカ如シ(草案ノ説明ニハ此場合ニ於テモ猶ホ賣買ノ追奪擔保アリト曰フト雖トモ其誤レルコトハ後ニ追奪擔保ヲ論スルニ當リテ之レヲ説カン(百五二)及ヒ(百五三)ヲ見ヨ)然ラハ則チ其因リテ基ク所ハ同シカラスト雖モ其實際ノ結果ニ至リテハ毫モ異ナル所アラサルカ曰ク有リ若シ前債權ニ保證人アリタルキハ賣買ノ場合ニ於テハ保證人其義務ヲ免カル、ヲ能ハスト雖モ代物辨濟ノ場合ニ於テハ其義務ヲ免カルヘシ(財産編第五百一條第一項ニ據ル)是レ則チ兩者ノ差異ナリ蓋シ此等ノ問題ハ皆ナ學者間議論紛々タル所ニシテ其取ル所ノ説ニ由リテハ兩者ノ差異尙ホ是レヨリ甚シトセルモノ多シ右ニハ唯余カ説ヲ陳ヘタルノミ



其他佛國ニ於テハ民法第千六百九十九條係爭權ノ引取ニ就イテ賣買ト代物辨濟トノ間ニ一ノ差異アリタレトモ我カ法典ニ於テハ係爭權ノ引取ヲ許サ、ルカ故ニ其差異ナシ

又佛國ニ於テハ甲カ乙ニ與ヘタル時計ノ價二百圓ナリシトセハ乙ハ甲ニ百圓ヲ拂ハサルヘカラス而シテ若シ賣買アリタリトセハ甲ハ賣主ノ先取特權ヲ有スルト雖トモ民法第千二百〇二條我カ民法債權擔保編第百五十六條若シ代物辨濟アリタリトセハ余ハ甲ニ先取特權ナシト思フナリ然レトモ我邦ニ於テハ彼財產編第四百六十一條ノ末文ニ因リ代物辨濟ノ場合ニ於テモ亦タ甲ハ賣主ノ先取特權ヲ有スルモノ、如シ

(九)賣買ノ効果ニ就テハ別ニ章ヲ設ケテ之レヲ詳論スヘシト雖先ツ概略賣買ノ何物タルコトヲ知ランニハ唯其定義ト性質トヲ審ニスル

賣買ノ効果  
大要  
所有權ノ移  
轉

ヲ以テ未タ足レリトナサス必ス其効果ノ大要ヲ知ラサル可カラサルナリ

賣買ハ直チニ物件ノ所有權ヲ買主ニ移轉スルノ効果アルヘキコトハ既ニ論スル所ニシテ(五)又前ニ登載セル第二十四條ニ明カナル所ナリ(二)蓋シ羅馬法ニ於テハ所有權移轉ノ方法ト其原因トヲ分チ其移轉ノ方法ニハ種々繁雜ナル手續アリタレトモ羅馬ノ季世ニ至リテハ總テ物件引渡ヲ以テ其方法トセリ而シテ其原因トハ賣買、贈與、貸借等ノ類ヲ謂ヘリ此法則タル其後佛國ニ移リテ依然變更スル所アラサリシカ民法ヲ制定スルニ至リ卒ニ斷然之レヲ廢シ所有權移轉ノ方法ト其原因トヲ混一シ物件讓渡ノ契約アレハ必ス所有權直チニ移轉スル者トセリ是レ則チ民法第千三百三十八條ニ規定スル所ニシテ第千五百八十三條ハ殆ト之レヲ賣買ニ應用シタルモノニ過キササルナリ又羅馬法及ヒ



佛國舊法ニ於テハ概シテ代價ヲ拂ヒタル後ニ非サレハ所有權移轉セ  
 サリシカモ民法ニ於テハ亦タ之レヲ更メ代價拂渡ノ有無ニ拘ラス所  
 有權必ス移轉スルコト、シタリ是レ第一千五百八十三條ニ於テ特ニ未  
 タ、物、件、ヲ、引、渡、サ、ス、又、代、價、ヲ、拂、ハ、ス、ト、雖、ト、モ、既、ニ、物、件、ト、代、價、ト、ニ、付、約、  
 定、ア、リ、タ、ル、上、ハ、結、約、者、間、ニ、於、テ、ハ、賣、買、完、成、シ、テ、賣、主、ニ、對、シ、テ、ハ、買、主、  
 當、然、所、有、權、ヲ、取、得、ス、ル、者、ト、ス、ト、曰、ヘル所以ナリ但シ物件引渡ノ後又  
 ハ代價拂渡ノ上所有權移轉スヘキコトヲ特約スルハ固ヨリ結約者ノ  
 隨意ナリトス我邦ニ於テモ此規定ニ倣ヒ第二十四條ヲ掲ケタルナリ  
 若シ夫レ未タ物件ヲ引渡サス又代價ヲ拂ハスト雖トモト曰ハサルカ  
 如キハ我邦ニハ佛國ノ如キ沿革上ノ理由アラサレハナリ  
 (十)物件ノ危險ハ其所有者ノ負擔ニ在リトハ既ニ羅馬法以來ノ原則ナ  
 リ故ニ佛國及ヒ我邦ノ民法ニ於テハ物件ノ危險其所有者タル買主ノ

物件ノ危險

負擔ニ在ルヘキコト言フヲ待タス然リト雖モ買主ノ危險ヲ負擔スルハ  
 敢テ今日ニ始マルニ非ス既ニ羅馬ノ昔所有權直ニ買主ニ移轉セザリ  
 シ頃ヨリ然ル所ナリ是レ蓋シ所有權移轉ノ有無ニ拘ラス賣買ノ後物  
 件若シ其價ヲ増スルハ總テ買主其利ヲ収ムルカ故ニ其危險モ亦タ買  
 主ニ於テ之ヲ負擔スルヲ以テ至當トスレハナリ但シ特別ノ約束ヲ以  
 テ危險ヲ賣主ノ負擔トスルハ結約者ノ隨意タルヲ猶前項ニ於ケルカ  
 如シ

物件ノ危險ノ何物タルコトハ契約法ニ於テ説ク所ナリト雖モ一言以テ  
 之レヲ示サン凡ソ賣買契約ノ後不慮ノ變災ニ由リテ物件全ク亡失ス  
 ルカ又ハ其一部ヲ毀損スルハ是レニ由リテ生スル損失ハ總テ買主  
 ノ負擔ニ屬スヘシ故ニ買主既ニ其代價ヲ拂ヒタリトセハ復タ之レヲ  
 取還スコト能ハス未タ之レヲ拂ハストセハ賣主ノ請求ニ應シ之レヲ拂



代替物ノ買

ハサルヘカラス此レ之レヲ物件ノ危険買主ノ負擔ニ在リト謂フ  
 (十) 以上ハ單純ノ賣買ニシテ且ツ其物件確定ナルホニ就テ言ヘル  
 モノナリ單純ノ賣買トハ次章ニ論スル必要條件ノミヲ具ヘ別ニ期限  
 條件等ノ如キ體樣ヲ具ヘサルモノヲ謂フ蓋シ體樣ハ敢テ契約ノ成立  
 ニ必要ナルモノニ非ス唯其効果ニ多少ノ變更ヲ生セシムルモノナリ  
 而シテ體樣附賣買ニ就テハ將ニ次項以下ニ於テ細論スル所アラント  
 ス確定物トハ特別ニ指定シテ他ノ同種類ノモノト相混淆スルヲ能ハ  
 サラシムルモノヲ謂フ此家此馬ト謂フノ類是レナリ確定セサル物件  
 ヲ代替物ト曰フ之レヲ特別ニ指定セサルカ故ニ苟モ同種類ノ物件ナ  
 ラハ甲ヲ以テ乙ニ代ヘ乙ヲ以テ丙ニ代ヘ以テ其義務ヲ終ルヲ得ル  
 ヲ言フ米若干石酒若干樽ノ類即チ是レナリ此場合ニ於テハ契約ノ當  
 時物件未タ確定セサルカ故ニ物權即チ物ト人トノ直接ノ關係ヲ生ス

體樣附賣買

ルヲ能ハス之レヲ如何シテカ其權利直チニ賣主ヨリ買主ニ移リ又其  
 物件ノ危険ヲ以テ買主ノ負擔トスルヲ得ンヤ況ンヤ賣主ト雖モ未  
 タ引渡スヘキ物件ヲ所有セサルヲ稀ナリトセサルニ於テチヤ  
 (十二) 體樣ハ契約ノ効果ヲ變更スヘキヲハ既ニ前項ニ言ヘル所ナリト  
 雖モ是レ特ニ賣買ニ於テ然ルニ非ス諸契約ニ於テ皆ナ同シキ所ナリ  
 故ニ期限、撰擇、任意、連帶等ノ體樣ヲ具フル賣買ニ就テハ別ニ本論ニ贅  
 セス唯條件ハ賣買ノ効果ヲ變更フルヲ尤モ甚シク又大ニ議論ヲ紛起  
 セシムルカ故ニ特ニ之ヲ茲ニ説カント欲ス第二十四條第二項ニ曰ク  
 賣買契約ハ下ノ規定ニ從フ外有償且雙務ナル契約ハ一般ハ規則ニ  
 從フ

第二十四條 第二項

停止條件附賣買

(十三) 凡ソ條件ニ二種アリ一ヲ停止條件ト曰ヒ一ヲ解除條件ト曰フ停  
 止條件トハ其到來マテ契約ノ効果ヲ停止スヘキ者ヲ謂フ例ヘハ若シ



本月中ニ汽船某號某港ヨリ歸着セハ若干金ノ價ヲ以テ某商品ヲ購フヘシト約スルノ類是レナリ解除條件トハ其到來ニ由リテ契約ヲ解除セシムルモノヲ謂フ例ヘハ若干金ノ價ヲ以テ某商品ヲ購フヘシト雖モ若シ本月中ニ汽船某号某港ヨリ歸着セハ本契約ヲ解除スヘシト約スルノ類是レナリ請フ先ツ停止條件ヲ説キ後チ解除條件ニ及ハン賣買停止條件ヲ具フルハ所有權果シテ直チニ買主ニ移轉スヘキヤ否ヤハ一大問題ナリト雖モ是レ殊ニ賣買ニ關シテ生スルノ問題ニ非ス故ニ之レヲ契約法ニ讓リ茲ニハ唯余カ信スル所ニ據レハ條件ヲ具フルノ所有權直チニ買主ニ移轉スル者トスト曰ハンノミ

物件ノ危險ハ停止條件ヲ具フル賣買ニ在リテハ賣主ノ負擔スル所トス故ニ不慮ノ變災ニ由リテ物件全ク喪失シ又ハ其過半喪失センカ假令其後條件到來スルモ賣主ハ買主ニ對シテ代價ヲ請求スルヲ能ハス

解除條件附  
賣買

不慮ノ變災ニ由リテ物件半額以下ノ損傷ヲ生センカ買主ハ必ス約定代價ヲ拂ヒ以テ損傷ノ儘物件ヲ引取ラサルヘカラス賣主ノ過失ニ由リテ物件全ク喪失シ又ハ其過半喪失センカ買主ハ當ニ約定代價ヲ拂ハスシテ可ナルノミナラス更ニ賣主ニ對シ損傷ノ賠償ヲ求ムルヲ得賣主ノ過失ニ由リテ物件半額以下ノ損傷ヲ生センカ買主ハ其撰擇ニ任セ或ハ契約ノ破談ヲ請ヒ且ツ損害ノ賠償ヲ要求シ或ハ其損傷額ヲ代價ヨリ引去リ以テ物件ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得ヘシ是レ物件不慮ノ變災ニ由リテ損傷セシキニ於テハ有セサルノ權利ナリ以上ハ財產編第四百十九條及ヒ第四百二十條ノ明文ニ詳ナル所ナリ

(十四) 賣買解除條件ヲ具フルハ契約直チニ其効果ヲ生シ條件ノ到來マテハ全ク單純ノ契約ニ異ナル所アラス故ニ條件ヲ具フルモノハ契約ニアラスシテ其解除ナリト曰フモ可ナリ是レニ由リテ之レヲ觀ル



片ハ所有權ノ直チニ買主ニ移ツルハ固トヨリ論ヲ俟タス唯條件到來  
 スルキハ所有權賣主ニ復シ買主ハ嘗テ其所有者タラサリシモノ、如  
 ク看做サル、ナリ已ニ代價ヲ拂ヒタリトセハ敢テ之レカ返却ヲ要ム  
 ルノ權ナク未タ之レヲ拂ハストセハ必ス賣主ノ請求ニ應シテ之レヲ  
 拂ハサルヘカラス是レ洵ニ理ノ當然ナリ故ニ物件喪失ノ後條件終ニ  
 到來セサルキハ敢テ物件ノ危險買主ニ在ラスト主張スルモノアルヲ  
 聞カス唯物件喪失ノ後條件果シテ到來セハ如何是レ佛國ニ於テハ大  
 ニ議論アル所ナリ第一説ニ曰ク當ニ買主ノ損失ニ歸スヘシ蓋シ解除  
 條件ノ結果タル万事契約前ノ位置ニ復シ買主ハ其物件ヲ賣主ニ返却  
 スヘキヲ實ニ民法第千八百八十三條(我カ財產編第四百九條第二項)ニ詳  
 カナル所ナリ然ルニ條件到來ノ前物件既ニ已ニ喪失セシキハ万事契  
 約前ノ位置ニ復シ買主其物件ヲ賣主ニ返却スルコ能ハス故ニ條件其

効果ヲ生スルコ能ハス且ツヤ試ミニ民法第千八百八十二條ヲ看ヨ停止  
 條件ヲ具フル債務者ハ當ニ物件ノ危險ヲ負擔スヘシト曰フニ非スヤ  
 解除條件ヲ具フル買主ハ何ソヤ是レ即チ停止條件ヲ具フル債務者ナ  
 リ即チ條件到來セハ物件ヲ賣主ニ返却スヘキ義務ヲ負ヘルモノナリ  
 故ニ條件到來前ノ物件喪失ハ當ニ買主ノ損耗ニ歸スヘシト  
 第二説ニ曰ク條件到來前ノ物件喪失ハ當ニ賣主ノ損耗ニ歸スヘシ夫  
 レ解除條件ノ到來ハ全ク契約ヲ取消シ嘗テ契約アラサリシモノノ如  
 シスルノ結果アルモノナリ是レ民法第千八百八十三條ニ明言セル所ナ  
 リ同條ニ曰ク解除條件トハ其條件到來セハ當ニ義務ヲ取消シ萬事嘗  
 テ、義務アラサリシト同一ノ狀況ニ復スヘキモノヲ謂フト若シ賣主買  
 主ノ義務嘗テアラサリシモノトスレハ如何ナル結果ヲ生スヘキカ賣  
 主ハ依然物件ヲ所有シ買主ハ依然代價ヲ其囊中ニ存スヘキノミ賣主



依然物件ヲ所有セハ物件ノ喪失果シテ誰カ損耗ニ歸スヘキカ當ニ賣主ノ損耗ニ歸スヘキノミ買主依然代價ヲ其囊中ニ存スヘキ者トスレハ未タ之ヲ拂ハサルノ前ナランカ更ニ之ヲ拂フコトヲ要セサルヘク已ニ之ヲ拂ヒタル後ナランカ當ニ之レカ返却ヲ賣主ニ請求シ之ヲ元ノ囊中ニ復スヘキノミ焉ソ物件ノ喪失買主ノ損耗ニ歸シ代價賣主ノ所得トナルヘキノ理アラシヤ反對論者ハ法律カ物件ヲ債務者ニ返スヘキコトヲ曰フヲ以テ論據トナシ物件喪失ノ後ハ之ヲ返却スルコト能ハサルカ故ニ條件其効力ヲ生セスト曰フト雖モ抑モ法律カ物件ヲ返却スヘキコトヲ曰フハ唯契約取消ノ結果ヲ言ヘルノミ豈ニ物件喪失シタル片ハ之ヲ返却スルコト能ハサレハトテ敢テ條件ノ到來ヲ度外ニ舍キ嘗テ契約アラサリシ者ノ如ク看做スコト能ハスト曰フノ理アラシヤ又論者ハ解除條件ヲ具フル義務ノ債權者停止條件ヲ具フル債務者ナリト

曰フト雖モ是レ必スシモ然ルニ非ス若シ解除條件ヲ以テ一物件ヲ賣却シタル賣主未タ物件ヲ引渡サ、ル片ハ買主解除條件ヲ具フル債權者ナリト雖トモ決シテ停止條件ヲ具フル債務者ニアラス何トナレハ買主ニ物件ヲ返戻スヘキ義務ナケレハナリ若シ此場合ニ於テ猶ホ物件ノ喪失買主ノ損耗ニ歸スヘシト曰ハンカ論者ハ第千百八十二條ヲ以テ論據トスルコト能ハサルヘシ若シ此場合ニ於テハ物件ノ喪失當ニ賣主ノ損耗ニ歸スヘシト曰ハンカ我輩ハ物件引渡ノ有無ニ由リテ損失ヲ負擔スルモノヲ異ニスルノ理アルヲ見ス又第千百八十三條ニモ汎シ解除條件ノ効果ヲ示シ物件引渡ノ有無ニ由リテ之レカ區別ヲ設クルコトアラズ其他如何ナル法文ニモ未タ嘗テ此區別ヲナセルコトアルヲ見ス是レ論者ハ停止條件ニ關スル法文ヲ己カマニマニ解釋シテ強テ之レヲ解除條件ニ適用スルモノト謂フヘシ牽強附會モ亦タ太甚シ



且ツ買主已ニ物件ヲ受取り之レテ返却スヘキ停止條件附義務アル場合ト雖田之レニ第一千八百八十二條ヲ適用スヘシト曰ヒ難シ何トナレハ同條ニハ停止條件ヲ以テ義務ヲ取結ヒタルハ云々トアリ是レ專ラ停止條件ヲ具フル契約ニ就テ言フモノニシテ決シテ解除條件ヲ具フル契約ヨリ生スル停止條件附義務ニ就テ言フ者ニハ非サレハナリト余ハ佛國民法ニ於テハ右ノ第二說ヲ是トスルモノナリト雖トモ我カ民法財産編第四百十九條第二項ニハ右ノ第一說ヲ採用セリ曰ク解除條件ヲ以テ諾約シタルトキハ右同一ノ喪失(價額ノ全部又ハ過半ノ喪失)ハ要約者ノ權利確定シテ其負擔ニ歸シ且何等ノ返還ヲモ要求スルコトヲ得スト

衡數量ヲ以テセル買

(十五) 以上ハ特定物ノ賣買ニ就キテ論スル所ナリ而シテ代替物ノ賣買ニ於テハ其物件ヲ指定スルマテハ所有權移轉セス物件ノ危險賣主ニ

佛國民法ノ規定

在ルヘキコトハ既ニ之レヲ說ケリ(十一)然リト雖トモ實際果シテ確定物ノ賣買ナルヤ將タ代替物ノ賣買ナルヤ稍判然セザルモノアリ佛國民法第一千五百八十五條ハ一ノ場合ニ付規定シテ曰ク若シ商品ヲ一括セスシテ衡數量ヲ以テ之レヲ賣却シタルハ賣買完成セス即チ賣却シタル物件ハ之レヲ秤算度量スルマテ賣主ノ危險ニ在ルモノトス但シ買主ハ或ハ其引渡ヲ請求シ或ハ約束ノ執行ナキ場合ニ於テ損害ヲ蒙ルルハ之レカ賠償ヲ請求スルコトヲ得ト

本條ノ規定スル場合ハ賣主所有スル物品ノ内若干クランム若干個若干メートル若干リートルヲ賣ルノ類ニシテ此場合ニ於テハ其輕重ヲ權リ其員數ヲ算ヘ其度量ヲ計リタル上ニ非サレハ買主物品ノ危險ヲ負擔セスト曰ヘリ是レ固ヨリ當然ノ事ニシテ其時マテハ未タ物品ノ何如ナル部分ニ買主權利ヲ有スヘキヤヲ審ニセス然ラハ何如ニシテ



買主其危険ヲ負擔スヘシト曰フコトヲ得ン又法文ニハ明カニ之レヲ言ハサレモ所有權モ固ヨリ度量衡數ヲ計算シタル後賣主ヨリ買主ニ移轉スヘキ者ナリ又法文ニハ賣主所有セル物品ノ内其一部ヲ賣却スル場合ニ付キ規定セリト雖モ賣主物品ヲ所有セス他ヨリ之レヲ購ヒテ買主ニ渡スヘキハ無論即時ニ所有權移轉セス又物件ノ危険買主ノ負擔ニ歸セサルモノトス概シテ之レヲ言フハ凡テ物件ヲ明示セサル間ハ所有權移轉セス物件ノ危険買主ノ負擔ニ歸スルコト能ハサルナリ(十六)右ノ第一千五百八十五條ハ其結末ニ於テ買主物件ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得又賣主其約束ヲ執行セサルハ買主損害賠償ヲ要求スルコトヲ得ヘシト曰ヘリ是レ言フヲ待タサル所ニシテ苟モ一物件ヲ引渡スヘキコトヲ約シタル者ハ之レヲ引渡サ、ルコトヲ得ス若シ之レヲ引渡サ、ルハ損害賠償ノ請求ニ逢フヘキハ法律ノ明文ヲ待タスノ知ル所ナ

リ然ルニ佛國民法ハ何故ニ之レヲ明言スルヲ以テ必要ナリト看認メタルヤ曰ク民法編纂ノ際草案ニハ其度量衡數ヲ計ルマテハ賣主買主各契約ヲ破却スルコトヲ得ルモノトセシカ其説行ハレスシテ卒ニ契約ハ正ニ成立スルモノトシ唯所有權即時ニ移轉セス物件依然賣主ノ危険ニ在ルヘキコトヲ規定セシナリ

(十七)之レヲ要スルニ衡數度量ヲ以テスル賣買ニ於テハ其契約ハ双方ノ同意アルト同時ニ正ニ成立スルト雖モ其衡數度量ヲ計ルマテハ物件確定セス隨テ其所有權買主ニ移轉スルコト能ハス其危険モ依然賣主ノ負擔ニ存スルモノトス論者曰ク然ラス其衡數度量ヲ計ルマテハ物件全ク未定ニシテ賣買ニ必要ナル一分子ヲ缺クカ故ニ契約成立セス是レ所有權移轉セス危険モ亦賣主ノ負擔ニ存スル所以ナリト是レ大ニ誤レリト謂フヘシ凡ソ未確定物即チ代替物ヲ賣買スルコトヲ得ル



ハ論者ト雖モ敢テ爭ハサル所ナリ而シテ未タ代替物ノ賣買ニ於テハ其物件ヲ特定スルマテハ契約成立セスト曰フモノアルヲ聞カス然ルニ通常代替物ノ賣買ニ於テハ其物件果シテ現ニ賣主ノ所有ニ在ルヤ否ヤヲ問ハス今ヤ然ラス其物件ハ現ニ賣主ノ所有ニ在リ唯其孰レノ部分果シテ買主ノ有トナルヘキヤヲ知ラス現ニ賣主ノ所有ニアラサルモノヲ賣ルモ契約ハ直チニ成立スルヲ人ノ爭ハサル所然リ而シテ賣主現ニ之レヲ所有スル場合ニ於テハ之レヲ衡數度量スルマテハ契約成立セスト曰フカ三尺ノ童子ト雖モ其理ナキヲ知ラン且ツ若シ契約成立セスト曰ハ、賣主買主ノ間如何ナル權利義務ヲモ生スルヲナカルヘシ然ルニ法文ニハ明カニ賣主カ買主ニ對シテ義務ヲ負ヘルヲ曰ヘリ故ニ契約ハ承諾アルト同時ニ正ニ成立スルヲ復タ疑ヲ容レズ況ンヤ民法編纂ノ際此主意ヲ明言セルニ於テヲヤ

我邦民法ニ於テハ如何

十七補我邦民法ニハ一切右様ノ規定ナシト雖トモ右ニ説ク所ハ皆ナ普通法ノ適用ナルカ故ニ別ニ明文ナキモ亦タ同様ニ論決セサルコトヲ得ス其ノ明文ヲ掲ケサルモノハ其當然言ヲ待タサルヲ以テノ故カ

一括商品ノ賣買

(十八)佛國民民法第千五百八十六條ハ商品ヲ一括シテ之レヲ賣ル場合ニ就キ規定シテ曰ク若シ之レニ反シテ一括シテ商品ヲ賣却シタル時ハ未タ商品ヲ秤算度量セスト雖モ賣買既ニ完成スルモノトスト是レ他ナシ一括シテ商品ヲ賣却スルルハ其商品ノ性質如何ニ拘ハラズ特定物トナルカ故ニ所有權直チニ買主ニ移轉シ物件ノ危險直チニ買主ノ負擔ニ歸スヘキナリ例ヘハ一倉庫中ノ米穀一商店中ノ商品ヲ賣却セシ場合ノ如キ即チ是レナリ

我邦民法ニ於テハ此場合ニ就イテモ亦タ明文ナシト雖トモ佛國民民法



第千五百八十六條ノ規定ヲ適用スヘキコトハ言フヲ待タス蓋シ是レ亦タ普通法ノ適用ニ過キサレハナリ

試験ヲ要スル賣買

(十九)我カ民法財産取得篇第三十一條第一項ハ試験ヲ要スル賣買ニ就キ規定シテ曰ク

試験ニテ爲ス賣買ハ事情ニ隨ヒ買主ノ適意ノ停止條件又ハ拒絕ノ解除條件ヲ帶ヒテ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得(佛國民法第千五百八十八條)

第三十一條 第一項

例ヘハ機械染料等ノ如キモノハ之レヲ試験シテ果シテ其用ニ適シ能ク買主ノ意ニ合ナフトキハ之レヲ買取ルヘシト約スルコト多シ此場合ニ於テハ事情ニ隨ヒ或ハ其意ニ合ナフトキハ下云フ停止條件アルモノトシ試験シテ其意ニ合ナフトコトヲ見ルマテハ賣買其効果ヲ生セストシ或ハ其意ニ合ナハサレハ契約ヲ解除スヘシト云フ解除條件ア

ルモノトシ試験シテ其意ニ合ナハサルコトヲ發見スルトキハ契約ヲ解除スヘシトセリ彼佛國舊時ノ法學者ノ泰斗ト仰カル「ボチエー」ハ常ニ解除條件アルモノトシタリシカ佛國民法ニ於テハ又常ニ停止條件アルモノトセリ我邦民法ニ於テハ之レヲ折衷シ事情ニ隨ヒ或ハ停止條件アリ或ハ解除條件アルモノトセリ余考フルニ我カ民法ノ如キハ寧ロ一切裁判官ノ認定ニ任スルノ愈レルニ如カス何トナレハ事情ニ隨ヒ試験ノ後始メテ契約成立スヘキモノト看做スヘキコトアレハナリ蓋シ佛國ノ舊法及ヒ民法ニ於テ特ニ解除條件アリ又ハ停止條件アリト規定セル所以ノモノハ他ナシ是レニ由リテ一ノ推定ヲ設ケ以テ裁判官ニ便利ヲ與ヘント欲シタルナリ今ヤ然ラス裁判官ハ到底事情ヲ審ニスルノ後ニ非サレハ一切ノ判決ヲ下スコト能ハス若シ然ラハ何ソ必スシモ停止又ハ解除條件アリトスヘキニ限ランヤ



佛國民法第千五百八十八條ニハ試驗ヲ用フル賣買ハ常ニ停止條件ヲ以テ爲シタルモノト推測スト曰ヘルカ故ニ其停止條件ハ其用ニ適セハト云フ條件ニシテ其意ニ合ナフトキハト云フ條件ニ非スト信ス故ニ試驗ヲ爲シタル後ト雖トモ能ク其用ニ適スルモノヲ用ニ適セスト偽リ契約ヲ破ルコト能ハス必ス其用ニ適セサルコトヲ證シ爰ニ始メテ之レヲ無効トスルコトヲ得ルナリ我邦ニ於テハ適意ノ停止條件又ハ拒絕ノ解除條件ト曰ヘルカ故ニ買主ハ別ニ理由ヲ附セス唯意ニ適セス又ハ之レヲ拒絕スト曰ヒテ契約ヲ履行セサルコトヲ得ヘシ是レ或ハ契約者ノ意思ニ違フモノナキヲ保セス唯裁判官タルモノハ專ラ契約者ノ意思ヲ探究シ以テ公平ノ裁斷ヲ下スヘキノミ

(二十) 第三十一條第二項ハ右ニ類セル場合ニ就キ規定シテ曰ク  
 試味ハ慣習アル日用品ノ賣買ハ適意ノ停止條件ヲ帶ヒテ之ヲ爲シ

試味スヘキ  
 物品ノ賣買

第三十一條  
 第二項

タルモノト推定ス(佛國民法第千五百八十七條)

酒、煙草等通常試味シテ然ル後購求スルノ慣習アル物品ヲ賣買スルトキハ買主ノ意ニ適セハト云フ停止條件附ニテ賣買シタルモノト看做スナリ佛國民法第千五百八十七條ニハ葡萄酒、食油、其他買入ヲ爲スノ前之レヲ試味スルノ慣習アル物品ニ付テハ買主之レヲ試味シテ其適意ヲ表セサル間ハ全ク賣買ナキモノトスト曰ヘルカ故ニ試味ヲ終ルマテハ契約全ク成立セス隨テ賣主買主各隨意ニ契約ヲ履行セサルコトヲ得ルナリ右孰レノ規定モ前項ノ場合ニ比シテ聊カ權衡ヲ得サルモノアルカ如シ余ハ右等ノ問題ヲ法官ノ見込ニ一任シテ敢テ法律ノ推定ヲ設ケサルヲ可トスルナリ

右ハ普通ノ場合ニ就イテ規定シタルモノナリト雖トモ若シ約束ヲ爲シタル時物件ノ品位ヲ定メ其品位サヘ違ハサレハ之レヲ買取ルヘシ



ト約シタル場合ニ於テハ契約直チニ確定スルモノニシテ假令之レヲ試味セサルモ買主敢テ破談ヲ申入ル、コトヲ得ス賣主モ亦タ敢テ其物品ヲ渡サ、ルコトヲ得サルナリ

試験又ハ試味ノ期間

第三十二條

二十補右二ツノ場合ニ於テ買主若シ久シク試験又ハ試味ヲ爲サ、ルトキハ賣主ハ敢テ買主ニ代價ヲ請求スルコトヲ得ス又物件ヲ他ニ賣渡スコトヲ得ス此クノ如クンハ賣主ノ損害實ニ想フヘシ立法者ハ茲ニ見ル所アリテ第三十二條ニ於テ規定シテ曰ク  
前條ニ定メタル二箇ノ場合ニ於テ買主カ己レニ屬スル權能ノ行使ニ付キ期限ヲ定メサルトキハ短キ期間ニ於テ決答ス可キ催告ヲ受ク、若シ其決答ヲ爲サスシテ賣渡物ノ引渡ヲ受ケタルトキハ買主ハ承諾シタリトノ推定ヲ受ケ反對ノ場合ニ於テハ拒絕シタリトノ推定ヲ受ク

右條文中短キ期間ト曰フハ幾月幾日ナルヤ甚タ漠然タル文字ナリト雖トモ余ノ信スル所ニ據レハ一ニ賣主ノ定ムル所ニ依リテ可ナリ故ニ賣主ニ於テ一年又ハ數年ト曰ハ、買主ハ其間決答ヲ爲サ、ルコトヲ得ヘシ蓋シ右期間ノ長短ハ一ニ賣主ノ利害ニ關シ買主ニ於テハ唯試験又ハ試味ヲ爲スノ違アレハ足レリ故ニ賣主ニ於テ長キ期間ヲ與フルモ可ナリ  
又法文中反對ノ場合ト曰フハ頗ル明瞭ヲ缺ケリト雖トモ其期間中ニ決答ヲ爲サス又賣品ノ引渡ヲ受ケサル場合ヲ斥スコトハ敢テ疑ヲ容レサルカ如シ(法文ニ賣渡物ノ引渡ト曰ヘルハ拙モ亦タ太甚シト謂フヘシ)

### 第二章 賣買ノ必要條件

(廿一) 賣買ノ必要條件四アリ曰ク賣主買主ノ承諾曰ク物件曰ク代價曰

第二章 賣買ノ必要條件

第二章 賣買ノ必要條件



少賣買ヲ爲スノ能方ヲ具フルト是レナリ蓋シ契約ノ必要條件四アル  
 一ハ讀者諸君カ契約法ニ於テ學フヘキ所ナリ曰ク承諾曰ク目的物  
 曰ク原因曰ク能力是レナリ賣買ニ於テモ此四件ヲ要スルト他ノ契約ニ  
 異ナラス是レ承諾及ヒ能力ノ必要ナルコトヲ述ヘタル所以ナリ唯目  
 的物ト原因トハ凡ソ双務契約ニ在リテハ双方ノ義務各一ノ目的物ト  
 一ノ原因トヲ具フルモノニシテ而カモ一義務ハ即チ他ノ義務ノ原因  
 ナリ故ニ今賣買ニ在リテハ賣主ノ義務ノ目的物ハ物件ニシテ買主ノ  
 義務ノ目的物ハ代價ナリ又賣主ノ義務ノ原因ハ買主代價ヲ拂フノ義  
 務ニシテ買主ノ義務ノ原因ハ賣主物件ヲ讓渡スノ義務ナリ故ニ物件  
 代價ノ必要ナルトヲ言ヘハ即チ目的物原因ノ必要ナルトヲ言フモノ  
 ナリ又承諾目的物原因ハ契約ノ成立ニ必要ナルモノニシテ苟モ其一  
 ヲ缺クハ契約成立スルト能ハス能力ハ然ラス是レ契約ノ有効ニ必

第一節 承諾  
 賣買ノ豫約

要ナルモノニシテ之レナシト雖モ契約成立セサルニアラス故ニ能力  
 ナキモノ賣買ヲ爲スモ其人能力ヲ得タル後之レヲ認諾スルハ賣買  
 確立シテ復タ之レカ無効ヲ訴フルト能ハス蓋シ此等ノ事ハ讀者諸君  
 契約法ニ於テ學フヘキ所ナルカ故ニ敢テ茲ニ其詳細ヲ論セス

第一節 承諾

(廿二) 承諾ノ諸契約ニ必要ナルトハ言フヲ待タサル所ニシテ又之レニ  
 關スル規則ハ諸契約皆同シキ所ナリ故ニ今賣買ニ就テ特ニ之レヲ揭  
 ケテ論スルノ要ナキカ如クナレモ唯所謂賣買ノ豫約ハ賣買ニ同シキ  
 ヤ否ヤノ問題アルヲ以テ茲ニ承諾ノ一節ヲ設ケテ之レヲ論セント欲  
 スルナリ

賣買ノ諸成契約ナルトハ業ニ已ニ之レヲ述ヘタリ故ニ賣主買主能ク  
 承諾スレハ復タ物件ヲ引渡シ又ハ証書ヲ造ル等ノ事ヲ爲スヲ須ヒス



賣買豫約ノ種類

シテ賣買直チニ成立スルモノトス然リト雖モ賣買ノ豫約ハ果シテ賣買ニ等シキヤ語ヲ換ヘテ之レヲ言ヘハ賣主カ吾レ之レヲ汝ニ賣ルコトヲ約スト曰ヒタル片ハ賣主カ吾レ之レヲ汝ニ賣ラント曰ヒ買主カ之レニ答ヘテ吾レ之レヲ買ハント曰ヒタル片ト同一ハ規則ニ循フヘキヤ是レ學者間議論百出スル所ニシテ余カ將ニ討究セントスル所ナリ

(廿三)凡ソ賣買ノ豫約ニ四アリ曰ク賣主又ハ買主物件ヲ賣リ又ハ買主ハ

ンコトヲ約スルト雖モ其對手人未タ之レヲ承諾セサルナリ此場合ニ於テハ契約一切成立スルコトナク之レヲ約シタル賣主又ハ買主ハ後チ全ク其提供ヲ取消スコトヲ得ヘシ是レ双方ノ承諾アラサレハナリ之レヲ單約ト謂フ曰ク賣主ハ之レヲ賣ランコトヲ約シ買主ハ之レヲ買ハンコトヲ約スルナリ之レヲ賣買ノ双務豫約ト謂フ曰ク賣主之レヲ賣ランコトヲ約シ買主之レヲ承諾スルト雖モ未タ之レヲ買フコトヲ約セサルナリ之

レヲ賣渡ノ片務豫約ト謂フ曰ク買主之レヲ買フコトヲ約シ賣主之レヲ承諾スルト雖モ未タ之レヲ賣ルコトヲ約セサルナリ之レヲ買受ノ片務豫約ト謂フ單約ニ就テハ更ニ言フヘキコトナシ何トナレハ單約ハ一切ノ契約ヲ成立セシムルコト能ハサルモノナレハナリ他ノ三種ニ就テハ請フ順ヲ逐ヒテ一々之レヲ論セン

(廿四)今三種ノ賣買ノ豫約ヲ詳論スルニ先チ茲ニ讀者諸君ニ注意セサルヘカラサルコトアリ蓋シ結約者如何ナル語ヲ用ヒ契約ニ附スルニ如何ナル名稱ヲ以テスルモ法官タル者ハ必ス結約者ノ意思ノ在ル所ヲ探リ之レヲ判断セサルヘカラス故ニ立法者ハ特ニ賣買ノ豫約ニ就テ明條ヲ掲クルノ要ナキカ如シト雖トモ佛國古來ノ慣習ニ由リ所謂賣買ノ豫約ナルモノアリテ其効果ニ付學者間甲乙ノ議論ナキニシモアラサルカ故ニ佛國民法編纂者ハ特ニ之レカ爲メニ一條ヲ掲ケ賣買ノ



豫、ハ、賣、買、ノ、効、アリ、ト、曰、ヒ、シ、カ、(第千五百八十九條)此明文未々學者ノ議論ヲ遏止スルコト能ハス我邦ニ於テハ民法財産取得編第二十六條以下三條ニ於テ細カニ之レヲ規定セリ請フ左ニ其規定ヲ詳論セン

第一款 賣買ノ双務豫約

第一款 賣買ノ双務豫約

佛國法律

(廿五)賣買ノ双務豫約トハ上ニ述ヘタル如ク賣主之ヲ賣ランコトヲ約シ買主之ヲ買ハンコトヲ約スルモノヲ謂フ例ヲ以テ之レヲ示サンニ甲ナルモノ一ノ家屋ヲ有シ乙ニ謂テ曰ク吾レ千圓ヲ以テ吾カ家屋ヲ汝ニ賣ルコトヲ約ス乙曰ク諾吾レ之レヲ買フコトヲ約スト是レ賣買ノ双務豫約ナリ佛國民法ハ曰ク賣買ノ豫約ハ賣買ノ効アリト而シテ茲ニ賣買ノ豫約ト曰フハ賣買ノ双務豫約ヲ斥シタルコトハ法文中物件ト代價トニ付キ兩結約者相互ノ承諾アルハハノ語アルヲ以テ明カナリ故ニ茲ニ賣買ノ豫約ト曰フハ賣渡ノ片務豫約ヲ斥シタルモノナリト曰フノ論

第一說

者ナキニ非サレモ學者大率皆ナ双務豫約ヲ斥シタル者ナリト曰ヘリ(廿六)佛國民法ハ賣買ノ豫約ハ賣買ノ効アリト曰ヘリ故ニ賣買ノ豫約ハ全ク賣買ト同一ノ効果ヲ生スルモノニ賣買ノ豫約ハ賣買ナリト謂フモ可ナリ是レ民法ノ編纂ニ與カリタル諸議員(參事院議官及ヒト)リボエン買ヲ謂フ國會議員ハ當時發言ノ權ナカリシカ交ルノ國會ニ出テ、陳述セシ所ニシテ道理上ヨリ考フルモ賣主千圓ノ價ヲ以テ其家屋ヲ賣ルコトヲ約スト曰ヒ買主之レヲ買フコトヲ約スト曰フハ單純ナル賣買ニシテ賣主之ヲ賣ルト曰ヒ買主之レヲ買フト曰フト毫モ相異ナル所アルヲ見ス故ニ佛國白耳義(白耳義ニ於テハ佛國民法ヲ用フ)等ノ諸學者大概皆ナ此說ヲ取レリ(プロメッス、ド、ヴェント)ヲ賣買ノ豫約ト譯スルハ或ハ當ラサルモノアラント雖トモ我カ民法ノ文字ニ依リ始ク賣買ノ豫約ト譯スルナリ)

第二章 賣買ノ必要條件 第一節 承諾



此說ニ據レハ賣買ノ豫約ニ適用スルニ一切賣買ノ規則ヲ以テスルカ  
 故ニ(第一)特別ノ約定ナキ以上ハ所有權直チニ買主ニ移轉シ(第二)物件  
 ノ危險ハ買主ノ負擔スル所(第三)買主直チニ賣買ノ豫約ヲ登記セハ後  
 ニ登記セル權利ハ買主ニ對シテ之レヲ行フヲ能ハス(不動産ノ賣買ナ  
 レバ)第四若シ未タ物件ノ引渡代價ノ拂込アラサル前ニ賣主買主協議  
 ノ上賣買ノ豫約ヲ取消サンコトヲ欲スルキハ是レ真ノ取消ニ非ス即チ  
 再賣買ナリ故ニ再度移權稅ヲ拂ハサルヘカラス(此点少シク議論ナキ  
 ニアラス)

此說ノ法文ニ適スルコト既ニ此クノ如ク道理ニ合スルコト亦既ニ此クノ  
 如クナレトモ數多キ法學者中此說ヲ取ラサルモノモ亦多樹ナカラス  
 (廿七)第二說ニ曰ク賣買ノ豫約ハ賣買ノ効アリ故ニ賣買ニ等シト謂フ  
 モ可ナリ然リト雖モ賣買ノ豫約ヲ以テ單純ノ賣買ニ等シト云フニ至

第二說

リテハ過テリ夫レ人ハ天性道理ヲ具ヘテ此世ニ生マル、モノナリ此  
 道理アル人二人相集リテ互ニ約メ曰ク吾レハ汝ニ吾カ家屋ヲ賣ルコ  
 トヲ約ス曰ク吾レハ之レヲ買フコトヲ約スト若シ此二人ノ者始メヨリ單  
 純ノ賣買ヲ爲サント欲セハ何ソ迂遠ナル約ス々々ノ語ヲ用フルコト  
 爲サン必ス吾レ之レヲ賣ラン吾レ之レヲ買ハント斷言スヘキノミ其  
 故ニ迂遠ナル語ヲ用ヒ約ス々々ト曰フ所以ノモノハ抑モ以アルナリ  
 賣主ノ意ニ曰ク吾レ今之レヲ賣ラント欲スルニ非スト雖モ若シ數歲  
 月ノ後汝千圓ヲ以テ之レヲ買ハント欲セハ吾レ之レヲ汝ニ賣ルヘシ  
 買主ノ意ニ曰ク諾吾レモ今之レヲ買ハント欲スルニアラサレモ數歲  
 月ノ後汝千圓ヲ以テ之レヲ賣ルコトヲ諾セハ吾レ之レヲ買フヘシト故  
 ニ此賣買タルヤ單純ナル賣買ニアラスシテ條件ヲ具フル賣買ナリ而  
 シテ其條件ハ若シ數歲月ノ後甲之レヲ賣ラント欲スルキハ乙之レヲ



辭スルヲ能ハス乙之レヲ買ハント欲スルキハ甲亦タ之レヲ辞スルヲ能ハス若シ甲之レヲ賣ラント欲スルキハト云フ條件買主ノ義務ニ屬シ若シ乙之レヲ買バント欲スルキハト云フ條件賣主ノ義務ニ屬スルナリト

今此說ニ從フキハ左ノ數條ノ結果ヲ生ス曰ク所有權直チニ買主ニ移轉スヘシト雖モ其移轉條件ヲ具フルモノニ此條件成ラサルキハ移轉其効ヲ生セス曰ク物件ノ危險ハ賣主ノ負擔ニ在リ(第千百八十二條參照)曰ク買主直チニ賣買ノ豫約ヲ登記スルキハ其後物件ノ上ニ權利ヲ得テ之レヲ登記スルモノ之レヲ買主ニ施コスル能ハス但シ條件成ラサルキハ登記其効ヲ生セス曰ク未タ賣買ヲ實行セサルニ及ヒ兩人相議シテ之レヲ取消スルハ是レ則チ條件ノ成ラサルモノニシテ決シテ再賣買アルニ非サルナリ故ニ道理上ヨリ之レヲ言フキハ毫モ移轉

稅ヲ拂ハスシテ可ナリ若シ既ニ之レヲ拂ヒタリトセハ其返還ヲ請求スルヲ得ヘシ唯佛國ニ於テハ一タヒ移轉ノ行爲アルキハ必ス移轉稅ヲ拂ハサルヘカラス(共和七年寒月廿二日法律第四條及ヒ第六十九條本文及ヒ第七款第一)又一タヒ之レヲ拂ヘハ敢テ之レカ返還ヲ請求スルヲ能ハス(同第六十條)然リト雖モ決シテ再ヒ移轉稅ヲ拂フニ及ハス

駁論

(廿八)此第二說巧ハ則チ巧ナリト雖モ虛心平氣ニ之レヲ考フルキハ決シテ妥當ノ說トナスヲ能ハサルナリ論者ハ曰ク若シ單純ノ賣買ヲ爲サント欲セハ何ソ迂遠ナル約ス々々ノ語ヲ用ヒンヤト臆測モ亦タ太甚シト謂フヘシ夫レ結約者ハ必スシモ判然タル語ヲ用フルモノニアラス動モスレハ迂遠ナル辭ヲ用ヒ不明瞭ナル文字ヲ掲グルヲ苟モ世事ニ迂カラサルモノ、皆能ク知ル所ナリ然ルニ結約者カ用ヒタル曖昧

第二章 賣買ノ必要條件 第一節 承諾



ナル語辭ニ拘泥シ故ニ約スト云ヒタルハ必ス後チニ對手人ヨリ其實行ヲ請求スレハト云フ條件ヲ具フルモノナリト曰フハ豈ニ牽強傅會ノ甚シキモノニ非スヤ且ツ結約者ハ必スシモ自カラ契約書ヲ造ルニ非ス人ニ委頼シテ之レヲ造ラシムルコト多シ故ニ其用フル所ノ文字ニ拘泥スルコト能ハス今一步ヲ進ミテ之レヲ論センニ結約者故意ニ約ス約スノ語ヲ用ヒタリトスルモ未タ單純ノ賣買ニ非スト曰フコトヲ得ス夫ン單純ノ賣買ニ於テモ若シ賣主未タ物件ヲ引渡サス買主未タ代價ヲ拂ハサルキハ是レ一ノ約束ニ過キス者シ要物契約ナランニハ未タ契約ヲ成セルモノト曰フコトヲ得サレモ賣買ハ諾成契約ナルカ故ニ直チニ契約ヲ成スナリ今他ノ諾成契約ヲ取リテ之レヲ論センニ甲乙ニ其家屋ヲ賃貸スルコトヲ約シ乙之レニ若干ノ借賃ヲ拂フコトヲ約セハ是レ單純ノ賃貸契約ナリヤ將タ後チニ對手人ヨリ其實行ヲ請求セハ

ト云フ條件ヲ具ヘタル賃貸契約ナリヤ論者ト雖モ敢テ之レヲ以テ條件ヲ具ヘタル賃貸契約ナリト曰ハサルヘシ若シ然ラハ何ヲ以テ唯リ賣買ニ於テ賣買ノ豫約ハ單純ノ賣買ニ非スト曰フコトヲ得ン若シ夫レ結約者賣買ヲ爲スノ始メニ方リ眞ニ論者ノ言ヲ如キ意思アリシコトヲ發見セハ法官タルモノ固ヨリ論者ノ如ク決スヘシト雖モ唯論者ノ言ヲ如キ文字ヲ用ヒタリトテ敢テ論者ノ如ク決スルキハ必ス大審院ノ破毀ヲ免ルヘカラサルモノナリ

第三說

廿九第三說ニ至リテハ尙ホ之レヨリ甚シキ者アリ曰ク民法第千五百八十九條ハ敢テ賣買ハ豫約ハ賣買ナリト曰ハス唯賣買ノ豫約ハ賣買ノ効アリト曰ヘリ(ラ、プロメッス、ド、ヴラント、ヴチ、ヴラント)抑、此語ハ民法編纂者ニ於テ新ニ發明シタル文字ニ非ス既ニ舊法ニ於テ人ノ用フル所ナリシ然ルニ舊法ニ於テ之レヲ用ヒタルモノハ賣買ノ豫約賣買ニ

第二章 賣買ノ必要條件 第一節 承諾 五十七  
第一款 賣買ノ双務豫約



同シトノ意ヲ以テ之レヲ用ヒタルニ非ス既ニ双方賣買ノ豫約アリタル片ハ假令對手人ニ於テ違約セント欲スルコトアルモ之レヲ法廷ニ召喚セシメ強テ賣買ヲ實行セシムルコトヲ得ヘシト曰フニ過キサリキ今立法者ハ別ニ解釋ヲ施コサスシテ同一ノ語ヲ用ヒタリ是レ同一ノ意味ヲ以テ之レヲ用ヒタルコト疑ナシ故ニ賣買ノ豫約ハ決シテ賣買ニアラス唯後チニ賣買ヲ行フノ義務ヲ生スルモノナリト

此説ニ由リテ生スル結果左ノ如シ(第一)更ニ賣買ヲ確約スル迄ハ所有權買主ニ移轉セス(第二)物件ノ危険ハ固ヨリ賣主ノ負擔スヘキ所ナリ(第三)買主未タ物件ノ上ニ權利ヲ獲サルカ故ニ之レヲ登記スルコト能ハス若シ之レヲ登記スルモ無効ナリ若シ又賣主其約ニ背キ物件ヲ他人ニ讓與スルカ又ハ之レヲ抵當又ハ質入トスルコトアルモ買主ハ唯其損害賠償ヲ賣主ニ要ムルノ權アルノミニシテ後ノ取得者又ハ抵當質權

駁論

者ニ對シテ其權利ヲ行フコト能ハス(更ニ賣買ヲ確約スルノ前後ノ取得者又ハ抵當質權者既ニ其權利ヲ登記セリト假定スヘシ(第四)更ニ賣買ヲ確約スルコトナクシテ兩人協議ノ上豫約ヲ取消スルハ所有權未タ嘗テ賣主ノ財産中ヨリ出テシコトアラサルカ故ニ毫モ移權稅ヲ拂ハスシテ可ナリ

(卅)此第三説ノ取ルニ足ラサルコトハ殆ト辯解ヲ用ヒスシテ明カナル所ナリ夫レ立法者眞ニ賣買ノ豫約ハ賣買ノ効アリノ語ヲ用フルニ方リ別ニ舊法ヲ改ムルノ意アラザリシトスルモ一般ノ原則自ラ舊法ニ同シカラサルカ故ニ隨テ又賣買ノ豫約ノ効果モ其間ニ差違ヲ生スルコトナシトセス蓋シ舊法ハ羅馬以來定式ニ拘泥スルノ弊アリテ佛國大革命ノ前漸次此弊ヲ矯メ事物ノ實態ヲ探リテ判斷スルノ風ヲ養成スルコトナキニ非サリシト雖モ猶ホ其餘弊ノ存スルモノ少ナカラザリシカ



故ニ賣買ヲ約スルト云ヘハ單ニ賣買ヲ爲シタルニ非スシテ更ニ之レヲ確約スルニ非サレハ賣買ナシトセシモ敢テ深ク怪ムニ足ラサルナリ今ヤ則チ然ラス法律ハ都テ定式ニ拘泥セス專ラ事物ノ實態ニ就キテ判斷ヲ下スカ故ニ之レヲ賣買スルヲ約スト云フモ其意再ヒ賣買ヲ確約スルマテハ賣買成立セサルモノトセシト判然セサル以上ハ是レ單純ノ賣買契約ナリトセサルヲ得サルナリ又舊法ニ據レハ物件ヲ引渡シ代價ヲ拂フマテハ所有權買主ニ移轉セスト爲シシモ現行民法ハ其取引上ニ妨碍アルコトヲ悟リ未タ物件ヲ引渡サス又代價ヲ拂ハスト雖モ既ニ双方ノ承諾アル以上ハ所有權直チニ買主ニ移轉スルモノトセリ是レ則チ第千百三十八條ニ於テ總テノ契約ニ就キ其原則ヲ揭ケ又第千五百八十三條ニ於テ特ニ之レヲ賣買ニ適用セル所ナリ(三)ヲ參觀セヨ故ニ舊法ニ於テ所有權直チニ移轉セサリシハ唯リ賣買ノ豫

約ニ於テ然ルニアラス單純ノ賣買ニ於テモ亦タ然リ故ニ舊法ニ於テ所有權ヲ移轉スルノ効力ナカリシ賣買ノ豫約モ今日之レヲ移轉スルノ効力アルハ毫モ怪シムニ足ラサル所ナリ故ニ立法者カ特ニ賣買ノ豫約ニ就キ舊法ヲ改ムルノ意ナカリシモノトスルモ今日ノ原則ハ昔日ノ原則ニ同シカラサルヨリ自カラ其効果ヲ同シウセサルモノアリ況ンヤ前ニモ述ヘタル如ク(廿六)民法編纂ノ際之レニ與カリシ諸議員皆ナ交ルク賣買ノ豫約ハ賣買ニ等シキヲ國會ニ明言セルニ於テヲヤ故ニ新法ハ舊法ト同一ノ意味ヲ以テ賣買ノ豫約ハ賣買ノ効アリノ語ヲ用ヒタルニ非サルナリ

(卅一)故ニ後ノ二說ハ法學世ニ盛ナルニ從ヒ漸次其勢力ヲ失ヒ今日ハ大抵皆ナ第一說ヲ取レモ此第一說論者ノ中ニモ賣買ノ双務豫約中區別ヲ設ケ其論決ヲ異ニセント欲スルモノアリ曰ク賣買ノ豫約單純ナ

第四說

第二章 賣買ノ必要條件 第一節 承諾



ル例へハ單ニ吾レハ千圓ニテ吾カ家屋ヲ賣ルヲ約ス吾レハ千圓ニテ之レヲ買フヲ約スト曰ヘル場合ノ如シキハ賣買ノ豫約ハ即チ賣買ニシテ所有權直チニ移轉シ物件ノ危險買主ノ負擔ニ歸シ買主之レヲ登記シテ賣主再賣等ノ虞ニ備フルヲ得物件引渡代價拂込ノ前兩人協議シテ之レヲ取消スルハ再度移權稅ヲ拂ハサルヲ得サレモ若シ賣買ノ豫約有期ニシテ例へハ一年ノ後吾レ吾カ家屋ヲ千圓ニテ賣ルヲ約ス一年ノ後吾レ千圓ニテ之レヲ買フヲ約スト曰ヘル場合ノ如キハ然ラス此場合ニ於テハ是レ有期賣買賣主ハ直チニ物件ヲ引渡サス買主ハ直チニ代價ヲ拂ハサルノ約アルモノヲ謂フニ非ス一年ノ後賣買契約ヲ取結フノ約ナリ故ニ所有權直チニ移轉セス物件ノ危險賣主ノ負擔ニ在リ買主ハ之レヲ登記シテ賣主再賣等ノ虞ニ備フルヲ能ハス期限前ニ兩人協議シテ其約諾ヲ解クハ移權稅ヲ拂ハスシテ

駁論

可ナリ唯期限來ルキハ即時ニ賣買成立シ所有權移轉シ物件ノ危險買主ニ歸スヘシト

(卅) 是レ余カ解スル能ハサル所ナリ夫レ若シ一年ノ後之レヲ賣ルヲ約スト曰ヒ之レヲ買フヲ約スト曰ハ、賣買成立セストセハ唯單ニ之レヲ賣ルヲ約シ之レヲ買フヲ約スト曰フモ又賣買成立セストセサルヘカラス未タ嘗テ期限アルヲ以テ契約成立セストスル法文アルヲ開カス今第千五百八十九條ハ明カニ賣買ノ豫約ハ賣買ハ効アリト曰ヒ期限ノアルトナキトニ就テ之レカ區別ヲ設ケス故ニ期限ノ有無ニ拘ハラス賣買ノ豫約ハ賣買ハ効アリ故ニ所有權直チニ買主ニ移轉シ物件ノ危險亦タ買主ニ歸シ買主ハ之レヲ登記シテ其權利ヲ保存スルヲ得期限内兩人協議シテ之レヲ取消スルハ再賣買アリテ再度移權稅ヲ拂ハサルヲ得サルナリ



卅二補)以上ハ佛國法律ニ就イテ論シタルモノナリ我邦民法財産取得編第二十八條ニハ右ノ第三說ヲ採リ規定シテ曰ク  
 賣、渡、及、ヒ、買、受、ノ、相、互、ノ、豫、約、ア、ル、ト、キ、ハ、當、事、者、ハ、一、方、ハ、前、條、ニ、從、ヒ、  
 他、ノ、一、方、ニ、對、シ、テ、契、約、ノ、取、結、ヲ、強、要、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、  
 裁、判、所、ハ、此、場、合、ニ、於、テ、當、事、者、ノ、意、思、ヲ、解、釋、シ、賣、買、ノ、豫、約、カ、即、時、ノ、  
 賣、買、ノ、效、ヲ、有、ス、ル、モ、ト、判、決、シ、又、期、間、ノ、定、ア、ル、ト、キ、ハ、其、期、間、ハ、履、  
 行、ノ、ミ、ニ、適、用、セ、ラ、ル、ル、モ、ト、判、決、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、

余ハ右ニ述ヘタル理由ニ基キ本條ノ甚タ不當ナルヲ信ス而シテ之レヲ我邦ニ採用シタルハ又一層ノ不當ヲ加フルモノト謂ハサルコトヲ得ス蓋シ佛國ニ於テハ沿革上ノ理由ニ基キ或ハ賣買ヲ約スト曰フハ賣買スト曰フト同シカラストスルモ我邦ニ於テハ右様ノ沿革ナキカ故ニ兩者ノ間ニ右様ノ差別アルヘカラス余ノ考フル所ニ據レハ此等

ノ事ハ全ク之レヲ法官ノ認定ニ一任シ敢テ法律ノ明文ヲ以テ之レヲ規定セサルヲ可トスルカ如シ但シ右ノ規定ハ一般ノ原則ニシテ若シ裁判所ニ於テ結約者ノ意思果シテ第一說ノ如クナルコトヲ認定スルトキハ賣買ノ豫約直チニ賣買ニ等シキ効力ヲ生スヘキモノトスルコトヲ得是レ本條第二項ニ規定スル所ナリ余ヲ以テ之レヲ觀ルトキハ法官若シ結約者ノ意思ヲ熟察スルトキハ通常必ス右第二項ニ規定セルカ如キコトヲ發見スルナラン唯法官ニ於テ此意思ヲ發見スルコト能ハサルトキ又ハ明カニ反對ノ意思アリシコトヲ發見スルトキハ本條第一項ヲ適用スヘキノミ

第二款 賣渡ノ片務豫約

(卅三)賣渡ノ片務豫約トハ例ヘハ甲ナルモノ一ノ家屋ヲ有シ乙ニ約シテ曰ク若シ汝千圓ヲ投セハ吾レ此家屋ヲ汝ニ賣ルヘシ乙曰ク吾レ未



第一說

タ之レヲ買フヲ約セスト雖モ汝ノ約束ハ吾レ之レヲ承諾セリト右ノ契約成立シタルモノカ將タ成立セサルモノカ又若シ契約成立セリトセハ如何ナル契約ナルカ是レ佛國ニ於テハ大ニ議論アル所ナリ

第一說ニ曰ク契約成立セス何トナレハ約束ヲ爲スモノ唯リ甲ニ止リ乙ハ毫モ約束ヲ爲サズ是レ所謂單約ナレハナリト是レ誤謬ノ太甚シキモノト謂フ可シ夫レ單約ハ已ニ述ヘタル如ク(廿三)甲物件ヲ賣ルヲ約スルト雖モ乙未タ如何ナル答辭ヲモナサズ兩人ノ意向合同セサルモノヲ謂フナリ然ルニ本項ノ場合ニ於テハ甲物件ヲ賣ルヲ約スル所ハ乙之レヲ買フヲ約セス故ニ乙ニ代價ヲ拂フノ義務ナキノ一事ナリ然リト雖モ片務契約ノ有効ナルコトハ余カ喋々ヲ待タスシテ明カナル所ナリ故ニ契約ノ成立セルハ復タ疑ヲ容ルヘキニアラサルナ

第二說

リ

(卅四) 第二說ニ曰ク右ノ契約ハ賣買ナリ唯其賣買單純ナラスシテ條件ヲ具フルモノナリ而シテ其條件ハ若シ乙千圓ヲ以テ家屋ヲ買ハント欲セハト云フ條件是レナリト是レ亦タ正鵠ヲ失スルノ說ナリ夫レ賣買トハ双務契約ニシテ締約者ノ一人一物件ヲ與フルヲ約シ他ノ一人代價ヲ拂フヲ約スルモノヲ謂フ然ルニ本契約ニ於テハ約束ヲナスモノ一人ニシテ物件ヲ與フルヲ約スルモノアレモ代價ヲ拂フヲ約スルモノナシ故ニ双務契約ナル賣買ニハ非サルナリ

第三說

(卅五) 第三說ニ曰ク右契約ハ無名ノ條件附契約ナリト是レ最モ妥當ノ說ト思ハル、ナリ夫レ既ニ契約ノ成立セルコトヲ証明シ又賣買ニ非サルコトヲ論辯セシ以上ハ無名ノ條件附契約ナリト曰フノ外ナキナリ

此第三說ニ據レハ第一物件ノ所有權乙ニ移轉スルモノニシテ隨テ乙



ハ此契約ヲ登記シ以テ其權利ヲ他人ニ施スコトヲ得ルナリ但シ所有權ノ移轉條件ヲ具フルカ故ニ若シ條件到來セスシテ乙千圓ヲ以テ物件ヲ買フコトヲ肯セザレハ(條件ノ到來セサルコトヲ假定センニハ)幾年間ニ乙カ物件ヲ買ハント欲セハト云フ條件アルコトヲ假定セサルヘカラス然ラスンハ三十年ノ時効ヲ了フルマテ甲ハ其義務ヲ免レスシテ條件常ニ存在スルモノトス但シ甲速カニ其義務ヲ免レント欲スルハ乙ヲシテ向フ幾歲月間ニ其物件ヲ買フト否トヲ決答セシムルヲ得ヘシ)所有權嘗テ乙ニ移轉セシコトナキモノト看做スヘキナリ第二物件損失ノ危險ハ甲之レヲ負擔スルモノトス第三若シ(幾年間ニ乙之レヲ買ハント欲セハト云フ條件アリテ同年間ニ乙之レヲ買ハント欲セサルカ又ハ年限ノ有無ニ拘ハラズ乙ヨリ明カニ物件ヲ買ハサルヘシト挨拶スルハ)契約其効ヲ生セス物件甲ニ復歸スヘシト雖モ決シテ再賣買

アルニアラス故ニ一回ノ移轉稅ヲ拂フコトアルモ決シテ二回ノ移轉稅ヲ拂フニ及ハサルヘシ(廿七末尾ヲ見ヨ)右ノ三條ニ就テハ第二說ニ於テモ同一ノ結果ヲ生スヘシ唯第一說ニヨレハ契約成立セスト曰フカ故ニ固ヨリ所有權乙ニ移轉スルコトアラサルナリ

第二說ト第  
三說トノ差  
異

(六)右ニ述フル所ニ據レハ第二說ト第三說トハ全ク其結果ヲ同ウスルモノ、如クナレモ又兩說ノ間ニ差異ナキ能ハサルナリ蓋シ第二說ニ從ヘハ右契約ハ則チ賣買ナルカ故ニ一切賣買ノ規則ヲ適用スヘキモノナレモ第三說ニ從ヘハ賣買ニ非サルカ故ニ一切賣買ノ規則ヲ適用セスシテ唯契約一般ノ規則ヲ適用スヘキモノトス例ヘハ第二說ニ從ヘハ甲ハ賣主ノ先取特權ヲ有スレモ(第二千百〇二條第四及ヒ第二千百〇三條第一我カ民法債權擔保編第五十六條及ヒ第六十六條ヲ參觀セヨ)但シ此末條ニ據レハ不動産ノ賣渡豫約ニ就イテハ第三說ニ

第二章 賣買ノ必要條件 第一節 承諾  
第二款 賣渡ノ片務豫約



我邦法律  
第二十六條

從フモ先取特權アルカ如シ第三說ニ從ヘハ之レヲ有セス又契約ニ不明瞭ノ廉アレハ總テ賣主ノ利益ニ反シテ之ヲ解釋スルノ規則ナルカ故ニ(第千六百二條我カ民法ニハ同様ノ規定ナシ)第二說ニ從ヘハ茲ニ之ヲ適用スヘシト雖モ第三說ニ從ヘハ之レヲ適用スヘカラス若シ之レヲ適用セサルキハ一般ノ總則ニ從ヒ債務者ニ利アル様之レヲ解釋セサルヘカラス(第千百六十二條我カ民法財産編第三百六十條)而シテ茲ニ債務者ノ地位ヲ占ムルモノハ甲ナルカ故ニ第二說ニ反シテ却テ甲ノ利益トナル様之レヲ解釋セサルヘカラス其他多少ノ差異アルコトハ漸次賣買ノ規則ヲ論究スルニ從ヒ讀者諸君自カラ悟ル所アルヘシ(卅六補)我カ民法財産取得編第二十六條及ヒ第二十七條ニ於テハ更ニ第四說ヲ採リテ曰ク

第二十六條 賣渡又ハ買受ハ一方ノミハ豫約アルトキハ要約者カ財

第二十七條

產、編、第、三、百、八、條、ノ、條、件、及、ヒ、區、別、ニ、從、ヒ、テ、契、約、ノ、取、結、ヲ、要、求、ス、ル、時、ヨ、リ、諾、約、者、ハ、其、豫、約、ニ、於、テ、定、メ、タル、代、價、及、ヒ、條、件、ヲ、以、テ、契、約、ヲ、取、結、フ、義、務、ヲ、負、擔、ス、

第二十七條 諾約者カ契約ヲ取結フコトヲ拒ムトキハ裁判所ハ賣買

カ、成、立、シ、タ、リ、ト、ノ、判、決、ヲ、爲、ス、

不、動、產、ノ、賣、買、ニ、關、ス、ル、ト、キ、ハ、其、判、決、ヲ、登、記、ス、

賣、渡、ノ、豫、約、ヲ、登、記、シ、タル、ト、キ、ハ、右、判、決、ハ、登、記、ニ、之、ヲ、附、記、ス、其、登、記、

ハ、賣、主、ノ、承、繼、人、ニ、對、シ、既、往、ニ、遡、リ、テ、効、力、ヲ、生、ス、

是レ前ノ双務豫約ニ就イテ採リタル說ニ基キ豫約ハ賣買ニ非ス又讓渡ノ契約ニモ非ス唯後日賣買ヲ取結フノ約束ニ過キストシタルナリ而シテ双務豫約ト異ナル所ハ双務豫約ニ於テハ双方皆テ他ノ一方ヨリ請求ヲ受クレハ必ス契約ヲ取結ハサルヘカラサルニ賣渡ノ片務豫



約ニ於テハ唯賣主ノミ若シ買主ヨリ請求ヲ受クレハ契約ヲ取結フノ義務ヲ負ヒテ買主ハ同様ノ義務ヲ負フコトナキコト是レナリ但シ余ノ怪シム所ハ立法者ハ右ノ説ヲ採ルニ拘ラス此豫約ヲ登記スルコトヲ得ルトセルコト是レナリ(双務豫約ニ就イテモ亦タ同シ)蓋シ我カ民法ノ取ル所ニ據レハ賣主ハ唯賣買ノ契約ヲ取結フノ義務即チ作爲ノ義務ヲ負フノミニシテ決シテ授與ノ義務ヲ負フコトナシ余ハ授與ノ義務ヲ生スル契約即チ讓渡ヲ登記スルヲ聞ク未タ作爲ノ義務ヲ生スル契約ヲ登記スルヲ聞カサルナリ

右第二十六條ニ援引セル財産編第三百八條ハ契約ノ言込及ヒ受諾ニ關スルモノナリ是レ契約ノ通則ニ屬スルカ故ニ之レヲ契約法ニ讓リ敢テ茲ニ説カス

第三款 買受ノ片務豫約

第三款 買受ノ片務豫約

(卅七)買受ノ片務豫約トハ例ヘハ乙甲ニ謂テ曰ク吾レ金千圓ヲ以テ汝ノ家屋ヲ買フヲ約スト甲曰ク諾吾レ今之レヲ賣ルヲ約セスト雖モ汝ノ約束ハ吾レ正ニ之ヲ承諾セリト此場合ニ於テハ契約ノ成立スルハ勿論ニシテ毫モ疑ヲ容ルヘキニ非ス其契約ノ賣買ニ非サルヲモ亦タ喋々ヲ須タスシテ明カナル所ナリト雖モ唯前款ノ場合ト違ヒ所有權ノ移轉ナシ何トナレハ甲未タ之レヲ賣ルヲ肯セス故ニ甲ニ於テ之レヲ與フルノ義務ナシ既ニ之レヲ與フルノ義務ナシトスレハ所有權ノ移轉スヘキ理由アラサレハナリ故ニ乙ニ於テ該契約ヲ登記スルモ毫モ其効力アルヘカラス若シ他日甲家屋ヲ丙ニ賣レハ該契約有効ニシテ乙之レニ故障ヲ申立ツルヲ能ハス啻ニ故障ヲ申立ツルヲ能ハサルノミナラス甲カ丙ニ家屋ヲ賣ルノ一事ニ由リ甲乙間ノ契約ハ自ラ効力ヲ失フモノト看做スヘシ何トナレハ甲乙間ノ契約ハ若シ甲

第二章 買受ノ必要條件

第一節 承諾



之レヲ賣ルコトヲ肯セハト云フ條件ヲ具フルノ契約ニシテ甲カ丙ニ賣ルノ一事ニ由リ乙ニ賣ルコトヲ肯セサルヤ明白ナレハナリ但シ甲若シ丙ニ賣リタル後再ヒ乙ニ賣ルキハ乙丙ノ中ニ先ニ登記ヲナシタル者畢竟所有權ヲ取得スルモノナリトス若シ乙先ニ登記ヲナサンカ丙ハ甲ニ對シ損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得ルト雖モ所有權ハ乙ニ歸スヘシ若シ丙先ニ登記ヲナサンカ乙又甲ニ對シ損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得レモ所有權ハ丙ニ歸スヘシ假令買受ノ片務豫約ヲ登記スルモ丙ニ對シテ其効力ナシ是レ第二十七條ニモ賣渡ノ豫約ノ登記ヲ言ヒ敢テ買受ノ豫約ノ登記ヲ言ハサル所以ナリ又甲既ニ丙ニ賣リタル後乙ニ家屋ヲ買ハンコトヲ強ユルモ乙ハ之レヲ肯セサルコトヲ得何トナレハ丙ニ賣リタルノ一事ニ由リ前契約自ラ効力ヲ失ヒタレハナリ又既ニ甲ニ於テ物件ヲ與フルノ義務ナキ上ハ物件損失ノ危險依然甲ニ在リ

第四款 手附アル賣買豫約

テ乙ニ在ラサルハ言フヲ待タサル所ナリ但シ余ヲ以テ之レヲ觀ルトキハ此場合ニ於テモ別ニ賣買契約ヲ取結フコトヲ要セス賣主苟モ之レヲ賣ラント曰フトキハ賣買契約直チニ成立スヘシトセンコト穩當ナリシカ如シ

第四款 手附アル賣買豫約

(卅八) 民法財産取得編第二十九條及ヒ第三十條ハ特ニ手附アル賣買豫約ノ事ヲ論シテ曰ク

第二十九條

第二十九條 前四條ニ從ヒ當事者ノ双方又ハ一方カ日後賣渡及ヒ買受ノ契約ヲ取結フ義務又ハ單ニ證書ヲ作ル義務ヲ負擔シタル場合ニ於テ豫約ノ擔保トシテ手附ヲ授受シタルトキハ契約ヲ取結フコト又ハ證書ヲ作ルコトヲ拒ム一方ハ其與ヘタル手附ヲ失ヒ又ハ其受ケタル手附ヲ二倍ニシテ還償ス(佛國民法第一千五百九十條)

第二章 賣買ノ必要條件 第一節 承諾



第三十條 即時ノ賣買ニ於テハ手附ハ之ヲ與ヘタル者ノ利益ノ爲メニハミ解約ノ方法ト爲ル但買主ノ與ヘタル手附カ金錢ナルハ其地ノ慣習ニテ之ニ解約ノ性質ヲ付スル場合ノ外合意ニテ此性質ヲ明示スルコトヲ要ス  
 契約ノ全部又ハ一分ノ履行アリタルトキハ如何ナル場合ニ於テモ解約ヲ爲スコトヲ得ス

佛國ニ於テハ(羅馬ニ於テモ已ニ然リトス)手附ニ二種アリ一ハ唯賣買確約ノ証トシテ或ハ代價ノ一部ヲ賣主ニ渡シ或ハ贈遺品トシテ之レヲ與フルモノ(買主ヨリ賣主ニ與フルアリ賣主ヨリ買主ニ與フルアリ)一ハ之レヲ以テ解約ノ手段トスルモノ即チ買主又ハ賣主ヨリ金若干ヲ相手方ニ渡シ約シテ曰ク若シ吾レ解約セント欲スルハ吾レ汝ニ渡シタル金額ヲ損スヘシ若シ汝解約セント欲スルハ吾レニ此金額

第一節 物件

ノ二倍ヲ還セト而シテ佛國民法ハ結約者ニ於テ明カニ其意ヲ表示セサルキハ都テ第二種ノ手附ト看做スヘキヲ規定セリ本邦ニ於テモ亦々通常ハ同様ナリトス但シ即時ノ賣買ニ於テ金錢ヲ以テ手附トスルトキハ特別ノ慣習ナキ以上ハ此性質ヲ有セストセリ余ハ此規定ノ果シテ我邦ニ適スルヤ否ヤヲ知ラスト雖トモ大抵何處ニ於テモ右ノ慣習アルカ如キヲ以テ實際ニ不都合ナル結果ヲ生スルコト稀レナルヘキカ又結約者ニ於テ明カニ第一種ノ手附ナルヲ言ヒタル場合ニ於テハ固ヨリ其明約ニ從フヘキハ言フヲ待タサルナリ

(卅九)物件ナケレハ賣買ナキヲハ既ニ章首ニ述ヘタルカ如シ故ニ賣主カ賣ラント欲スル所買主カ買ハント欲スル所ノモノ存在セザレハ賣買成立スルヲ能ハス是レ賣主ノ方ヨリ言ヘハ目的物ナキタメ買主ノ



方ヨリ言へハ原因ナキ爲メニ然ルナリ例へハ家屋ヲ賣ルト約スルモ  
其家屋前日既ニ火災ニ遭ヒテ燒失セルカ如ク又例へハ發明特許權ヲ  
賣ルト約スルモ發明特許ノ期限既ニ終レルカ如キ是レナリ是レ民法  
財產取得編第四十三條第一項ニ明文アル所ナリ曰ク

賣、買、契、約、ハ、當、時、ニ、於、テ、物、カ、既、ニ、全、部、滅、失、シ、タ、ル、ト、キ、ハ、其、賣、買、ハ、無、  
効、ナ、リ、但、賣、主、カ、此、滅、失、ヲ、知、リ、タ、ル、ト、キ、又、ハ、賣、主、ニ、之、ヲ、知、ラ、サ、ル、過、  
失、ア、ル、ト、キ、ハ、善、意、ノ、買、主、ニ、對、ス、ル、損、害、賠、償、ヲ、妨、ケ、ス、(佛國民法第千

六百〇一條第一項)

然リト雖モ若シ賣買ノ時ニ方リテ賣主ハ既ニ物件アラサルコトヲ知リ  
テ知ラサル爲メニ買主ヲ欺キテ賣買ヲ爲シタルトキハ賣買ハ全ク無  
効ナリト雖モ若シ買主爲メニ損害ヲ蒙ルハ賣主ニ於テ之レヲ償ハ  
サルヘカラス是レ契約ノ効力ニ因リテ然ルニ非ス凡ソ己レノ過ニ由

第四十三條  
第一項

物件ノ一部  
滅失セシ場  
合

リテ人ニ損害ヲ蒙ラシメタルモノハ之レヲ償ハサル可カラサルヲ以  
テナリ(財産編第三百七十條賣主カ之レヲ知ラサル場合ト雖トモ之レ  
ヲ以テ其過失トスルコトヲ得ルトキハ亦タ同シ)

(四十)以上ハ物件全ク滅失セシコトヲ假定スト雖モ若シ物件ノ一部滅失セ  
シ場合ニ於テハ如何例へハ數棟ヲ以テ一家ヲ成セル家屋ヲ賣ラント欲  
スルモ其中一棟前日既ニ火災ニ由リテ燒失セルカ如ク例へハ某々ノ  
馬二頭ヲ賣ラント欲スル時内一頭ハ前日既ニ病死セルカ如キ是レナリ

是レ財產取得編第四十三條第二項及ヒ第三項ニ規定スル所ナリ曰ク  
物ノ一分ノ滅失ノ場合ニ於テ買主之ヲ知ラザリシトキハ買主ハ其  
選擇ヲ以テ或ハ殘餘ノ部分カ用方ニ不十分ナルコトヲ證シテ賣買  
ヲ解除シ或ハ割合ヲ以テ代價ヲ減少シテ賣買ヲ保持スルコトヲ得  
但此二箇ノ場合ニ於テ賣主ニ過失アルトキハ其損害賠償ヲ妨ケス

第四十三條  
第二項及ヒ  
第三項



賣買解除ノ請求ハ買主カ一分ノ滅失ヲ知リタル時ヨリ六ヶ月ヲ過  
キ又代價減少ノ請求ハ此時ヨリ二個年ヲ過クレハ之ヲ受理セス(佛  
國民法第千六百〇一條第二項)

割合評價トハ物件ノ實價ヲ評スルニ非スシテ約定ノ代價ト殘存セル  
部分トニ割合ヒテ相當ノ價ヲ定ムルヲ謂フ例ヘハ租同價ナル建物三  
棟ヲ以テ成レル家屋ノ内一棟燒失セリトセンニ若シ總代價三千圓ナ  
リトスレハ殘レル二棟ノ價ヲ二千圓トスルカ如キ是レナリ此評價ヲ  
爲スニハ賣主買主熟議ノ上又ハ裁判所ニ於テ鑑定人ヲ選ヒ之レニ委  
任スルモノトス  
若シ賣主物件ノ一部分滅失セシヲ承知シナカラ知ラサル爲子シテ  
之レヲ賣リ又ハ賣主ニ之レヲ知ルノ責任アリタルハ買主ニ於テ賣  
買ヲ拋棄スルト物件ヲ買取ルトニ拘ハラズ總テ損害ヲ生スレハ賣主

不融通物

第四十一條

ヲシテ之レヲ償ハシムルヲ得ヘシ是レ前項ノ場合ト毫モ異ナル所  
アラサルナリ若シ又買主ニ於テ賣買ノ當時物件ノ一部分滅失セシ  
ヲ承知セルハ右ノ法條ヲ應用シテ或ハ賣買ヲ拋棄シ或ハ其價ヲ減  
セシムルヲ能ハス必ス約定代價ノ全額ヲ拂ハサルヘカラス  
(四)然リト雖モ已ニ物件存在スル以上ハ其物件ノ如何ニ拘ハラズ賣  
買成立スヘキヲ原則トス唯不融通物ハ之レヲ賣買スルコトヲ得ス財  
産取得編第四十一條ニ曰ク  
賣買カ性質ニ因リテ一般ニ融通スルコトヲ得サル物又ハ特別法ヲ  
以テ各人ニ處分ヲ禁シタル物ヲ目的トスルトキハ其賣買ハ無効ナ  
リ(佛國民法第千五百九十八條)  
此賣買ハ無効ハ抗辯ニ依ルモ訴ニ依ルモ當事者各自ニ之ヲ援用ス  
ルコトヲ得



當事者ノ一方カ詐欺ヲ以テ賣買ノ制禁ナルコトヲ隱秘シタルトキハ損害賠償ノ責ニ任ス

不融通物トハ例ヘハ公有物即チ道路海港等ノ如キ是レナリ又ハ公安ノ爲メ法律ニ於テ處分ヲ禁スル物即チ未開ノ相續權官位等ノ如キ是レナリ未開ノ相續權ニ就イテハ特ニ財產編第三百二十一條第二項ニ明文アリ(佛國民法第千三百三十條第二項及ヒ第千六百條)

未來ノ物件

(四) 未來ノ物件ト雖モ未開ノ相續權ノ如ク特ニ法律カ其處分ヲ禁スルモノニ非サル以上ハ之レヲ賣ルコトヲ得ルハ勿論ナリ但シ未來ノ物件ヲ賣リタルキニハ二様ニ其契約ヲ解釋スルコトヲ得ヘシ或ハ物件生來セハ之ヲ買フヘシト云フ條件附賣買ナルコトアリ或ハ物件ノ生否ニ拘ハラズ之レヲ買フト云フ射倖契約ナルコトアリ例ヘハ若シ汝ノ犬子ヲ産マハ吾レ之レヲ十圓ニテ買ハント曰フカ如キハ條件附賣買ニシ

他人ノ物ノ賣買

第四十二條

テ若シ犬子ヲ産マサルカ又ハ之レヲ産ムモ死シテ生ル、并ハ賣買契約成立セサルモノトス之レニ反シテ漁夫ヲシテ網セシメ一網價一圓ニテ之レヲ買ハント約スルカ如キハ射倖契約ニシテ假令魚一尾ヲ漁セサルモ尙ホ其價ヲ拂ハサルヘカラス然リト雖モ此等ハ法官タルモノ宜シク事實ニ依リ結約者双方ノ意ヲ探リ判定スヘキモノトス

(四) 三民法財產取得編第四十二條ニ他人ノ所有物ノ賣買ハ無効ナルコトヲ言ヘリ同條ニ曰ク

他人ノ物ノ賣買ハ當事者双方ニ於テ無効ナリ然レトモ賣主ハ賣買ノ際其物ノ他人ニ屬スルコトヲ知ラサルニ非サレハ其無効ヲ援用スルコトヲ得ス(佛國民法第千五百九十九條)

本條ハ特定物ニ付テ言フモノニシテ代替物ニハ之レヲ適用スルコト能ハサルモノトス蓋シ代替物ヲ賣ルノ場合ニ於テハ賣主其物品ヲ所有



セサルヲ稀ナリトセス此場合ニ於テハ他人ノ物ヲ賣リタリト曰フヲ得レモ此賣買ノ有効ナルコトハ言フヲ待タサル所ニシテ若シ此賣買ニシテ無効ナリトスルハ殆ト商業ヲ營ムコト能ハス何トナレハ商業ヲ營ムモノハ目下己レノ店頭ニ有セサル物品ヲ賣リ之レヲ他ニ求メテ買主ニ與フルコト少ナシトセサレハナリ

(四) 今假リニ我邦民法ノ明文ヲ度外ニ舍キ法理上他人ノ物ノ賣買ハ之レヲ如何ニ處分スヘキヤト問ハ、余ハ必ス答ヘテ曰ハン當ニ之レヲ有効ト爲スヘシト唯其効果ニ至リテハ尋常ノ賣買ニ於ケル如ク所有權直チニ移轉スルコト能ハスト雖モ若シ偶然賣主ニ於テ贈與相續等ニ由リ其所有權ヲ取得スルハ其所有權直チニ買主ニ移轉スヘシ又賣主偶然其所有權ヲ取得スルコトナシトセハ必ス所有者ニ之レヲ讓渡サントテ請ハサルヘカラス然リ而シテ若シ所有者之レヲ讓渡シ肯セリ

立法上第四  
十二條ヲ論  
ス

ルルハ茲ニ擔保ノ問題ヲ生スヘキナリ

(四) 羅馬法及ヒ佛國舊法ニ於テハ此原則ヲ適用シ嘗テ他人ノ物ノ賣買ヲ以テ無効ト爲シ、コアラサリシカ佛國民法編纂ノ際ニ當リ舊慣ヲ破リテ之レヲ無効ト爲セリ其後伊國民法第四百五十九條我カ民法等ニ於テモ同シク之レヲ無効ト爲セリ今其說ヲ聞クニ曰ク羅馬法及ヒ佛國舊法ニ於テハ賣主ハ敢テ所有權ヲ買主ニ移轉スルコトヲ約セザリシカ故ニ其物件假令他人ノ物ナルモ爲メニ賣買ノ成立ヲ妨ケザリシト雖モ近世ノ法律ニ於テハ之レヲ改メ賣主ハ必ス所有權ヲ買主ニ移轉スルコトヲ約セルモノト爲スカ故ニ若シ賣主其所有者ナラサルハ敢テ其所有權ヲ買主ニ移轉スルコト能ハス故ニ賣買無効ナリト  
(四) 六余ハ此說ヲ以テ皮相ノ見ト爲サ、ルコトヲ得ス夫レ賣主カ必ス所有權ヲ買主ニ移轉ス可キコトハ既ニ篇首ニモ述フル所ニ(五) 復タ疑ヒ



ヲ容レサル所ナリト雖モ爲メニ賣主必スシモ賣買ノ當時ニ其所有者タルコトヲ要セサルナリ論者試ミニ思ヘ代替物ヲ賣レル場合ニ於テハ賣主ハ必スシモ賣買ノ當時ニ其物件ヲ所有スルニ非ス然リ而シテ買主ニ之レカ所有權ヲ移轉スルコトヲ約スルニ非スヤ而カモ未タ此賣買ヲ以テ無効ト爲セルモノアルヲ聞カス(四三ヲ參觀セヨ)然ラハ則チ特定物ノ賣買ニ於テモ亦タ他人ノ物ノ賣買ヲ以テ無効ト爲スノ理アラサルナリ論者或ハ曰ハン佛國民法第千百三十八條及ヒ第千五百八十三條伊國民法第千百二十五條及ヒ第千四百四十八條我カ民法財産編第三百三十一條ニ據レハ特定物ノ賣買ハ契約ノ當時直チニ所有權ヲ移轉スヘキモノトス然ルニ物件賣買ノ當時未タ賣主ノ所有ニ在ラサル片ハ如何シテカ直チニ其所有權ヲ移轉スルコトヲ得ン故ニ他人ノ物ノ賣買ハ無効ナリト是レ亦タ其一ヲ知リテ未タ其二ヲ知ラサルモノナリ夫

レ論者カ援引セル法條ハ皆ナ結約者ノ意思ヲ推測シテ之レカ概則ヲ設ケタルモノニシテ結約者ニ於テ其反對ノ明約ヲ爲スコトヲ得ルハ論ヲ待タサル所ナリ今ヤ直チニ其所有權ヲ移轉センコト是レ爲ス能ハサルニ在リ故ニ右ノ諸條ハ茲ニ之レヲ適用スルコト能ハサルナリ而シテ此諸條ヲ適用スルコト能ハサルカ故ニ契約無効ナリト曰フハ豈ニ敢テ條理ニ合ナヘルモノト爲サンヤ

(四七)以上ハ法制上ノ愚見ニシテ新タニ法律ヲ作ランモノ又ハ現行ノ法律ヲ改正セント欲スル者ノ爲メニ言ヘル所ナリ然リト雖トモ我カ民法ノ模範タル佛國民法第千五百九十九條ノ意義ニ就イテハ佛國法學者間大ニ議論アル所ニシテ殆ト人コトニ一説ヲ出タセリ今一々之レヲ論スルハ煩ニ過キンコトヲ恐ル故ニ先ツ余カ説ヲ掲出シ後一二ノ尤モ世ニ行ハル、説ヲ列舉シ從テ之ヲ論駁セント欲スルナリ

佛國民法第  
千五百九十  
九條ノ解釋



(四八)第一説余カ信スル所ニ由レハ佛國民法ノ編纂者ハ左ノ意ヲ以テ本條ヲ書シタル者ナリ曰ク賣主ハ賣買ニ由リテ所有權ヲ買主ニ移轉スルヲ約スルモノナリ而シテ民法第千百三十八條及ヒ第千五百八十三條ノ規則ニ從ヒ其所有權ハ契約ノ當時直チニ買主ニ移轉スヘキモノナリ然ルニ他人ノ物ノ賣買ニ於テハ賣主自ラ其所有權ヲ有セサルカ故ニ即時ニ之レヲ買主ニ移轉センコト到底做シ得ヘカラサルニ在リ然ラハ則チ賣主ノ義務ノ目的物不能ニシテ買主ノ義務ノ原因モ亦タ從テ不能ナリ故ニ賣買全ク成立セスト是レ民法編纂ノ際諸議員ノ議論殊ニ「ドリボエン買フテール」ノ説明ニ由リテ粗明カナル所ナリ

(四九)若シ此説ヲシテ余カ信スル如ク誤ナキモノナラシメハ左ノ三場合ヲ區別セサルコトヲ得ス(第一)賣主買主共ニ物件ノ賣主ノ有ニ非サルコトヲ知ラサリシキハ右ニ述ヘタル理由ニ基キ賣買全ク成立セス(第

二)兩人ノ中一人ハ之レヲ知リ一人ハ之ヲ知ラサリシ時ハ甲ハ賣主カ之レヲ眞ノ所有者ニ請ヒテ之レヲ買主ニ賣ラシメンコトヲ欲シ乙ハ直チニ所有權ヲ移轉スヘキ眞ノ賣買契約ヲ行ハント欲シタルモノナルカ故ニ是レ契約ノ性質ニ錯誤アルモノナリ而シテ之レヲ分析スルキハ則チ賣主ノ義務ノ目的物及ヒ買主ノ義務ノ原因ニ錯誤アルモノナリ請フ之レヲ説明セン夫レ賣主ノ義務ノ目的物ハ契約者一人ノ意ニ於テハ眞ニ物件ノ所有權ヲ移轉スルニ在リタルニ他ノ一人ノ意ニ於テハ唯眞ノ所有者ニ説キテ其物件ヲ賣ラシムルニ在リタルナリ是レ裏面ヨリ之レヲ觀ルキハ即チ買主ノ義務ノ原因ニ錯誤アルモノナリ故ニ賣買契約全ク成立セス(第三)双方共ニ物件ノ賣主ノ有ニ非サルコトヲ知レル場合ニ於テハ契約者假令此契約ニ冠スルニ賣買ノ名ヲ以テスルモ是レ眞ノ賣買ニ非ス唯賣主ニ於テ眞ノ所有者ニ説キ其物件



ヲ賣ラシメンコトヲ約セル一ノ無名契約ニ過キス此契約ノ有効ナルコト固ヨリ論ヲ俟タスト雖是レ賣買ニ非サルカ故ニ敢テ賣買ノ特則ヲ適用スルコト能ハス必ス契約ノ通則ヲ適用スヘキモノナリ

(五十)此說ニ由リテ生スル結果左ノ如シ(第一)前ノ第一第二ノ場合ニ於テハ契約全ク成立セサルカ故ニ賣主買主共ニ其無効ヲ唱フルコトヲ得ヘシ(第二)後チ眞ノ所有者其賣買ヲ承諾スルカ又ハ賣主其物件ノ所有者トナルモ賣買ハ尙ホ無効ナリ(第三)此無効ノ訴權ハ三十年ニシテ時効ニ罹ルモノトス(第二千二百六十二條)我カ民法証據編第百五十條(此訴權ハ永久存在シテ決シテ時効ニ罹ルコトナシト云フノ論者ナキニ非サレトモ是レ第二千二百六十二條ノ明文ニ悖レルモノナルカ故ニ余ハ敢テ取ラス(第四)前項第三ノ場合ニ於テハ賣買ナク無名契約アルカ故ニ賣買ノ特則ヲ適用スルコト能ハス例ヘハ第千六百〇二條ニ據レハ

凡ソ賣買契約中ニ不明瞭ナル條款アルキハ皆ナ賣主ニ不利ナル様之レヲ解釋スヘキ者トス然ルニ第千六百六十二條ニ據レハ凡ソ契約ニ於テ不明瞭ナル條款アルキハ皆ナ債務者ニ利アル様之レヲ解釋スヘキモノトセリ(我カ民法財產編第三百六十條尙ホ卅六ヲ見ヨ)本場合ニ於テハ賣買ナク無名契約アルカ故ニ物件ニ關シテハ其債務者タル賣主ニ利アル様之レヲ解釋シ代價ニ關シテハ其債務者タル買主ニ利アル様之レヲ解釋セサルヘカラス又賣買ニ於テハ賣主其物件上ニ先取特權ヲ有ス(第二千百〇二條第四及ヒ第二千百〇三條第一)我カ民法債權擔保編第百五十六條及ヒ第百六十六條(無名契約ニ於テハ眞ノ賣主ナシ從テ先取特權アラサルナリ

(五)一難ニスルモノ曰シ第千五百九十九條末文ニ曰ハスヤ若シ買主其物他人ノ有タルコトヲ知ラザリシキハ損害賠償ヲ得ルコトアルヘシト既



ニ賣主ニ損害賠償ノ義務アリ是レ豈ニ賣買契約ヨリ生セシ結果ニ非サルヲ得ンヤ然ラハ則チ如何ンシテカ賣買全ク成立セスト曰フコトヲ得ント是レ大ニ謬レルモノト謂フヘシ凡ソ己レノ過ヲ以テ他人ニ損害ヲ與ヘタルモノハ必ス之レヲ賠償セサルヘカラサルコトハ第一千三百八十二條(我カ民法財産編第三百七十條)ニ明文アル所ナリ今賣主ハ他人ノ物ヲ以テ己レノ物ト爲シ之レヲ買主ニ賣ラント欲セリ其他人ノ物ナルコトヲ知ルカ是レ人ヲ欺ケルモノナリ損害賠償ノ責アルハ言フヲ待タス其他人ノ物タルコトヲ知ラサルカ是レ亦タ過失ナシト爲サス故ニ其損害ヲ賠償セシムルモ決シテ不當ニ非サルナリ故ニ之レヲ以テ必スシモ契約ノ結果ナリト爲スハ大ニ謬レルモノト謂ハサルヲ得サルナリ

(五) 難ニスルモノ又曰ク民法ハ其第一千六百二十六條以下(我カ民法財

産取得編第五十六條以下)ニ於テ賣主ノ擔保ノ義務ヲ規定セリ然ルニ擔保ナルモノハ物件賣主ノ有ニ非サリシヨリ生スルモノ付ノ八九ナリ他人ノ物ノ賣買ハ既ニ此重要ナル擔保ノ義務ヲ生ス之レヲ如何シテカ契約成立セスト曰フコトヲ得ント是レ其一ヲ知リテ未タ其二ヲ知ラサルモノナリ凡ソ擔保ノ義務ニニアリ(擔保ニ追奪擔保、瑕疵擔保ノ別アルコト後チニ論スル如シト雖本論ニ用アルハ唯追奪擔保ノミナルカ故ニ茲ニ擔保ト曰フハ皆チ追奪擔保ノ事ナリト知ルヘシ)一ハ買主未タ追奪本論ノ場合ニ於テハ眞ノ所有者其物件ヲ取戻スヲ言フヲ受ケサルノ前賣主ニ於テ之レヲシテ追奪ヲ受ケサラシメント謀ルニ在リ一ハ買主既ニ追奪ヲ受クルノ後賣主ニ於テ之レカ損害ヲ賠償スルニ在リ買主未タ追奪ヲ受ケサルノ前ハ其眞ノ所有者ナリト云フモノ果シテ眞ノ所有者ナリヤ否ヤヲ知ラサルカ故ニ未タ賣買ノ無効ナリ



ヤ否ヤヲ知ルニ由ナシ故ニ假リニ賣買ヲ無効ナラサルモノト看做シ  
 賣主ニ擔保ノ義務ヲ負ハシムルハ毫モ異シムニ足ラサルナリ買主既  
 ニ追奪ヲ受クルノ後ハ賣買ノ無効ナルヲ論ヲ俟タス故ニ賣主ハ先ツ  
 買主ニ其代價ヲ還ヘシ尙ホ別ニ損害ヲ賠償セサルヘカラス而シテ其償  
 金額ニ至リテハ若シ立法者ヲシテ終始條理ニ從ハシメハ必ス第千三  
 百八十二條ヲ適用スヘシト曰ヒシナランニ却テ羅馬法及ヒ「ポチエ」  
 ノ所説ニ從ヒ契約上ノ損害賠償ト爲シテ之レヲ定メタルハ前後矛盾  
 セリト謂ハサルヲ得ス然リト雖モ佛國民法ノ急速ニ編纂セルモノナ  
 ルヲハ人ノ知ル所ナリ故ニ往々ニシテ此クノ如キコアルハ敢テ怪シ  
 ムニ足ラス故ニ第千六百二十六條以下ノ原則ニ基キ第千五百九十九  
 條ヲ解釋スルヲ能ハサルナリ(我カ民法財産編第三百七十條末項ニ據  
 レハ損害賠償ノ規則ハ皆ナ同一ナリトス)

(五) 二難ニスルモノ又曰ク民法第五百四十九條及ヒ第五百五十條ニ據  
 レハ善意ト正權原トヲ以テ物件ヲ占有スルモノニ非サレハ敢テ其果  
 實ヲ已レノ有ト爲スヲ能ハス(我カ民法財産編第九十四條ニ據レハ  
 正權原ナキ善意ノ占有者モ果實ヲ獲ル場合ナキニ非サレトモ正權原  
 且善意ノ占有者トハ同シカラス)又同第二百六十五條ニ據レハ同  
 シク善意ト正權原トヲ以テ十年乃至二十年間不動産ヲ占有スルモノ  
 ニ非サレハ敢テ時効ヲ以テ之レヲ取得スルヲ能ハス(我カ民法證據編  
 第四百十條ニ據レハ十五年)然ルニ他人ノ物ノ賣買ヲ以テ正權原ト爲  
 セルコトハ未タ嘗テ人ノ爭ハサル所ナリ若シ他人ノ物ノ賣買ヲシテ  
 眞ニ全ク無効ノ賣買タラシメハ如何シテカ之レヲ以テ正權原トナス  
 ヲ得ン以テ他人ノ物ノ賣買ノ全ク無効ナラサルヲ知ルヘシト其レ  
 然リ豈ニ其レ然ランヤ(第一)占有者カ果實ヲ取ルニハ唯善意ナレハ別



ニ正權原ヲ要セサルハ佛國ノ多數ノ法學者カ看認ムル所ナリ故ニ無効ノ賣買ニ基ケル占有者ナリト雖モ果實ヲ取ルコトヲ得ルハ決シテ怪シムニ足ラサルナリ(第二十一年乃至二十年ノ時効ニ善意ト正權原トヲ要スルコトハ羅馬法ノ末世以來既ニ一般ニ行ハル、ノ説ニシテ佛國民法編纂者モ亦タ此説ヲ採レルコト蓋シ疑ヒテ容レサルニ在リ故ニ第一千五百九十九條ノ原則ヲ敷衍スレハ他人ノ物ノ賣買ハ以テ正權原トナスニ足ラスト曰ハサルコトヲ得サルモノ、如ク見ユルハ洵ニ論者ノ言ヘルカ如シ然リト雖モ若シ他人ノ物ノ賣買ニハ第一千二百六十五條ヲ適用スルコト能ハストスルキハ之レヲ適用スル場合洵ニ僅少トナルヘシ是レ蓋シ立法者ノ意ニ非サルナリ夫レ第一千五百九十九條ハ立法者カ深ク思慮ヲ運ラサスシテ書キタル者ナルコトハ既ニ屢言ヘルカ如シ故ニ此ノ如キ前後矛盾ノ法條アルハ敢テ怪シムニ足ラサルナリ

且ツ正權原ハ之レカ定義ヲ作クルモノ大率皆ナリ曰ク是レ若シ本所有者ヨリ出ツレハ必ス所有權ヲ移轉スヘキ法律上ノ行爲ヲ謂フト(我カ民法財産編第八十一條)然ルニ本論ノ場合ニ於テハ若シ賣買本所有者ヨリ出ツレハ必ス所有權ヲ移轉スヘキモノナリ故ニ其賣買ハ無効ナリト雖モ亦タ以テ正權原ト爲スコトヲ得ルト曰フモ或ハ可ナラン蓋シ尋常ノ場合ニ於テ全ク無効ノ行爲ノ以テ正權原ト爲スニ足ラサル所以ノモノハ若シ其行爲全ク無効ナルモハ假令本所有者ヨリ出ツルモ以テ所有權ヲ移轉スルコト能ハサルヲ以テナリ例ヘハ瘋癲、白痴ノ結ヒタル契約原因、目的物ニ錯誤アル契約等ノ如キ即チ是レナリ(十年乃至二十年ノ時効ニ必ス無効ナラサル行爲ヲ要スルノ原則ハ大ニ議スヘキモノアルカ如シ)

(五四)第二説曰ク他人ノ物ノ賣買ハ取消シ得ヘキモノナリ夫レ買主ハ



物件賣主ノ所有ナリト思ヒ之レヲ買ハント欲シタルニ賣主ノ所有ニ非スシテ他人ノ所有ナリシ是レ物件ノ本質ニ錯誤アルモノニ非スシテ何ソヤ既ニ物件ノ本質ニ錯誤アリ其之レヲ取消シ得ヘキヲ第一千百十條我カ民法財産編第三百十條ヲ參觀セヨノ明文ニ由リテ疑ヒナキ所ナリ故ニ他人ノ物ノ賣買ハ取消シ得ヘキモノナリト(賣主ノ身上ニ錯誤アルヲ以テ取消シ得ヘキモノナリトノ説アレモ其結果ニ至リテハ毫モ異ナル所アラヌ)而シテ其論據トスル所ハ第一千五百九十九條ノ無効ナリノ文字ヲ含テスシテ(取消シ得ヘキモノハ又之レヲ無効ナリト曰フ)而カモ第一説ノ如ク他ノ原則ト衝突スルノ患ナシト曰フニ在リ

第二説ノ結果

(五)此説ニ由リテ生スル結果ハ(第一)賣主ハ取消ヲ請フヲ得ス何トナレハ凡ソ取消ナルモノハ法律カ其人ノ利害ヲ謀リテ取消ヲ許シ、

モノ、ミ之レヲ請フヲ得ルモノニシテ本條ノ場合ニ於テハ買主ノ利益ヲ謀リテ之レヲ許シタルモノナレハナリ(第二)眞ノ所有者賣買ヲ承認スルカ又ハ賣主物件ノ所有者トナルハ買主直チニ所有者トナリ復タ取消ヲ請フヲ能ハス(第三)買主既ニ物件ノ他人ノ有ナルヲ知レル場合ニ於テハ假令賣主ハ之レヲ知ラサルモ買主一切其取消ヲ請フヲ能ハス(第四)取消ハ十年間之レヲ行フヲ得ヘシ(第一千三百〇四條我カ民法財産編第五百四十四條ニ據レハ五年)

排駁

(五六)此説ハ余カ取ル能ハサル所ナリ何トナレハ第一物件ノ本質ニ錯誤アリト曰フヲ得サレハナリ凡ソ物件ノ本質ニ錯誤アリト曰フハ其物件ノ主要ナル性質ニ付錯誤アルノ謂ニシテ例ヘハ銅塊ヲ見テ誤リテ金塊ト爲スノ類是レナリ本條ノ場合ニ於テハ物件ノ性質ニ付毫モ錯誤アルヲナク唯甲ノ所有物ト思ヒシモノカ乙ノ所有物ナリト曰



フニ過キス假令誰レノ所有ナルモ唯其所有權ヲ買主ニ移シサヘスレ  
 ハ買主ハ其目的ニ達シ復タ苦情ヲ鳴ラスコト能ハス故ニ賣主物件ノ所  
 有者トナルカ又ハ所有者賣買ヲ承認スルルハ賣買忽チ確立シテ買主  
 復タ取消ヲ請フコト能ハストハ即チ論者ノ主張スル所ナラスヤ是レ物  
 件ノ本質ニ錯誤ナキノ明證ナリ(賣主ノ身上ニ關シ錯誤アリトノ説モ  
 到底取ルニ足ラサルノ説ナリ何トナレハ所有者賣買ヲ承認スルルハ  
 買主之レカ取消ヲ請フコト得スト曰フヲ以テナリ夫レ賣主ノ身上ニ  
 着眼シテ契約ヲ結ビタルモノナラハ他人ナル所有者之レヲ承認スル  
 モ爲メニ賣主ノ資格ヲ變セサルカ故ニ買主ハ猶ホ賣買ノ取消ヲ請求  
 シ得ヘキ筈ナリ故ニ身上ノ錯誤アリトノ説ハ論スルニ足ラス)又其結果  
 ヲ見ルモ採用スヘカラサルモノアリ即チ買主物件ノ他人ニ屬スルコ  
 ヲ知レル場合ニハ賣買ノ取消ヲ請フコト得スト曰フ是レナリ第千五

百九十九條ニ若シ買主其物他人ノ有タルコトヲ知ラザリシハ損害賠  
 償ヲ獲ルコトアルヘシトアリ是レニ由リテ之レヲ觀レハ若シ買主其他  
 人ノ有タルコトヲ知リシ場合ニ於テハ損害賠償ヲ獲ルコト能ハサレ  
 賣買ハ猶ホ無効ナリト謂ハサルヲ得ス是レ本説ノ採用スヘカラサル所  
 以ナリ論者或ハ曰ク買主カ物件他人ノ有タルコトヲ知ルモ尙ホ賣買無  
 効ナル場合ハ買主カ物件他人ノ有タルコトヲ知レ而カモ直チニ物件  
 ノ所有者タラント欲スルノ場合即チ是レナリト然レモ苟モ狂人ニ非  
 サルヨリハ他人ノ物ト知リナカラ契約ノ當日直チニ其所有者トナラ  
 ント欲スルコトアルヘカラサルハ三尺ノ童子ト雖モ能ク知ル所ナリ故  
 ニ余ハ此説ヲ取ルコト能ハス

(五七)第三説曰ク他人ノ物ノ賣買ハ解除シ得ヘキモノナリ夫レ第千五  
 百九十九條ハ第千八百八十四條ノ適用ニ過キス第千八百八十四條ニ曰ク

第三説



双務契約ニ於テ若シ結約者ノ一人其義務ヲ行ハサレハ其相手方契約ノ解除ヲ請フノ權アリト(我カ民法財産編第四百二十一條蓋シ賣買ハ佛國民法ニ據レハ直チニ所有權ヲ買主ニ移スヘキモノニシテ賣主ハ直チニ之レヲ買主ニ移スノ義務アリ然ルニ本條ノ場合ニ於テハ賣主物件ノ所有權ヲ掌握セサルカ故ニ之レヲ買主ニ移ス不能ハ是レ則チ其義務ヲ盡サ、ルモノナリ是ヲ以テ買主ハ契約ノ解除ヲ請フヲ得ルナリト

此說ニ由リテ生スル結果ハ大率第二說ノ結果ニ同シト雖モ唯之レヲ裁判所ニ請求シ其判決ヲ得ルニ非サレハ解除ナシ而シテ裁判所ハ賣主ニ多少ノ猶豫ヲ與ヘ其物件ヲ取得シテ之レヲ買主ニ與ヘシムルヲ得ヘシ(第千八百八十四條參考)又出訴期限ハ三十年トス(第二千二百六十二條我カ民法證據編第五百十條)

此說モ亦タ余ノ取ラサル所ナリ何トナレハ法文ニ賣買無効ナリトアリ唯解除シ得ヘキモノハ之レヲ無効ナリト曰ハサレハナリ其他第二說ノ終ニ於テ述ヘタル駁論ハ復タ之レヲ茲ニモ應用スルヲ得ルナリ

我邦民法ノ規定

(五七補)我邦民法ニ於テハ右ノ第一說ヲ採リ他人ノ物ノ賣買ヲ以テ目的物原因ノ不能ナルモノトシ以テ之レヲ不成立トセリ是レ佛國民法ノ解釋トシテハ洵ニ當然ナルコトハ上ニ言ヘルカ如シト雖トモ法制上ヨリ論スルトキハ頗ル遺憾トセサルコトヲ得サルナリ而シテ余カ尤モ怪シム所ハ第四十二條第一項ニ於テ他人ノ物ノ賣買ハ當事者雙方ニ於テ無効ナリト斷言シ以テ其不成立ナルコトヲ明示シナカラ其第二項ニ於テハ然レトモ賣主ハ賣買ノ際其物ノ他人ニ屬スルコトヲ知ラサルニ非サレハ其無効ヲ援用スルコトヲ得スト曰ヒ以テ惡意ノ



賣主ハ其不成立ヲ唱フルコトヲ得ストセルコト是レナリ凡ソ契約ノ成立セサルモノハ當事者双方ヨリ其不成立ヲ唱フルコトヲ得テ而カモ其善意ト惡意トヲ問フコトナシ例ヘハ無知ノ小兒、瘋癲、白痴等ト契約スルモノハ假令其相手方カ無知ノ小兒、瘋癲、白痴等ナルコトヲ知レル時ト雖トモ尙ホ其契約ノ不成立ヲ唱フルコトヲ得ルコトハ人ノ疑ハサル所又既ニ燒失セル家屋ヲ讓渡シ、月ノ世界ニ旅行スルノ契約ハ假令其債務者カ其家屋ノ燒失セルコト、其旅行ノ做シ得ヘカラサルコトヲ知レル時ト雖トモ尙ホ其契約ノ不成立ヲ唱フルコトヲ得ルコトハ亦他人ノ爭ハサル所ナリ故ニ若シ他人ノ物ノ賣買ヲ以テ全ク不成立ナリトセハ假令賣主其他人ノ者ナルコトヲ知レル時ト雖トモ其賣買ノ不成立ヲ唱フルコトヲ得スンハアルヘカラサルナリ

第三節 代價

第三節 代價

第一

(五八)凡ソ代價ハ左ノ三性質ヲ具ヘサルヘカラス第一眞個ノ代價タルヘキヲ第二確定スヘキヲ第三貨幣タルヘキヲ是レナリ

第一 眞個ノ代價タルヘキヲ〇契約上ニ代價ノ目アリト雖モ其代價ノ有名無實ニシテ其實買主ニ於テ一錢ノ價ヲ拂ハサルキハ固ヨリ賣買ナク隱然ノ贈與ナリ故ニ結約者双方該契約ニ冠スルニ賣買ノ名ヲ以テスルモ賣買ノ規則ヲ適用スヘキモノニ非サルナリ但シ該契約ハ贈與トシテ有効ナリヤ將タ無効ナリヤハ一大問題ニシテ佛國ノ裁判例ニ據レハ有効ナリト雖モ余カ信スル所ニ據レハ無効ナリ其ノ理由ニ至リテハ今茲ニ之レヲ述ヘス蓋シ此問題ハ贈與法ニ關スルモノニシテ賣買法ニ於テ論スヘキモノニ非サレハナリ右ハ代價全ク其實ナキ場合ニ就テ論スル所ナレモ代價非常ニ低ク物品ノ眞價ト比較シテ全ク權衡ヲ失フノ場合ニ於テモ亦タ然リ例



へハ誰カ目ニモ千圓ノ價アリト見ユルモノヲ一圓ニテ賣ルノ類是レナリ是レハ假令結約者双方間ニ於テハ賣買ナリト曰フトモ其實賣買ヲ爲サント欲シタル者ニハ非ス贈與ヲ爲サント欲シタルモノナリ故ニ前項ノ場合ニ均シク贈與ノ規則ニ依ルヘク賣買ノ規則ニ依ルヘキモノニ非サルナリ

然リト雖モ有名無實ノ價ト廉價トヲ混スヘカラス假令價極メテ廉ナルモ若シ結約者双方間ニ於テ眞ニ賣買ヲ爲サント欲シタルハ固ヨリ賣買ノ規則ヲ適用スヘキモノナリ唯有名無實ノ價ニシテ契約眞ノ賣買契約ニ非サルカ將タ其價廉ナリト雖モ猶ホ賣買契約アルカヲ知ルハ專ラ事實裁判官ノ任ニシテ宜シク結約者双方ノ意ノ在ル所ヲ探知シテ之レカ判斷ヲ下スヘキモノナリ

第二 確定スヘキ一〇代價確定セサレハ買主ノ義務確定セス猶

第二

第三十三條

ホ代價ナキカコトク又買主ノ義務ナキカコトシ是レ代價確定セサレハ賣買契約成立セサル所以ナリ然リト雖モ代價金額必スシモ確定セサルヘカラサルニ非ス要スルニ賣主又ハ買主ニ於テ後日勝手ニ其價ヲ定ムルヲ能ハサルニ在ルナリ故ニ何日ノ取引所ノ相場附ニ依リ價ヲ定ムヘシト曰フカ如キハ固ヨリ有効ニシテ賣買契約正ニ成立スルモノナリ又何之誰ヲシテ價ヲ定メシムヘシト曰フカ如キ同シク有効ナリ(二ヲ見ヨ)民法財産取得編第三十三條ニ曰ク

賣、買、ノ、代、價、ハ、金、額、ヲ、以、テ、セ、サ、ル、モ、其、目、安、ヲ、契、約、ニ、定、ム、ル、コ、ト、ヲ、要、ス、(佛國民民法第千五百九十一條)

又、其、代、價、ハ、或、ハ、同、種、類、ノ、商、品、ノ、現、時、又、ハ、近、日、ノ、市、價、ニ、委、子、或、ハ、契、約、ヲ、以、テ、指、定、シ、タ、ル、第、三、者、ノ、評、價、ニ、委、ヌ、ル、コ、ト、ヲ、得、(同上第千五百九十二條)



右評價カ錯誤ニ出テタルカ又ハ明カニ公平ニ反スルトキハ其評價ニ異議ヲ爲スコトヲ得但、其異議ハ損失ヲ受ケタリト主張スル一方、カ評價ヲ知リタル時直チニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三者ト當事者ノ一方トノ間ニ共謀ノ詐欺アルトキハ財産編第三百十二條及ヒ第五百四十四條ノ規定ヲ適用ス

當事者ハ元本又ハ無期若クハ終身ノ年金權ヲ以テ代價ヲ定ムルコトヲ得然レトモ、第三者ハ元本ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ定ムルコトヲ得ス但、當事者カ明示ニテ一層廣キ權限ヲ第三者ニ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス

契約者双方間ニ於テ評價人ヲ定メタリト雖、モ評價人或ハ事故アリテ評價ヲ爲スコトヲ得ス或ハ之レヲ爲スコトヲ肯セサルモ、賣買成立セス何トナレハ此場合ニ於テハ賣買ハ條件附ニシテ若シ評價人評價

ヲ爲サ、レハ條件到來セス契約隨テ其効ヲ生スルコト能ハサレハナリ是レ佛國民法第千五百九十二條ニ明文アリシ所ナルカ我邦民法ニハ之レヲ削レリ蓋シ其當然ニシテ聊カ蛇足ニ近キモノアリシヲ以テナリ又、契約者相約シテ後ニ選定スル所ノ評價人ヲシテ其價ヲ定メシムヘント曰ヘル場合ニ於テ若シ双方其人ニ付意見合ハサルキハ前項ニ同シク條件ノ不到來ニ由リテ契約其効ヲ生セス故ニ裁判所ニ於テ契約者ニ代リ評價人ヲ定ムルコト能ハス但シ双方一致スルコト能ハサルハ全ク賣主又ハ買主ニ於テ惡意ヲ以テ評價人ヲ選ハサルニ由ルコト判然セシキハ相手方ヨリ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得ヘシ例ヘハ賣主ニ於テ買主ニ向ヒ評價人ヲ選フヘシト曰ヘルニ買主之レヲ選ハサルカ如キ是レナリ

第三十三條末三項ハ殆ト言フヲ待タサル所ナリ但シ第三項ニ評價



カ明カニ公平ニ反スルトキハ其評價ニ異議ヲ爲スコトヲ得ト曰ヘ  
ルハ聊カ訴訟ノ種子ヲ播植スルノ譏ヲ免レ難キカ

第三

(六十) 第三 貨幣タルヘキヲ○此事ハ篇首賣買ノ性質ヲ説クニ方リ既

ニ述ヘタル所ニシテ(六)今更ニ喋々スルヲ須タス唯之レニ關シテ學  
者間ニ議論アル一二ノ点ヲ示シ以テ本項ヲ終ラント欲ス(一)米麥株  
式等取引所ニ於テ取引ヲ爲スモノニシテ日々同所ノ相場附アルモ  
ノヲ與ヘテ一物品ヲ購ヒタル片ハ賣買アリヤ否ヤ學者中賣買アリ  
ト主張スルモノアレモ余ハ之レヲ取ラス凡ソ貨幣以外ノモノヲ以  
テ一物件ニ易フルモノハ賣買ニ非サルヲハ既ニ篇首ニ論スルカ如  
シ故ニ貨幣ニ非サル米麥株式等ノ以テ代價トナスヲ能ハサルハ論  
ヲ俟タサルナリ況ヤ貨幣ハ其價變動スルヲ稀ナレモ米麥株式等ハ  
其價變動極マリナク數日間ニ其價ヲ増シテ二倍トナリ又其價ヲ減

シテ半額トナルヲ稀ナリトセサルニ於テヲヤ(紙幣ヲ以テ通貨トナ  
スノ國ニ於テハ往々紙幣ト正貨トノ差甚シク打歩一日ニシテ一割  
二割ノ大差ヲ呈スルヲ尠ナカラサレモ是等ノ地ニ於テハ紙幣忽チ  
正貨ヲ市場ヨリ逐出タシ其國實際ノ貨幣ハ紙幣ナリト曰フモ可ナ  
ル如クナルカ故ニ假令紙幣ト金銀トノ差ハ甚シキモ他ノ諸物價直  
チニ昂低ヲ生スヘキニアラス故ニ紙幣ヲ以テ米麥株式等ノ商品ニ  
比スヘキニアラサルナリ

(二) 年金(無期)ニ又ハ債權者其他ノ人ノ畢生間又ハ幾年間年々若干ノ金  
額ヲ拂フヘキノ約ヲ謂フヲ以テ代價トスルヲ得ルハ固トヨリ論  
ヲ俟タサル所ナリ但シ終身年金ニ就テハ佛國ニ於テハ少シク議論  
ナキニ非サレモ其代價トナスニ足ルヲハ論ヲ俟タスト思フナリ(佛  
國判決例中之レニ違フモノナキニ非サレモ)我邦ニ於テハ第三十三



條末項ヲ以テ之レヲ明言セリ尙ホ其詳細ニ至リテハ讀者諸君射倖  
契約ヲ學フニ當リ之レヲ知ラン

賣買ノ費用  
第三十四條

(六) 代價ノ事ヲ説キ了ルニ臨ミ財產取得編第三十四條ヲ掲ケン曰ク  
賣買契約ノ費用ハ當事者双方平分シテ之ヲ負擔ス但双方カ別段ノ  
定ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス(佛國民法第千五百九十三條)  
佛國民法ニ於テハ右ノ費用ハ買主ノ負擔ニ在ルモノトセリ蓋シ此等  
ノ費用ハ買主ニ於テ代價ノ一部ト考ヘ初メヨリ之ヲ引去リテ賣主ニ  
拂フヘキ代價ヲ約定セシモノト看做シ佛國立法者ハ結約者ノ意思ヲ  
推量シテ斯克定メタルモノナラン余ハ我カ民法ノ規定ヲ以テ尤モ允  
當ナルモノト信スルナリ但シ結約者ニ於テ特ニ該費用ハ全ク買主又  
ハ賣主ノ負擔タルヘシト約スルハ固ヨリ隨意ニシテ假令契約書中ニ  
其明文ナキモ双方ノ意思茲ニ在リシト云フヲ判然スレハ復タ第三十

四條ヲ適用スヘキ限リニ非サルナリ  
不動産ノ買主抵當債權者ノ追及ヲ免レント欲スルハ<sup>スル</sup>除ノ手續ヲ  
踐マサル可カラス此費用ハ誰カ負擔スヘキカ是レ<sup>カ</sup>抵當法ニ於テ説ク  
可キ所ナルカ故ニ茲ニハ之レヲ論セス

第四節 能力

第四節 能  
力

(六) 能力ハ前三件ト異リ通常之レナケレハ契約成立セサルニ非ス唯  
其無効ヲ鳴ラスコトヲ得ルナリ但シ余ノ考フル所ニテハ左ノ無能力中  
全ク契約ヲ成立セシメストスルヲ可トスルモノアレハ是レ例外ニシ  
テ概シテ言ヘハ無能力ハ契約ノ成立ニ妨碍ナキモノトス  
凡ソ能力ノ事ニ就テ原則トスヘキハ法律ニ於テ故ラニ無能力トナサ  
サルモノハ皆ナ能力ヲ有スルモノトスルコト是レナリ佛國民法第千五  
百九十四條ニ曰ク凡ソ法律ニ於テ禁制セサル人ハ總テ賣買スルコトヲ



得ト我邦ニ於テハ之レヲ明言セサルハ其蛇足ニ近キヲ以テナリ之レニ反シテ法律ニ於テ故ラニ禁制スル人ハ賣買スルコトヲ得ス而シテ茲ニ法律ニ於テ禁制スル人ト曰フハ唯次條ニ列舉スル人ノミナラス未成年者、瘋癲者、婦等ノ如キ一般ノ無能力者モ亦タ賣買ヲ爲スコト能ハス(未成年及ヒ婦ハ賣買ヲ爲スコトヲ得ルコトアレハ概シテ言ヘハ之ヲ爲スコトヲ得サルコト多シ)然レモ是等ハ賣買ニ特別ナルモノニ非サルカ故ニ別ニ此ニ述ヘス唯賣買ニ特別ナル無能力ニ付左ニ略陳スヘシ

第一無能力

(六三)第一 夫婦ハ互ニ賣買ヲ爲スコト能ハス財產取得編第三十五條

ニ曰ク

配偶者ノ間ニ於テハ動産ト不動産トヲ間ハス賣買ノ契約ヲ禁ス配偶者ハ一方カ他ノ一方ニ對シテ負擔スル眞實且正當ナル債務ヲ消滅セシムルニハ相互ニ代物辨濟ヲ爲スコトヲ得

第三十五條

右代物辨濟ハ相當ノ疏明ヲ爲セル後裁判所ノ認許ヲ得タルニ非サレハ配偶者ノ間ニ於テ有效且完全ナラス

又此代物辨濟カ不動產物權ヲ目的トスルトキハ其代物辨濟ハ登記中ニ右認許ヲ附記シタルニ非サレハ第三者ニ對シテ効力ヲ有セス(佛國民法第千五百九十五條)

佛國ニ於テモ夫婦互ニ賣買ヲ爲スコトヲ得ス而シテ其理由ニアリ

第一夫婦間ノ贈與ハ何時ニテモ之レヲ廢罷スルコトヲ得ヘシ(佛國民法第千〇九十六條我邦民法財產取得編第三百六十七條)然ルニ若シ夫婦間ニ賣買スルコトヲ得ハ名ヲ賣買ニ假リテ廢罷スヘカラサル贈與ヲ爲サントス第二夫婦互ニ賣買スルコトヲ得ハ夫婦ノ一人無資力又ハ破産ノ場合ニ陥イルトキハ其財產ヲ其配偶者ニ賣リタル爲子シ以テ陰カニ財團ヲ減少センコトヲ謀ルノ恐レアリ我カ民



法ニ於テハ右ノ第一ノ理由ニ基キ夫婦間ノ賣買ヲ禁スルモノ、如シ余ノ信スル所ニ據レハ凡ソ夫婦間ノ契約ハ何時ニテモ一方ヨリ之レヲ廢罷スルコトヲ得但シ其廢罷ハ第三者ニ對シテハ効ナシトスルヲ以テ尤モ得策ト爲スナリ(財産取得編第三百六十七條ヲ參觀セヨ)

右ノ第三十五條ニハ代物辨濟モ亦タ之レヲ禁セリ是レ第一賣買ノ章ニ於テ代物辨濟ヲ説ク順序錯雜ノ譏ヲ免カレス且ツ法文ニハ先ツ賣買ヲ禁スルコトヲ言ヒ直チニ某々ノ代物辨濟ハ之レヲ爲スコトヲ得ト曰ヘルヲ以テ宛モ賣買中ニ代物辨濟ヲ包含スルモノ、如ク見ユルナリ草案ニハ第一賣買ヲ禁スルコトヲ言ヒ次ニ代物辨濟ヲ禁スルコトヲ言ヒ次ニ某々ノ代物辨濟ハ之レヲ爲スコトヲ得ト曰ヒシカ故ニ文章上略條理ニ合ナヘルモノ、如シト雖トモ其例外

トシテ示セル場合ヲ見ルニ眞實且正當ナル債務ヲ消滅セシムヘキ代物辨濟ハ之レヲ許スト曰ヘルカ故ニ其禁スル所ノモノハ主トシテ代物辨濟ニ似テ非ナルモノナルコト疑ナシ若シ然ラハ特ニ代物辨濟ヲ禁スルコトヲ言フハ聊カ妥當ナラサルモノアルカ如シ是レ蓋シ立法者カ草案ノ第二項ヲ省キ直チニ其第三項ヲ掲ケタル所以カ唯其文章ヲ脩正セシテ之レヲ掲ケタルカ故ニ條理錯乱頗ル奇異ノ想ヲ爲サシムルハ惜ムヘシ

之レヲ要スルニ眞正ノ代物辨濟ハ夫婦間ト雖トモ之レヲ爲スコトヲ得唯裁判所ノ認許ヲ經ルニ非サレハ有效ナラストセリ是レ以テ其代物辨濟ノ眞正ナルコトヲ証認セシメンカ爲メナリ

第三十五條末項ノ規定ハ第三者ニ對シテ其代物辨濟ヲ正確ナラシメンカ爲メニ設クル所ナリ



第三十六條

(六三補) 佛國ニ於テハ右ノ禁制ノ制裁ニ就イテ頗ル議論アリ我邦ニ於テハ財產取得編第三十六條ヲ以テ之レヲ定メテ曰ク  
 前條ニ基キタル銷除ノ訴權ハ賣渡又ハ認許ナキ代物辨濟ヲ爲シタル配偶者其相續人又ハ承繼人ノミニ屬ス但其訴權ハ財產編第五百四十四條以下ノ一般ノ規則ニ從フ

蓋シ我邦ニ於テハ法律ノ意一ニ賣主タル配偶者及ヒ其承繼人ヲ保護スルニ在ルヲ以テ賣買ノ無効ヲ唱フルコトヲ得ルモノハ獨リ賣主タル配偶者及ヒ其承繼人ノミニナリ而シテ其訴權ハ一ノ銷除訴權ニシテ財產編第五百四十四條以下ニ規定スルモノナリ故ニ其訴權ハ無能力ノ止ミテヨリ五年間存在スルモノトス即チ婚姻解消ノ日ヨリ五年ヲ經テ時効ニ罹ルナリ

第二無能力

(六四) 第二 賣買ノ委任ヲ受ケタルモノハ賣渡物件ヲ買フコトヲ得ス財

第三十七條

產取得編第三十七條ハ此意ヲ敷衍シテ曰ク

法律上裁判上若シハ合意上ノ管理人ハ直接ニ自己ノ名ヲ以テスルモ間介人ニ依ルモ賣渡ノ任ヲ受ケタル財產ニ付キ協議上又ハ競賣上ノ取得者ト爲ルコトヲ得ス  
 此制禁ハ競賣ヲ處理シ又ハ指揮スルコトヲ法律ニ依リテ任セラレタル公吏ニ之ヲ適用ス(佛國民法第千五百九十六條)

何故ニ賣買ノ委任ヲ受ケタルモノニ賣渡物件ヲ買フコトヲ禁シタルヤト云フニ若シ此委任ヲ受ケタルモノ自ラ之レヲ買フコトヲ得ル片ハ力ヲ極メテ他ノ買人ヲ遠ケ例ハ賣渡物件ハ粗惡ニシテ其用ニ適セス等ノ詐言ヲ設ケ以テ己レ之レヲ買ハント欲スルノ恐レアリ是レ賣主ノ爲メニ謀リテ利ナラサル所ナリ然ルニ此委任ヲ受ケタル者ハ恰モ賣主ノ利ヲ謀リ其物件ノ價ヲシテ尤モ高カラシムヘキ



地位ニ立ツモノナリ是レ法律カ特ニ此等ノ人ニ賣渡物件ヲ買フヲ禁シタル所以ナリ

佛國民法ニ於テハ第一ニ後見人ニ被後見人ノ財産ヲ買フヲ禁セリ蓋シ後見人ハ被後見人ノ法律上ノ代理人ニシテ殊ニ被後見人ノ財産ヲ賣却スルノ任アリ故ニ右ニ述ヘタル理由ニ基キ自ラ此財産ヲ買フヲ禁シタルナリ而シテ法文ニハ唯公賣ノ事ノミヲ言ヘル尋常ノ賣買ニ於テモ買フヲ能ハサルハ勿論ナリ否詐僞行ハレ難キ公賣ニ於テ猶ホ且ツ之レヲ買フヲ得ス況ンヤ詐僞尤モ行ハレ易キ相對ノ賣買ニ於テヤ是レ唯理ニ於テ然ルノミナラス第四百五十條(我民法人事編第九十五條)ニ明文アル所ナリ蓋シ佛國立法者カ特ニ公賣ニ就テ言ヘル所以ノモノハ他ナシ被後見人ノ財産ハ公賣ニ非サレハ之レヲ賣ルヲ能ハサルヲ常トスレハナリ我邦民法ニ

於テハ協議上又ハ競賣上ハ取得者ト爲ルコトヲ得スト曰ヒ以テ此點ヲ明瞭ニセリ

佛國民法ニ於テハ第二ニ代理人ハ其賣却ヲ委任セラレタル財産ヲ買フヲ得スト曰ヘリ是レ即チ通常ノ代理人即チ約定上ノ代理人ヲ言フモノナリ夫レ代理人ニ財産總体ノ管理ヲ委任セラル、モノアリ此代理人ハ己レカ管理セル財産ノ一二ヲ買フヲ得ヘシ何トナレハ尋常ノ代理人ハ後見人ト違ヒ特別ノ委任ヲ受クルニ非サレハ管理セル財産ヲ賣ルヲ能ハサレハナリ故ニ茲ニ代理人ト曰フハ法文ニアル如ク賣買ニ付代理ノ委任ヲ受ケタルモノヲ謂フ又茲ニモ法文ニハ公賣ノミニ就テ言ヘル前項ニ述ヘタル理由ニ基キ相對賣買ニ於テモ買フヲ得サルナリ蓋シ佛國立法者カ特ニ公賣ニ就テ言フ所以ノモノハ相對賣買ニ於テハ賣主ノ承諾ナクシテ之ヲ買



フヲ稀レナリ而シテ賣主ノ承諾アレハ賣買有効ナルヲ論ヲ俟タサ  
レハナリ我邦民法ニ於テハ明カニ兩種ノ賣買ヲ禁スルコトハ前項  
ニ言ヘルカ如シ

其他佛國民法第千五百九十六條ニ列舉セルモノハ皆ナ行政法ニ關  
スルモノナルカ故ニ茲ニ之レヲ詳論セズ

右第二ノ無能力ハ公安ニ關係アルモノニ非ス唯賣主ノ私益ヲ保護  
スルノ目的ニ出ツルモノナルカ故ニ法律ノ保護メンヲ欲スル賣  
主ノミ賣買ヲ無効トスルヲ得ルモノニシテ他人殊ニ買主ハ其無  
効ヲ鳴ラスコト能ハス財產取得編第三十八條ニ曰ク

前、條、ノ、規、定、ニ、背、キ、タ、ル、賣、買、ノ、銷、除、訴、權、ハ、原、所、有、者、其、相、續、人、及、ヒ、  
承、繼、人、ノ、ミ、ニ、屬、ス、

第三無能力

(六五) 第三 民法財產取得編第三十九條ニ曰ク

第三十九條

判、事、檢、事、及、ヒ、裁、判、所、書、記、ハ、爭、ニ、係、ル、物、權、又、ハ、人、權、ニ、シ、テ、其、職、務、  
ヲ、行、フ、裁、判、所、ノ、管、轄、ニ、屬、ス、可、キ、モ、ノ、ノ、取、得、者、ト、爲、ル、コ、ト、ヲ、得、ス、  
此、制、禁、ハ、右、同、一、ノ、條、件、ヲ、以、テ、辯、護、士、及、ヒ、公、証、人、ニ、之、ヲ、適、用、ス、(佛

國民法第千五百九十七條)

右法文中爭ニ係ル物權又ハ人權ト曰ヘリ是レ必スシモ現ニ訴訟ト  
ナリ法廷ニ出テ居ルモノ、ミヲ言フニ非ス凡ソ權利ノ有無其有効  
無効等ニ就キ已ニ爭論アリ異日訴訟ノ起因トナルヘキモノヲ言フ  
ナリ

本條ヲ設ケタル理由如何曰ク本條ニ掲ケタル法曹ハ皆ナ公吏ノ資  
格ヲ帶フルモノニシテ其職務タルヤ專ラ公平無私ヲ旨トシ人民ノ  
身体財產ヲ保護シ以テ間接ニ社會ノ安寧ヲ維持スルニ在リ然ルニ  
此等ノ人若シ己レノ管轄内ニ在ル權利ヲ購ヒ同管轄内ノ裁判所ヲ



シテ之レヲ裁判セシムルコトヲ得ハ或ハ其裁判ノ公平無私タルコトヲ保シ難シ何トナレハ其權利ヲ購ヒタルモノ自ラ之レヲ裁判スルコトハ之レアラサレモ之レヲ裁判スルモノ必ス其同僚ニ非サレハ之レト常ニ相往來シ互ニ交通スルモノナリ故ニ之レヲ購ヒタル人ト之ヲ裁判スル人ト皆ナ法曹タルヘキ徳義ニ聊カ缺クル所アルモ其裁判必スシモ公平無私ナラサルコトナシトセス假令此等ノ人皆ナ法曹タルヘキ徳義ヲ具ヘ毫モ偏頗私曲ノ事ナシトスルモ裁判ヲ受クルモノ之レヲ疑フハ人情ノ然ラシムル所ナリ是レ大ニ裁判所ノ威嚴ヲ損スルモノナリ故ニ法律ハ特ニ此等ノ人ニ爭論アル權利ヲ購フコトヲ禁シタルナリ

制裁

(六) 右ノ禁制ヲ犯セハ如何是レ財産取得編第四十條ニ規定セル所ナリ曰ク

第四十條

前條ヨリ生スル銷除訴權ハ讓渡人權利ヲ爭フ相手方其双方ハ相續人及ヒ承繼人ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス又權利ヲ爭フ相手方其相續人又ハ承繼人ハ讓受人ニ讓渡ノ現價ト辨濟ノ日ヨリノ利息トヲ辨償シテ其權利ノ受戻ヲ爲スコトヲ得(佛國民法第千六百九十九條)

右ノ規定ハ違背者ニ對スル懲戒ノ罰ヲ妨ケス佛國ニ於テハ右ノ禁制ノ制裁ニ就キ頗ル議論アレトモ余ハ右ノ禁制ヲ設ケタル理由ニ基キ契約成立セス何人タリトモ之レカ無効ヲ鳴ラスコトヲ得ヘシト信スルナリ蓋シ法律カ右ノ契約ヲ禁シタル所以ノモノハ尤モ裁判所ノ威嚴ヲ損センコトヲ恐レテナリ故ニ若シ右ノ契約ニ由リテ損害ヲ蒙ルノ恐レアル人之レカ無効ヲ請求セサルモ何人タリトモ苟モ之レニ關係アルモノハ皆契約ノ無効ヲ鳴



ラスコヲ得スンハアルヘカラス故ニ係争ノ權利ノ相手方ハ勿論其  
 賣主其買主即チ右ニ掲ケタル法曹モ亦タ之レカ無効ヲ鳴ラスコヲ  
 得ヘシ反對説ヲ取ルモノハ曰ハン子ノ説ニ從ヘハ法曹ハ己レニ利  
 益アリト信シ劣カニ係争ノ權利ヲ購ヒ後己レニ利益ナキコトヲ發見  
 シ遽カニ契約ノ無効ヲ唱フルコトヲ得ン不信モ亦太甚シト謂フヘシ  
 故ニ民法第千五百九十七條ニモ專ラ法曹ヲ罰スルノ意ニ出テ、之  
 レヲ犯セハ契約無効ニシテ且ツ訴訟入費及ヒ損害賠償ヲ負擔スヘ  
 シト曰ヘルニ非スヤ是レニ由リテ之レヲ觀レハ法曹カ契約ノ無効  
 ヲ鳴ラスコ能ハサルヤ明ケシト是レ未タ法條ノ真意ヲ解セサルモ  
 ノナリ第一法曹ハ必スシモ惡意アルモノニ非ス其争ニ係ルコトヲ  
 知ラスコテ之レヲ購ヘルコトナシトセス又假令惡意アルモノトスル  
 モ被害者ハ之レニ損害ノ賠償ヲ要求シ之レヲシテ訴訟入費ヲ負擔

セシムルハ可ナリ而カモ契約無効ニ非スト曰フコトヲ得ス何トナ  
 レハ法律ハ前ニ述ヘタル理由ニ基キ此等ノ人買主タルコトヲ得ス  
 ト曰ヒ契約ハ以テ法律ニ違背スルコト能ハサルモノナレハナリ今  
 被害者ニシテ契約無効ニ非スト曰フコトヲ得ハ是レ法律ニ違背セ  
 ル契約ニ基キ之レカ履行ヲ請フコトヲ得ルモノナリ是レ豈ニ立法  
 者ノ意ナランヤ且ツ惡意アルモノカ時トシテ契約ノ無効ヲ唱フル  
 コトヲ得ルハ殆ト争フヘカラサル所ニシテ例ヘハ或人發狂人ト其  
 發狂人タルコトヲ知リテ契約ヲ結ヘル場合ニ於テハ苟モ聊カ法理  
 ノ何物タルヲ知レルモノハ必ス其人自ラ契約ノ無効ヲ唱フルコト  
 ヲ得ヘシト曰ハン何トナレハ契約ノ基礎タル承諾アラサルヲ以テ  
 發狂人又ハ其代理人ニ於テ相手方ノ申立ニ抗シ契約成立セリト曰  
 フコトヲ得サレハナリ故ニ本條ノ場合ニ於テモ法曹自ラ契約ノ無効



ヲ鳴ラスコヲ得ヘシ(五七補ヲ見ヨ)

以上ハ佛國民法ニ就テ論スル所ナリ我邦民法草案編纂者ハ前ニ述ヘタル理由ノ外尙ホ一ノ理由ヲ加ヘ之レヲ以テ却テ主要ノモノトセリ曰ク法文ニ列舉セルモノハ皆ナ能ク法律ヲ知レルモノニシテ若シ此等ノ者一争件ニ對シ勝訴ノ見込鮮シト曰ハ、其本人ハ必ス落膽シテ如何ナル廉價ヲ以テモ之レヲ賣ルコトヲ承諾スルハ殆ト疑ナシ故ニ右ノ法曹ハ此位置ヲ利用シ極メテ廉價ヲ以テ一係争權ヲ購ヒ由リテ以テ奇利ヲ博セント欲スルノ恐レアリ是レ法律カ特ニ係争權ノ主人ヲ保護セサルヘカラサル所以ナリト此理由ニ基キ草案編纂者ハ右ノ禁制ノ制裁ヲ定メテ曰ク元來右ノ禁制ハ私益ヲ保護スルノ精神ニ出テタルモノナルカ故ニ其法律カ特ニ保護セント欲シタル人ノミ之レニ基キテ賣買ノ無効ヲ唱ヘ之レヲ銷除ス

ルコトヲ得ヘシ其他ノ人ハ一切之レカ銷除ヲ請フコト能ハスト而シテ其法律カ特ニ保護セント欲シタル人ヲ問ヘハ曰ク第一賣主及ヒ其承繼人ハ法曹ノ爲メニ廉價ニ其權利ヲ購ヒ去ラレタルヲ以テ其契約ノ銷除ヲ請フコトヲ得ヘシ第二其争ノ相手方及ヒ其承繼人モ法曹カ不公平ノ裁判ヲ下タサシムルノ虞アルヲ以テ亦タ其契約ノ銷除ヲ請フコトヲ得ヘシト是レ第四十條ノ明文ニ因リ我邦民法ニ於テハ一點ノ疑ヲ存スルコト能ハサル所ナリ唯立法上ヨリ之レヲ論スルハ果シテ允當ト爲スコトヲ得ルヤ否ヤ余ハ聊カ疑ナキ能ハサルナリ佛國ニ於テハ係争權ノ受戻ナルモノアリテ凡ソ何人ト雖トモ一ノ係争權ヲ讓受クルトキハ其争ノ相手方ニ於テ其讓受ノ代價ヲ拂ヒ以テ其權利ヲ己レニ買受ケ以テ争ヲ落着スルコトヲ得(猶ホ其條件等ニ至リテハ民法第千七百條及ヒ第千七百〇一條ニ特別ノ規定アリ)



リテ我カ民法ノ規定ニ異ナル所多シト雖トモ今敢テ茲ニ贅セス  
我邦ニ於テハ一般ニ係争權ノ受戻ヲ廢シタルコト余カ大ニ喜フ所  
ナリ然ルニ右ニ論シタル法曹カ係争權ヲ購ヒタル場合ニ於テハ特  
ニ其争ノ相手方ニ之レカ受戻ヲ許セリ是レ固トヨリ右ノ法曹ヲ懲  
罰スルノ意ニ出テタルモノナリト雖トモ余ハ既ニ其相手方ニ銷除  
訴權ヲ與フレハ足レリ敢テ法曹ニ不當ノ所爲アリシカ爲メニ其争  
ノ相手方僥倖ヲ獲既ニ勝ツヘカラサル争ニ就キ僅々ノ代價ヲ拂ヒ  
以テ其争ヲ落着スルコトヲ得セシムルハ頗ル妥當ナラサルモノア  
リト信スルナリ

佛國ニハ尙  
ホ第四無能  
カアルコト

(六七)佛國民事訴訟法第七百十一條ニ曰ク代訟人ハ賣却ヲ行ヘル裁判  
所ノ職員ノタメニ競買ヲ爲スヲ得ス若シ之レヲ犯セハ公賣又ハ再  
競賣無効ニシテ且ツ損害賠償ノ責アルモノトス差押ヲ受ケタル人及  
ランシエール

ヒ無資力ト知レ渡リタル人ハタメニ競買ヲナスヲ得ス若シ之レヲ  
犯セハ同一ノ罰アルモノトス又賣却ノ訟求ヲ爲セル代訟人ハ自ラ公  
買人及ヒ再競買人トナルヲ得ス若シ之ヲ犯セハ公賣又ハ再競賣無  
効ニシテ且ツ各關係人ニ對シ損害賠償ノ責アルモノトスト我邦ニハ  
之レニ類スル規定ナキカ如シ

### 第三章 賣買ノ効果

第三章 賣  
買ノ効果

(六八)賣買ノ効果ノ大要ハ既ニ篇首ニ於テ之レヲ述ヘタリ就中所有權  
ノ移轉物件ノ危險不動産賣買ノ登記等ニ就イテハ皆ナ其大略ヲ說述  
セリ(三及ヒ九以下)且ツ皆ナ大抵契約ノ普通法ヲ適用スヘキカ故ニ別  
ニ茲ニ詳論スルノ要ナシ左ニ先ツ財産取得編第四十四條及ヒ第四十  
五條ヲ掲ケン

第四十四條 賣買契約ハ賣渡物ノ所有權ノ移轉及ヒ其物ノ危險ニ付

第三章 賣買ノ効果



第四十五條

テハ財産編第三百三十一條、第三百三十二條、第三百三十五條及ヒ第四百十九條ニ定メタル如キ普通法ノ規則ニ從フ

第四十五條 賣買ノ目的カ不動産ナルトキハ其契約ヲ以テ賣主ノ特定且善意ノ承繼人ニ對抗スルニハ財産編第三百四十八條以下ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス

財産編第三百四十六條及ヒ第三百四十七條ハ右同一ノ目的ヲ以テ有體動産及ヒ債權ノ賣買ニ之ヲ適用ス

右ノ外尙ホ賣主ノ義務及ヒ買主ノ義務ニ就キ多少特別ナル規定ナキニ非ス因テ本章ヲ二節ニ分チテ之レヲ説カント欲ス

第一節 賣主ノ義務

第一節 賣主ノ義務  
不明瞭ノ約定

(六九)佛國民民法第千六百〇二條ニ曰ク賣主ハ明カニ己レカ約セシ所ノモノヲ説明セサルヘカラス凡ソ不分明又ハ曖昧ナル約定ハ賣主ニ反

財産編第三

シテ之ヲ解釋スル者トスト是レ一般ノ定則ニ違ヘルモノナリ何トナレハ佛國民民法第千六百六十二條及ヒ我カ民法財産編第三百六十條ニ曖昧ノ約定ハ債務者ニ利アルヤウ解釋スヘキヲ曰ヘリ然ルニ代價ニ就イテハ買主其債務者ナリト雖モ物件ニ就イテハ賣主之レカ債務者タリ故ニ普通ノ原則ヲ適用スレハ物件ニ就イテハ賣主ニ利アルヤウ契約ヲ解釋スヘキ筈ナルニ佛國民民法第千六百〇二條ニ據レハ常ニ賣主ニ反シテ之レヲ解釋セサルヘカラス是レ殆ト謂レナキ所ニシテ我邦民法ニ於テハ之レヲ廢セリ故ニ我邦ニ於テハ賣買ニモ普通ノ原則ヲ適用シ物件ニ就イテハ賣主ニ利アルヤウ契約ヲ解釋シ代價ニ就イテハ買主ニ利アルヤウ之レヲ解釋セサルヘカラス余此普通ノ原則スラ之レヲ廢スルヲ可トスルモノナリ請フ左ニ其理由ヲ開陳セン

(七十)蓋シ佛國民民法第千六百六十二條及ヒ我カ民法財産編第三百六十條



ニ於テ特ニ債務者ニ利アルヤウ契約ヲ解釋スヘシトセル所以ノモノ  
ハ他ナシ債務者ハ常ニ貧ニシテ債權者ハ常ニ富メリ故ニ債務者ヲ保  
護スヘシト曰フニ過キス謬見モ亦タ太甚シト謂フヘシ夫レ債務者ハ  
必スシモ貧ナラス例ヘハ富人ハ巨額ノ物品ヲ消耗スルヲ常トス而シ  
テ其消耗品ニ就イテハ富人債務者ニシテ之レヨリ貧シキモノ其債權  
者タルコト尤モ多シ故ニ佛國及ヒ我邦民法ノ規定ハ貧人ヲ援ケント欲  
シテ却テ富人ヲ援ケルノ結果ニ至ルヘシ且ツ富人ナレハトテ必スシ  
モ之レヲ惡ミ貧人ナレハトテ必スシモ之レヲ愛スヘキニ非ス法律ハ  
唯理ノ在ル所ヲ援ケ理ノナキ所ヲ制スヘキノミ決シテ貧富ノ平均ヲ  
謀ルヘキニ非ス故ニ貧人ヲ保庇シテ富人ヲ壓抑セント欲スルハ有害  
無益ナルノミナラス立法者ハ決シテ此クノ如キ任ヲ帶ヒタルモノニ  
ハ非サルナリ況ンヤ法律ヲ以テ富人ヲ窘シメ貧人ヲ護ラント欲スル

并ハ富人却テ益ヲ貧人ニ酷ニ貧人却テ益ヲ窘シムヘキニ於テヲヤ故ニ  
此等ノ法條ハ宜シク之レヲ廢スヘシ我邦ニ於テハ新タニ民法ヲ制定  
スルニ當リ仍ホ佛國ノ舊套ヲ墨守シ此冗則此害規ヲ揭ケタルハ余カ  
甚タ惜ム所ナリ今草案編纂者ノ言ヲ聞クニ曰ク證據法ニ於テ債權者  
ハ先ツ己レノ權利ヲ證明スヘキモノナリ故ニ不明瞭ノ約文ハ總テ債  
權者ニ反シテ之レヲ解釋スヘシト是レ余カ感服スル能ハサル所ナリ  
若シ草案編纂者ノ言ヘル如ク全ク證據法ノ規則ノ適用ナリトセンカ  
立法者ハ何ノ用アリテカ此條ヲ合意ノ解釋ノ款ニ掲グルカ徒ラニ此  
條ヲ解釋スルモノヲシテ證據法以外ニ之レヲ適用スヘキモノナルヤ  
ヲ疑ハシム故ニ余ハ此等ノ法條ヲ設ケスニ法律ノ原則ヲ適用シ不  
明瞭ナル約文ハ判官ニ於テ自由ニ其意味ヲ探クルコトヲ得セシメ若シ  
判官ニ於テ其意味ヲ探クルコト能ハサル者ハ此約文ヲ利用セント欲ス